



30原機(も)015

平成30年4月6日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

国立研究開発法人
日本原子力研究開発機構
高速増殖原型炉もんじゅ
所長 安部 智

「高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」の
読み替えについて（連絡）

平成29年12月22日付けで提出しました「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成30年4月1日付け組織名称変更、人事異動等に伴い、同日から読み替えが必要となりました。

本件は、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（規程）」に基づく軽易な変更の扱いとして、次回修正までの期間、添付資料のとおり読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

添付資料

- ・「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以 上

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
高速増殖原型炉もんじゅ 原子力事業者防災業務計画 平成 2 9 年 1 2 月 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ	高速増殖原型炉もんじゅ 原子力事業者防災業務計画 平成 2 9 年 1 2 月 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ	

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
目 次 第 1 章 総 則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 第 1 節 原子力事業者防災業務計画の目的・・・・・・・・ 1 第 2 節 定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 第 3 節 原子力事業者防災業務計画の基本構想・・・・・・・・ 4 第 4 節 原子力事業者防災業務計画の運用・・・・・・・・ 4 第 5 節 原子力事業者防災業務計画の修正・・・・・・・・ 5 第 2 章 原子力災害事前対策の実施・・・・・・・・ 6 第 1 節 原子力防災体制等の整備・・・・・・・・ 6 1. 体制の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 2. 原子力防災組織、原子力防災要員等・・・・・・・・ 6 3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務・・・・ 7 第 2 節 原子力防災組織の運営方法・・・・・・・・ 8 1. 体制の発令及び解除の方法・・・・・・・・ 8 2. 権限の行使・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0 3. 要員の非常招集の方法・・・・・・・・ 1 0 4. 通報連絡先の一覧表の整備・・・・・・・・ 1 0 第 3 節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備・・・・ 1 1 1. もんじゅ周辺監視区域（敷地境界）付近の 放射線測定設備の設置、検査・・・・・・・・ 1 1 2. 原子力防災資機材の整備・・・・・・・・ 1 1 3. その他原子力防災関連資機材等の整備・・・・ 1 2 4. 敦賀事業本部における原子力防災関連資機材等の整備・・・・ 1 2 5. 機構本部における原子力防災関連資機材等の整備・・・・ 1 2 6. 原子力事業所災害対策支援拠点における 原子力防災関連資機材等の整備・・・・・・・・ 1 2 第 4 節 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備・・・・ 1 2 1. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料・・・・ 1 2 2. もんじゅ現地対策本部が設置される場所に備え付ける資料・・・・ 1 2 3. 敦賀対策本部が設置される場所に備え付ける資料・・・・ 1 3 4. 機構対策本部が設置される場所に備え付ける資料・・・・ 1 3 5. 原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所 に備え付ける資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3 6. 原子力規制庁緊急時対応センターが設置される場所に備え付ける資料 1 3 第 5 節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検・ 1 3 1. もんじゅ現地対策本部・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3 2. 集合・退避場所・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3 3. 緊急処置施設等・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4 4. 気象観測設備・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4 5. プラントに係るデータ表示システム・・・・・・・・ 1 4 6. S P D S による国へのデータ伝送・・・・・・・・ 1 4 7. 所内放送装置等・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4 8. 敦賀対策本部・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4	目 次 第 1 章 総 則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 第 1 節 原子力事業者防災業務計画の目的・・・・・・・・ 1 第 2 節 定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 第 3 節 原子力事業者防災業務計画の基本構想・・・・・・・・ 4 第 4 節 原子力事業者防災業務計画の運用・・・・・・・・ 4 第 5 節 原子力事業者防災業務計画の修正・・・・・・・・ 5 第 2 章 原子力災害事前対策の実施・・・・・・・・ 6 第 1 節 原子力防災体制等の整備・・・・・・・・ 6 1. 体制の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 2. 原子力防災組織、原子力防災要員等・・・・・・・・ 6 3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務・・・・ 7 第 2 節 原子力防災組織の運営方法・・・・・・・・ 8 1. 体制の発令及び解除の方法・・・・・・・・ 8 2. 権限の行使・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0 3. 要員の非常招集の方法・・・・・・・・ 1 0 4. 通報連絡先の一覧表の整備・・・・・・・・ 1 0 第 3 節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備・・・・ 1 1 1. もんじゅ周辺監視区域（敷地境界）付近の 放射線測定設備の設置、検査・・・・・・・・ 1 1 2. 原子力防災資機材の整備・・・・・・・・ 1 1 3. その他原子力防災関連資機材等の整備・・・・ 1 2 4. 敦賀廃止措置実証本部における原子力防災関連資機材等の整備・ 1 2 5. 機構本部における原子力防災関連資機材等の整備・・・・ 1 2 6. 原子力事業所災害対策支援拠点における 原子力防災関連資機材等の整備・・・・・・・・ 1 2 第 4 節 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備・・・・ 1 2 1. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料・・・・ 1 2 2. もんじゅ現地対策本部が設置される場所に備え付ける資料・・・・ 1 2 3. 敦賀対策本部が設置される場所に備え付ける資料・・・・ 1 3 4. 機構対策本部が設置される場所に備え付ける資料・・・・ 1 3 5. 原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所 に備え付ける資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3 6. 原子力規制庁緊急時対応センターが設置される場所に備え付ける資料 1 3 第 5 節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検・ 1 3 1. もんじゅ現地対策本部・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3 2. 集合・退避場所・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3 3. 緊急処置施設等・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4 4. 気象観測設備・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4 5. プラントに係るデータ表示システム・・・・・・・・ 1 4 6. S P D S による国へのデータ伝送・・・・・・・・ 1 4 7. 所内放送装置等・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4 8. 敦賀対策本部・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4	組織名称変更

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
9. 機構対策本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 4 1 0. 原子力事業所災害対策支援拠点・・・・・・・・1 5 第 6 節 原子力防災教育の実施・・・・・・・・・・1 5 1. もんじゅにおける原子力防災教育・・・・・・・・1 5 2. 敦賀事業本部 における原子力防災教育・・・・・・・・1 5 3. 本部における原子力防災教育・・・・・・・・・・1 6 第 7 節 原子力防災訓練の実施・・・・・・・・・・1 6 1. もんじゅにおける訓練・・・・・・・・・・・・・1 6 2. 国又は地方公共団体が主催する訓練・・・・・・・・1 6 第 8 節 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・1 6 1. 国との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 6 2. 地方公共団体との連携・・・・・・・・・・・・・1 7 3. 防災関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・・1 7 4. 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用・・・・・・・・1 7 第 3 章 緊急事態応急対策の実施等・・・・・・・・・・1 8 第 1 節 通報、報告等の実施・・・・・・・・・・・・・1 8 1. 警戒体制及び原子力防災体制の発令等・・・・・・・・1 8 2. 施設の立上げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 8 3. 通報の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 8 4. 情報の収集と報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 9 5. 通話制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 0 6. 原子力事業所災害対策支援拠点の活動・・・・・・・・2 0 7. 他の原子力事業所等からの支援の要請・・・・・・・・2 0 第 2 節 応急措置の実施・・・・・・・・・・・・・2 1 1. 応急措置の実施及び概要の報告・・・・・・・・・・2 1 2. 退避誘導及びもんじゅ周辺監視区域内入域制限・・・・・・・・2 1 3. 放出放射エネルギーの推定・・・・・・・・・・・・・2 1 4. 消火活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 2 5. 原子力災害医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 2 6. 二次災害防止に関する措置・・・・・・・・・・・・・2 2 7. 汚染拡大の防止及び防護措置・・・・・・・・・・・・・2 2 8. 線量評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 3 9. 要員の派遣、資機材の貸与・・・・・・・・・・・・・2 3 1 0. 広報活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 3 1 1. 応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 3 1 2. 原子力災害の拡大防止を図るための措置・・・・・・・・2 4 1 3. 被災者相談窓口の設置・・・・・・・・・・・・・2 4 1 4. 運搬に係る応急措置・・・・・・・・・・・・・2 4 第 3 節 緊急事態応急対策・・・・・・・・・・・・・2 5 1. 原子力緊急事態の通報・・・・・・・・・・・・・2 5 2. 応急措置の継続実施・・・・・・・・・・・・・2 5 3. 要員の派遣、資機材の貸与・・・・・・・・・・・・・2 5 第 4 章 原子力災害中長期対策の実施・・・・・・・・・・2 6	9. 機構対策本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 4 1 0. 原子力事業所災害対策支援拠点・・・・・・・・1 5 第 6 節 原子力防災教育の実施・・・・・・・・・・1 5 1. もんじゅにおける原子力防災教育・・・・・・・・1 5 2. 敦賀廃止措置実証本部 における原子力防災教育・・・・・・・・1 5 3. 本部における原子力防災教育・・・・・・・・・・1 6 第 7 節 原子力防災訓練の実施・・・・・・・・・・1 6 1. もんじゅにおける訓練・・・・・・・・・・・・・1 6 2. 国又は地方公共団体が主催する訓練・・・・・・・・1 6 第 8 節 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・1 6 1. 国との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 6 2. 地方公共団体との連携・・・・・・・・・・・・・1 7 3. 防災関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・・1 7 4. 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用・・・・・・・・1 7 第 3 章 緊急事態応急対策の実施等・・・・・・・・・・1 8 第 1 節 通報、報告等の実施・・・・・・・・・・・・・1 8 1. 警戒体制及び原子力防災体制の発令等・・・・・・・・1 8 2. 施設の立上げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 8 3. 通報の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 8 4. 情報の収集と報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 9 5. 通話制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 0 6. 原子力事業所災害対策支援拠点の活動・・・・・・・・2 0 7. 他の原子力事業所等からの支援の要請・・・・・・・・2 0 第 2 節 応急措置の実施・・・・・・・・・・・・・2 1 1. 応急措置の実施及び概要の報告・・・・・・・・・・2 1 2. 退避誘導及びもんじゅ周辺監視区域内入域制限・・・・・・・・2 1 3. 放出放射エネルギーの推定・・・・・・・・・・・・・2 1 4. 消火活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 2 5. 原子力災害医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 2 6. 二次災害防止に関する措置・・・・・・・・・・・・・2 2 7. 汚染拡大の防止及び防護措置・・・・・・・・・・・・・2 2 8. 線量評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 3 9. 要員の派遣、資機材の貸与・・・・・・・・・・・・・2 3 1 0. 広報活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 3 1 1. 応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 3 1 2. 原子力災害の拡大防止を図るための措置・・・・・・・・2 4 1 3. 被災者相談窓口の設置・・・・・・・・・・・・・2 4 1 4. 運搬に係る応急措置・・・・・・・・・・・・・2 4 第 3 節 緊急事態応急対策・・・・・・・・・・・・・2 5 1. 原子力緊急事態の通報・・・・・・・・・・・・・2 5 2. 応急措置の継続実施・・・・・・・・・・・・・2 5 3. 要員の派遣、資機材の貸与・・・・・・・・・・・・・2 5 第 4 章 原子力災害中長期対策の実施・・・・・・・・・・2 6	組織名称変更

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
第 1 節 原子力災害中長期対策の計画等・・・・・・・・・・ 2 6 1. 原子力災害中長期対策の計画・・・・・・・・・・ 2 6 2. 原子炉施設の復旧対策の実施・・・・・・・・・・ 2 6 3. 原子力防災体制及び警戒体制の解除等・・・・・・・・ 2 6 4. 原因究明及び再発防止対策・・・・・・・・・・ 2 7 5. 汚染の除去・・・・・・・・・・ 2 7 6. 被災者への生活再建等の支援・・・・・・・・・・ 2 7 第 2 節 要員の派遣、資機材の貸与・・・・・・・・・・ 2 7 第 5 章 その他・・・・・・・・・・ 2 8 第 1 節 福井県内の他原子力事業所への協力・・・・・・・・ 2 8 第 2 節 福井県外の原子力事業所等への協力・・・・・・・・ 2 8	第 1 節 原子力災害中長期対策の計画等・・・・・・・・・・ 2 6 1. 原子力災害中長期対策の計画・・・・・・・・・・ 2 6 2. 原子炉施設の復旧対策の実施・・・・・・・・・・ 2 6 3. 原子力防災体制及び警戒体制の解除等・・・・・・・・ 2 6 4. 原因究明及び再発防止対策・・・・・・・・・・ 2 7 5. 汚染の除去・・・・・・・・・・ 2 7 6. 被災者への生活再建等の支援・・・・・・・・・・ 2 7 第 2 節 要員の派遣、資機材の貸与・・・・・・・・・・ 2 7 第 5 章 その他・・・・・・・・・・ 2 8 第 1 節 福井県内の他原子力事業所への協力・・・・・・・・ 2 8 第 2 節 福井県外の原子力事業所等への協力・・・・・・・・ 2 8	変更なし

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
第 1 章 総則 第 1 節 原子力事業者防災業務計画の目的 この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号。以下「原災法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）における原子力災害事前対策、緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るための業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な措置の遂行に資することを目的とする。 第 2 節 定義 この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。 （1）原子力災害 原子力緊急事態により公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。 （2）原子力緊急事態 原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和 3 6 年法律第 1 4 7 号）第 2 条第 1 項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。 （3）原子力災害事前対策 原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等を含む。）をいう。 （4）原子力緊急事態宣言 原災法第 1 5 条第 2 項の規定による「原子力緊急事態宣言」をいう。 （5）原子力緊急事態解除宣言 原災法第 1 5 条第 4 項の規定による「原子力緊急事態解除宣言」をいう。 （6）緊急事態応急対策 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。 （7）原子力災害中長期対策 原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第 2 条第 2 項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。	第 1 章 総則 第 1 節 原子力事業者防災業務計画の目的 この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号。以下「原災法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）における原子力災害事前対策、緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るための業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な措置の遂行に資することを目的とする。 第 2 節 定義 この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。 （1）原子力災害 原子力緊急事態により公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。 （2）原子力緊急事態 原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和 3 6 年法律第 1 4 7 号）第 2 条第 1 項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。 （3）原子力災害事前対策 原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等を含む。）をいう。 （4）原子力緊急事態宣言 原災法第 1 5 条第 2 項の規定による「原子力緊急事態宣言」をいう。 （5）原子力緊急事態解除宣言 原災法第 1 5 条第 4 項の規定による「原子力緊急事態解除宣言」をいう。 （6）緊急事態応急対策 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。 （7）原子力災害中長期対策 原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第 2 条第 2 項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。	変更なし

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
（８）原子力事業者 次に掲げる者（原子力災害対策特別措置法施行令（平成１２年政令第１９５号）で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。 イ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６６号。以下「規制法」という。）第１３条第１項の規定に基づく加工の事業の許可（承認を含む。本節において同じ。）を受けた者 ロ 規制法第２３条第１項の規定に基づく原子炉の設置の許可（船舶に設置する原子炉についてのものを除く。）を受けた者 ハ 規制法第４３条の４第１項の規定に基づく貯蔵の事業の許可を受けた者 ニ 規制法第４４条第１項の規定に基づく再処理の事業の指定（承認を含む。）を受けた者（同条第３項の規定により再処理施設の設置について承認を受けた原子力機構を含む。） ホ 規制法第５１条の２第１項の規定に基づく廃棄の事業の許可を受けた者 ヘ 規制法第５２条第１項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けた者（同法第５６条の３第１項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。） （９）原子力事業所 原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。 （10）原子力防災管理者 原災法第９条第２項の規定に基づきもんじゅを統括管理するもんじゅ所長をいう。 （11）指定行政機関 災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「災対法」という。）第２条第３号に規定する機関をいう。 （12）指定地方行政機関 災対法第２条第４号に規定する機関をいう。 （13）関係周辺都道府県 もんじゅから３０ｋｍの区域内にあり、もんじゅ関する地域防災計画を有する滋賀県及び岐阜県をいう。 （14）関係周辺市町村 もんじゅからおおむね３０ｋｍの区域内にあり、もんじゅに関する地域防災計画を有し、当該市町村の区域につきもんじゅの原子力災害の発生又は拡大防止を図ることが必要であると所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事が認めた福井県の敦賀市、美浜町、南越前町、若狭町、小浜市、越前町、福井市、鯖江市、越前市、池田町及び滋賀県の高島市、長浜市並びに岐阜県の揖斐川町をいう。 （15）緊急対策室 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（以下「原災法命令」という。）第２条第２項第１号に規定する、原子力事業所の敷地内にあり、もんじゅ現地対策本部の活動拠点となる対策所	（８）原子力事業者 次に掲げる者（原子力災害対策特別措置法施行令（平成１２年政令第１９５号）で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。 イ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６６号。以下「規制法」という。）第１３条第１項の規定に基づく加工の事業の許可（承認を含む。本節において同じ。）を受けた者 ロ 規制法第２３条第１項の規定に基づく原子炉の設置の許可（船舶に設置する原子炉についてのものを除く。）を受けた者 ハ 規制法第４３条の４第１項の規定に基づく貯蔵の事業の許可を受けた者 ニ 規制法第４４条第１項の規定に基づく再処理の事業の指定（承認を含む。）を受けた者（同条第３項の規定により再処理施設の設置について承認を受けた原子力機構を含む。） ホ 規制法第５１条の２第１項の規定に基づく廃棄の事業の許可を受けた者 ヘ 規制法第５２条第１項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けた者（同法第５６条の３第１項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。） （９）原子力事業所 原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。 （10）原子力防災管理者 原災法第９条第２項の規定に基づきもんじゅを統括管理するもんじゅ所長をいう。 （11）指定行政機関 災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「災対法」という。）第２条第３号に規定する機関をいう。 （12）指定地方行政機関 災対法第２条第４号に規定する機関をいう。 （13）関係周辺都道府県 もんじゅから３０ｋｍの区域内にあり、もんじゅ関する地域防災計画を有する滋賀県及び岐阜県をいう。 （14）関係周辺市町村 もんじゅからおおむね３０ｋｍの区域内にあり、もんじゅに関する地域防災計画を有し、当該市町村の区域につきもんじゅの原子力災害の発生又は拡大防止を図ることが必要であると所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事が認めた福井県の敦賀市、美浜町、南越前町、若狭町、小浜市、越前町、福井市、鯖江市、越前市、池田町及び滋賀県の高島市、長浜市並びに岐阜県の揖斐川町をいう。 （15）緊急対策室 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（以下「原災法命令」という。）第２条第２項第１号に規定する、原子力事業所の敷地内にあり、もんじゅ現地対策本部の活動拠点となる対策所	変更なし

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
として、緊急事態応急対策および原子力災害中長期対策の実施を統括管理するための施設をいう。 (16) 敦賀事業本部緊急時対策室 緊急対策室が行う緊急事態応急対策および原子力災害中長期対策への助言、支援及び指示を行うとともに、緊急対策室の活動を統括するための施設をいう。 (17) 機構本部緊急時対策室 原災法命令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急対策室において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設（以下「原子力施設事態即応センター」という。）となる機構本部の緊急対策室をいう。 (18) 統合原子力防災ネットワーク 緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁および緊急事態応急対策等拠点施設を接続する情報通信ネットワーク（地上系ネットワークおよび衛星系ネットワーク）をいう。 (19) テレビ会議システム 総理大臣官邸（内閣官房）、緊急時対応センター（原子力規制庁）、緊急事態応急対策等拠点施設、原子力施設事態即応センターおよび緊急対策室を結ぶ、統合原子力防災ネットワークに接続するテレビ会議システムをいう。 (20) 原子力事業所災害対策支援拠点 原災法命令第 2 条第 2 項第 2 号に規定する原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。 なお、周辺地域において、必要な機能をすべて満たすことができる施設が存在しない場合は、複数の施設を選定し対処する。 (21) 原子力緊急事態支援組織 原災法命令第 2 条第 2 項第 7 号に規定する、放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において、当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材または機材を管理し、原子力災害が発生した事業所への支援を行う機構内組織をいう。 (22) シビアアクシデント 設計時に考慮した範囲を超える異常な事態が発生し、想定していた手段では適切に炉心を冷却・制御できない状態になり、炉心溶融や原子炉格納容器の破損に至る事象をいう。 (23) 緊急時活動レベル（E A L : Emergency Action Level） 国や地方公共団体が防護措置の準備や実施をするべく、原子力施設等の状況に応じて、緊急事態の区分を決定するための判断基準をいう。原子力事業者が観測可能な原子力施設等の状況（プラントの状態等）で表される。 (24) 警戒事象 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設等において特定事象又は緊急事態事象に至る可能性のある事象をいう。	として、緊急事態応急対策および原子力災害中長期対策の実施を統括管理するための施設をいう。 (16) 敦賀廃止措置実証本部緊急時対策室 緊急対策室が行う緊急事態応急対策および原子力災害中長期対策への助言、支援及び指示を行うとともに、緊急対策室の活動を統括するための施設をいう。 (17) 機構本部緊急時対策室 原災法命令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急対策室において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設（以下「原子力施設事態即応センター」という。）となる機構本部の緊急対策室をいう。 (18) 統合原子力防災ネットワーク 緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁および緊急事態応急対策等拠点施設を接続する情報通信ネットワーク（地上系ネットワークおよび衛星系ネットワーク）をいう。 (19) テレビ会議システム 総理大臣官邸（内閣官房）、緊急時対応センター（原子力規制庁）、緊急事態応急対策等拠点施設、原子力施設事態即応センターおよび緊急対策室を結ぶ、統合原子力防災ネットワークに接続するテレビ会議システムをいう。 (20) 原子力事業所災害対策支援拠点 原災法命令第 2 条第 2 項第 2 号に規定する原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。 なお、周辺地域において、必要な機能をすべて満たすことができる施設が存在しない場合は、複数の施設を選定し対処する。 (21) 原子力緊急事態支援組織 原災法命令第 2 条第 2 項第 7 号に規定する、放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において、当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材または機材を管理し、原子力災害が発生した事業所への支援を行う機構内組織をいう。 (22) シビアアクシデント 設計時に考慮した範囲を超える異常な事態が発生し、想定していた手段では適切に炉心を冷却・制御できない状態になり、炉心溶融や原子炉格納容器の破損に至る事象をいう。 (23) 緊急時活動レベル（E A L : Emergency Action Level） 国や地方公共団体が防護措置の準備や実施をするべく、原子力施設等の状況に応じて、緊急事態の区分を決定するための判断基準をいう。原子力事業者が観測可能な原子力施設等の状況（プラントの状態等）で表される。 (24) 警戒事象 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設等において特定事象又は緊急事態事象に至る可能性のある事象をいう。	組織名称変更

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由																
第 3 節 原子力事業者防災業務計画の基本構想 原子力発電所の設計、建設、運転の各段階及び事業所外運搬においては、規制法、電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）等による国の安全規制に基づき、多重防護等の考え方により、各種の安全確保対策を講じている。 これらの安全確保対策とは別の観点から、万一、放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出されるか、又はそのおそれがある場合に備え、あらかじめ必要な措置を講じておくことが原子力防災対策であり、原災法その他の原子力災害防止に関する法律に基づき、原子力災害の発生を未然に防止するために万全の備えを講じておくとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合の拡大防止及び復旧を図るために実施すべき事項について定めておく必要がある。 このため、原子力災害事前対策、緊急事態応急対策等（原災法第 1 0 条第 1 項に規定する通報、原災法第 2 5 条に規定する応急措置を含む。以下同じ。）、原子力災害中長期対策の各段階における次の諸施策についてこの計画を定め、原子力防災対策の推進を図ることとする。 <table><tr><th>段 階</th><th>施 策</th></tr><tr><td>原子力災害事前対策</td><td>周到かつ十分な事前対策を行うための体制の整備、原子力防災資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施等</td></tr><tr><td>緊急事態応急対策等</td><td>迅速かつ円滑な応急対策を行うための事象発生時の通報、原子力防災体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への要員の派遣及び資機材の貸与等</td></tr><tr><td>原子力災害中長期対策</td><td>適切かつ速やかな原子力災害復旧対策を行うための計画の策定、復旧対策の実施、被災地域復旧のための関係機関への要員の派遣及び資機材の貸与等</td></tr></table> 第 4 節 原子力事業者防災業務計画の運用 この計画の運用に当たっては、原子力災害事前対策、緊急事態応急対策等及び原子力災害中長期対策の各段階において、災対法に基づく次の諸計画と整合を図り、諸施策が一体的かつ有機的に実施されるよう留意する。 （1）防災基本計画 第 1 2 編 原子力災害対策編 （2）福井県、敦賀市及び関係周辺都道府県の原子力災害に関する地域防災計画 （3）関係周辺市町村の原子力災害対策に関する地域防災計画 第 5 節 原子力事業者防災業務計画の修正 （1）原子力防災管理者は、この計画が前節（2）の地域防災計画と抵触しないことにつ	段 階	施 策	原子力災害事前対策	周到かつ十分な事前対策を行うための体制の整備、原子力防災資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施等	緊急事態応急対策等	迅速かつ円滑な応急対策を行うための事象発生時の通報、原子力防災体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への要員の派遣及び資機材の貸与等	原子力災害中長期対策	適切かつ速やかな原子力災害復旧対策を行うための計画の策定、復旧対策の実施、被災地域復旧のための関係機関への要員の派遣及び資機材の貸与等	第 3 節 原子力事業者防災業務計画の基本構想 原子力発電所の設計、建設、運転の各段階及び事業所外運搬においては、規制法、電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）等による国の安全規制に基づき、多重防護等の考え方により、各種の安全確保対策を講じている。 これらの安全確保対策とは別の観点から、万一、放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出されるか、又はそのおそれがある場合に備え、あらかじめ必要な措置を講じておくことが原子力防災対策であり、原災法その他の原子力災害防止に関する法律に基づき、原子力災害の発生を未然に防止するために万全の備えを講じておくとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合の拡大防止及び復旧を図るために実施すべき事項について定めておく必要がある。 このため、原子力災害事前対策、緊急事態応急対策等（原災法第 1 0 条第 1 項に規定する通報、原災法第 2 5 条に規定する応急措置を含む。以下同じ。）、原子力災害中長期対策の各段階における次の諸施策についてこの計画を定め、原子力防災対策の推進を図ることとする。 <table><tr><th>段 階</th><th>施 策</th></tr><tr><td>原子力災害事前対策</td><td>周到かつ十分な事前対策を行うための体制の整備、原子力防災資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施等</td></tr><tr><td>緊急事態応急対策等</td><td>迅速かつ円滑な応急対策を行うための事象発生時の通報、原子力防災体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への要員の派遣及び資機材の貸与等</td></tr><tr><td>原子力災害中長期対策</td><td>適切かつ速やかな原子力災害復旧対策を行うための計画の策定、復旧対策の実施、被災地域復旧のための関係機関への要員の派遣及び資機材の貸与等</td></tr></table> 第 4 節 原子力事業者防災業務計画の運用 この計画の運用に当たっては、原子力災害事前対策、緊急事態応急対策等及び原子力災害中長期対策の各段階において、災対法に基づく次の諸計画と整合を図り、諸施策が一体的かつ有機的に実施されるよう留意する。 （1）防災基本計画 第 1 2 編 原子力災害対策編 （2）福井県、敦賀市及び関係周辺都道府県の原子力災害に関する地域防災計画 （3）関係周辺市町村の原子力災害対策に関する地域防災計画 第 5 節 原子力事業者防災業務計画の修正 （1）原子力防災管理者は、この計画が前節（2）の地域防災計画と抵触しないことにつ	段 階	施 策	原子力災害事前対策	周到かつ十分な事前対策を行うための体制の整備、原子力防災資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施等	緊急事態応急対策等	迅速かつ円滑な応急対策を行うための事象発生時の通報、原子力防災体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への要員の派遣及び資機材の貸与等	原子力災害中長期対策	適切かつ速やかな原子力災害復旧対策を行うための計画の策定、復旧対策の実施、被災地域復旧のための関係機関への要員の派遣及び資機材の貸与等	変更なし
段 階	施 策																	
原子力災害事前対策	周到かつ十分な事前対策を行うための体制の整備、原子力防災資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施等																	
緊急事態応急対策等	迅速かつ円滑な応急対策を行うための事象発生時の通報、原子力防災体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への要員の派遣及び資機材の貸与等																	
原子力災害中長期対策	適切かつ速やかな原子力災害復旧対策を行うための計画の策定、復旧対策の実施、被災地域復旧のための関係機関への要員の派遣及び資機材の貸与等																	
段 階	施 策																	
原子力災害事前対策	周到かつ十分な事前対策を行うための体制の整備、原子力防災資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施等																	
緊急事態応急対策等	迅速かつ円滑な応急対策を行うための事象発生時の通報、原子力防災体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への要員の派遣及び資機材の貸与等																	
原子力災害中長期対策	適切かつ速やかな原子力災害復旧対策を行うための計画の策定、復旧対策の実施、被災地域復旧のための関係機関への要員の派遣及び資機材の貸与等																	

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
いて、福井県、敦賀市及び関係周辺都道府県の意見も聴いた上で、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときは次の手順によりこれを修正する。 なお、原子力防災管理者は、修正の必要がない場合であってもその旨の意見を聴いた地方公共団体及び原子力防災専門官に報告する。 a．修正案の作成に当たっては、この計画の修正案が地域防災計画に抵触するものではないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。 なお、環境放射線モニタリングに関する事項については、上席放射線防災専門官の指導及び助言を受ける。 b．所定の手続きにより福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に、この計画を修正しようとする日の 6 0 日前までに修正案を提出し協議する。また、この際は、計画を修正しようとする日を明らかにする。 c．この計画を修正した場合、所定の手続きにより様式 1－5－1 を用いて、速やかに内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。 （2）原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に対し、この計画の作成又は修正の状況について報告できるよう、その履歴について保存しておく。	いて、福井県、敦賀市及び関係周辺都道府県の意見も聴いた上で、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときは次の手順によりこれを修正する。 なお、原子力防災管理者は、修正の必要がない場合であってもその旨の意見を聴いた地方公共団体及び原子力防災専門官に報告する。 a．修正案の作成に当たっては、この計画の修正案が地域防災計画に抵触するものではないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。 なお、環境放射線モニタリングに関する事項については、上席放射線防災専門官の指導及び助言を受ける。 b．所定の手続きにより福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に、この計画を修正しようとする日の 6 0 日前までに修正案を提出し協議する。また、この際は、計画を修正しようとする日を明らかにする。 c．この計画を修正した場合、所定の手続きにより様式 1－5－1 を用いて、速やかに内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。 （2）原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に対し、この計画の作成又は修正の状況について報告できるよう、その履歴について保存しておく。	変更なし
第 2 章 原子力災害事前対策の実施 第 1 節 原子力防災体制等の整備	第 2 章 原子力災害事前対策の実施 第 1 節 原子力防災体制等の整備	
1．体制の区分 （1）警戒体制 警戒事象が発生したとき又は原子力規制庁から警戒本部の設置について連絡を受けたときは、要員参集、情報収集及び連絡体制の構築を図ることにより初期対応を確実に円滑に行うため、警戒体制を設ける。 （2）原子力防災体制 原子力災害が発生するおそれがある場合又は原災法第 1 0 条第 1 項に基づく特定事象が発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、原子力防災体制を設ける。 2．原子力防災組織、原子力防災要員等 （1）もんじゅ a．原子力防災管理者は、もんじゅに別図 2－1－1 に定める原子力防災組織を設置する。 b．原子力防災組織は、この計画に従い、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。	1．体制の区分 （1）警戒体制 警戒事象が発生したとき又は原子力規制庁から警戒本部の設置について連絡を受けたときは、要員参集、情報収集及び連絡体制の構築を図ることにより初期対応を確実に円滑に行うため、警戒体制を設ける。 （2）原子力防災体制 原子力災害が発生するおそれがある場合又は原災法第 1 0 条第 1 項に基づく特定事象が発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、原子力防災体制を設ける。 2．原子力防災組織、原子力防災要員等 （1）もんじゅ a．原子力防災管理者は、もんじゅに別図 2－1－1 に定める原子力防災組織を設置する。 b．原子力防災組織は、この計画に従い、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。	

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
c. 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員から原子力防災要員を選任するものとし、その原子力防災要員は原子力災害が発生した場合、直ちに別表 2－1－1 に定める業務を行う。 d. 原子力防災管理者は、原子力防災要員を置いたとき又は変更したときは、所定の手続きにより様式 2－1－2 を用いて、配置又は変更した日から 7 日以内に原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。 e. 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員のうちから、次の職務を実施するための派遣要員をあらかじめ定めておくとともに、敦賀事業本部からの派遣要員を確認しておく。 （a）指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力 （b）指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害中長期対策への協力 （c）他の原子力事業所及び事業所外運搬に係る緊急事態応急対策への協力 （2）敦賀事業本部 a. 敦賀事業本部長は、別図 2－2－2 に定める敦賀対策本部を設置する。 b. 敦賀対策本部の組織は、この計画に従い、敦賀事業本部における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ原子力災害の発生又は拡大等を防止するために、もんじゅが行う対策活動を統括する。 c. 敦賀事業本部長は、原子力防災管理者が原子力防災体制を発令した場合、指定行政機関及び指定地方行政機関並びに地方公共団体等と連携して、緊急事態応急対策等を実施する。 （3）機構本部 a. 安全・核セキュリティ統括部長は、別図 2－2－3 に定める機構対策本部の組織を整備する。 b. 機構対策本部の組織は、この計画に従い、本部における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ原子力災害の発生又は拡大等を防止するために、もんじゅが行う対策活動及び敦賀事業本部が行う活動を総理する。 c. 理事長は、原子力防災管理者が原子力防災体制を発令した場合、指定行政機関及び指定地方行政機関並びに地方公共団体等と連携して、緊急事態応急対策等を実施する。 3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務 （1）原子力防災管理者の職務は、次のとおりとする。 a. 原子力防災組織の統括 b. 原災法第 1 0 条第 1 項の規定による通報 c. 原災法第 2 5 条第 1 項の規定による応急措置 d. 第 2 章に規定する原子力災害事前対策の実施、第 3 章に規定する緊急事態応急対策の実施等及び第 4 章に規定する原子力災害中長期対策の実施（a. から c. ま	c. 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員から原子力防災要員を選任するものとし、その原子力防災要員は原子力災害が発生した場合、直ちに別表 2－1－1 に定める業務を行う。 d. 原子力防災管理者は、原子力防災要員を置いたとき又は変更したときは、所定の手続きにより様式 2－1－2 を用いて、配置又は変更した日から 7 日以内に原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。 e. 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員のうちから、次の職務を実施するための派遣要員をあらかじめ定めておくとともに、敦賀廃止措置実証本部からの派遣要員を確認しておく。 （a）指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力 （b）指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害中長期対策への協力 （c）他の原子力事業所及び事業所外運搬に係る緊急事態応急対策への協力 （2）敦賀廃止措置実証本部 a. 敦賀廃止措置実証本部長は、別図 2－2－2 に定める敦賀対策本部を設置する。 b. 敦賀対策本部の組織は、この計画に従い、敦賀廃止措置実証本部における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ原子力災害の発生又は拡大等を防止するために、もんじゅが行う対策活動を統括する。 c. 敦賀廃止措置実証本部長は、原子力防災管理者が原子力防災体制を発令した場合、指定行政機関及び指定地方行政機関並びに地方公共団体等と連携して、緊急事態応急対策等を実施する。 （3）機構本部 a. 安全・核セキュリティ統括部長は、別図 2－2－3 に定める機構対策本部の組織を整備する。 b. 機構対策本部の組織は、この計画に従い、本部における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ原子力災害の発生又は拡大等を防止するために、もんじゅが行う対策活動及び敦賀廃止措置実証本部が行う活動を総理する。 c. 理事長は、原子力防災管理者が原子力防災体制を発令した場合、指定行政機関及び指定地方行政機関並びに地方公共団体等と連携して、緊急事態応急対策等を実施する。 3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務 （1）原子力防災管理者の職務は、次のとおりとする。 a. 原子力防災組織の統括 b. 原災法第 1 0 条第 1 項の規定による通報 c. 原災法第 2 5 条第 1 項の規定による応急措置 d. 第 2 章に規定する原子力災害事前対策の実施、第 3 章に規定する緊急事態応急対策の実施等及び第 4 章に規定する原子力災害中長期対策の実施（a. から c. ま	組織名称変更 （以下、本頁において同じ）

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
での職務を除く。） e. 第 5 章に規定する他原子力事業所等への協力 f. その他法令で原子力防災管理者の職務として定める事項 （2）この計画において原子力防災管理者の職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより他の者に実施させ、その結果の確認をもって原子力防災管理者が実施したものとみなす。 （3）副原子力防災管理者の代行順位は、別表 2－1－2 のとおりとし、原子力防災管理者を補佐する。また、原子力防災管理者によりあらかじめ指名された副原子力防災管理者は、原子力防災管理者がもんじゅにいないときは原子力防災組織を統括する。 （4）副原子力防災管理者は、原子力防災管理者が欠けたときは、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができないときは、別表 2－1－2 の順位に従って原子力防災管理者の職務を代行する。 （5）原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任したときは、原子力防災管理者は、所定の手続きにより様式 2－1－3 を用いて、選任又は解任した日から 7 日以内に原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。 （6）原子力防災管理者は、他の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その評価及び事象の原因究明結果を踏まえ、必要に応じ再発防止対策を講じることにより、原子力災害の未然防止に努める。	での職務を除く。） e. 第 5 章に規定する他原子力事業所等への協力 f. その他法令で原子力防災管理者の職務として定める事項 （2）この計画において原子力防災管理者の職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより他の者に実施させ、その結果の確認をもって原子力防災管理者が実施したものとみなす。 （3）副原子力防災管理者の代行順位は、別表 2－1－2 のとおりとし、原子力防災管理者を補佐する。また、原子力防災管理者によりあらかじめ指名された副原子力防災管理者は、原子力防災管理者がもんじゅにいないときは原子力防災組織を統括する。 （4）副原子力防災管理者は、原子力防災管理者が欠けたときは、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができないときは、別表 2－1－2 の順位に従って原子力防災管理者の職務を代行する。 （5）原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任したときは、原子力防災管理者は、所定の手続きにより様式 2－1－3 を用いて、選任又は解任した日から 7 日以内に原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。 （6）原子力防災管理者は、他の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その評価及び事象の原因究明結果を踏まえ、必要に応じ再発防止対策を講じることにより、原子力災害の未然防止に努める。	
第 2 節 原子力防災組織の運営方法 1. 体制の発令及び解除の方法 （1）警戒体制の発令 a. もんじゅ （a）第 2 章第 1 節 1.（1）に基づく警戒体制の発令は、原子力防災管理者が行う。 （b）原子力防災管理者は、警戒体制を発令した場合、敦賀事業本部長に報告するとともに、直ちに別図 2－1－1 の原子力防災組織によるもんじゅ現地対策本部を設置し、自らもんじゅ現地対策本部長としてもんじゅ現地対策本部を統括管理する。 b. 敦賀事業本部 敦賀事業本部長は、原子力防災管理者からもんじゅにおける警戒体制の発令を受けた場合、敦賀事業本部における警戒体制を発令し、安全・核セキュリティ統括部長に報告するとともに、別図 2－2－2 に定める敦賀対策本部を設置し、自ら敦賀対策本部長として敦賀対策本部を統括管理する。 c. 機構本部 安全・核セキュリティ統括部長は、敦賀事業本部長からもんじゅにおける警戒体制の発令を受けた場合、本部における警戒体制を発令し、直ちに理事長に報告する	第 2 節 原子力防災組織の運営方法 1. 体制の発令及び解除の方法 （1）警戒体制の発令 a. もんじゅ （a）第 2 章第 1 節 1.（1）に基づく警戒体制の発令は、原子力防災管理者が行う。 （b）原子力防災管理者は、警戒体制を発令した場合、敦賀廃止措置実証本部長に報告するとともに、直ちに別図 2－1－1 の原子力防災組織によるもんじゅ現地対策本部を設置し、自らもんじゅ現地対策本部長としてもんじゅ現地対策本部を統括管理する。 b. 敦賀廃止措置実証本部 敦賀廃止措置実証本部長は、原子力防災管理者からもんじゅにおける警戒体制の発令を受けた場合、敦賀廃止措置実証本部における警戒体制を発令し、安全・核セキュリティ統括部長に報告するとともに、別図 2－2－2 に定める敦賀対策本部を設置し、自ら敦賀対策本部長として敦賀対策本部を統括管理する。 c. 機構本部 安全・核セキュリティ統括部長は、敦賀廃止措置実証本部長からもんじゅにおける警戒体制の発令を受けた場合、本部における警戒体制を発令し、直ちに理事長に	組織名称変更 （以下、本頁において同じ）

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
とともに別図 2－2－3 に示す機構対策本部を設置し、自ら機構対策本部長として機構対策本部を統括管理する。 （2）警戒体制の解除 a. もんじゅ もんじゅ現地対策本部長は、次の場合、警戒体制の解除について敦賀対策本部長に意見を具申し、同意を得た後、機構対策本部長の了承を得て、警戒体制を解除することができる。 （a）発生した事象が終息し、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部が設置されている場合にあっては当該本部が廃止され、かつ、地方公共団体の警戒本部が廃止された後、設備等の復旧対策が終了して通常組織で対応可能と原子力防災管理者が判断した場合。 （b）原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部が設置されていない場合にあっては、発生した事象が終息し、設備等の復旧対策が終了して通常組織で対応可能と原子力防災管理者が判断した場合。 b. 敦賀事業本部 敦賀対策本部長は、もんじゅ現地対策本部長から警戒体制の解除について意見具申を受けた場合、同項（2） a.（a）又は（b）の条件に合致していることを確認した上で同意し、機構対策本部長が警戒体制解除を了承した後、敦賀事業本部における警戒体制を解除する。 c. 機構本部 機構対策本部長は、もんじゅ現地対策本部長から警戒体制の解除について上申があった場合、同項（2） a.（a）又は（b）の条件に合致していることを確認した上で、通常組織で対応可能と判断した場合、警戒体制解除を了承し、本部における警戒体制を解除する。 （3）原子力防災体制の発令 a. もんじゅ （a）第 2 章第 1 節 1.（2）に基づく原子力防災体制の発令は、原子力防災管理者が行う。 （b）原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合、直ちに別図 2－1－1 の原子力防災組織によるもんじゅ現地対策本部を設置し、自らもんじゅ現地対策本部長としてもんじゅ現地対策本部を統括管理する。 b. 敦賀事業本部 敦賀事業本部長は、原子力防災管理者からもんじゅにおける原子力防災体制の発令を受けた場合、敦賀事業本部における原子力防災体制を発令し、安全・核セキュリティ統括部長に報告するとともに、別図 2－2－2 に定める敦賀対策本部を設置し、自ら敦賀対策本部長として敦賀対策本部を統括管理する。 c. 機構本部 安全・核セキュリティ統括部長は、敦賀事業本部長からもんじゅにおける原子力防災体制の発令を受けた場合、本部における原子力防災体制を発令し、直ちに理事	報告するとともに別図 2－2－3 に示す機構対策本部を設置し、自ら機構対策本部長として機構対策本部を統括管理する。 （2）警戒体制の解除 a. もんじゅ もんじゅ現地対策本部長は、次の場合、警戒体制の解除について敦賀対策本部長に意見を具申し、同意を得た後、機構対策本部長の了承を得て、警戒体制を解除することができる。 （a）発生した事象が終息し、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部が設置されている場合にあっては当該本部が廃止され、かつ、地方公共団体の警戒本部が廃止された後、設備等の復旧対策が終了して通常組織で対応可能と原子力防災管理者が判断した場合。 （b）原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部が設置されていない場合にあっては、発生した事象が終息し、設備等の復旧対策が終了して通常組織で対応可能と原子力防災管理者が判断した場合。 b. 敦賀廃止措置実証本部 敦賀対策本部長は、もんじゅ現地対策本部長から警戒体制の解除について意見具申を受けた場合、同項（2） a.（a）又は（b）の条件に合致していることを確認した上で同意し、機構対策本部長が警戒体制解除を了承した後、敦賀廃止措置実証本部における警戒体制を解除する。 c. 機構本部 機構対策本部長は、もんじゅ現地対策本部長から警戒体制の解除について上申があった場合、同項（2） a.（a）又は（b）の条件に合致していることを確認した上で、通常組織で対応可能と判断した場合、警戒体制解除を了承し、本部における警戒体制を解除する。 （3）原子力防災体制の発令 a. もんじゅ （a）第 2 章第 1 節 1.（2）に基づく原子力防災体制の発令は、原子力防災管理者が行う。 （b）原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合、直ちに別図 2－1－1 の原子力防災組織によるもんじゅ現地対策本部を設置し、自らもんじゅ現地対策本部長としてもんじゅ現地対策本部を統括管理する。 b. 敦賀廃止措置実証本部 敦賀廃止措置実証本部長は、原子力防災管理者からもんじゅにおける原子力防災体制の発令を受けた場合、敦賀廃止措置実証本部における原子力防災体制を発令し、安全・核セキュリティ統括部長に報告するとともに、別図 2－2－2 に定める敦賀対策本部を設置し、自ら敦賀対策本部長として敦賀対策本部を統括管理する。 c. 機構本部 安全・核セキュリティ統括部長は、敦賀廃止措置実証本部長からもんじゅにおける原子力防災体制の発令を受けた場合、本部における原子力防災体制を発令し、直	組織名称変更 （以下、本頁において同じ）

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
長に報告する。報告を受けた理事長は、別図 2－2－3 に示す機構対策本部を設置し、自ら機構対策本部長として機構対策本部を統括管理する。 （４）原子力防災体制の解除 a．もんじゅ もんじゅ現地対策本部長は、次の場合、原子力防災体制の解除について敦賀対策本部長に意見を具申し、同意を得た後、機構対策本部長の了承を得て、原子力防災体制を解除することができる。 （a）原子力緊急事態宣言が発出されていた場合にあっては、原子力緊急事態解除宣言が公示され、かつ、原災法第 2 2 条で設置された地方公共団体の災害対策本部が廃止された後、原子力災害中長期対策が終了して通常組織での対応が可能と判断した場合。 （b）原子力緊急事態宣言が発出されていない場合にあっては、発生事象の原因除去及び被害の拡大防止措置を講じ、原子力防災専門官の助言を受けて、第 1 章第 4 節（２）及び美浜町の意見も聴いた上で、事象が収束したと判断した場合。 b．<u>敦賀事業本部</u> 敦賀対策本部長は、もんじゅ現地対策本部長から原子力防災体制の解除について意見具申を受けた場合、同項（４） a．（a）又は（b）の条件に合致していることを確認した上で同意し、機構対策本部長が原子力防災体制解除を了承した後、<u>敦賀事業本部</u>における原子力防災体制を解除する。 c．機構本部 機構対策本部長は、もんじゅ現地対策本部長から原子力防災体制の解除について上申があった場合、同項（４） a．（a）又は（b）の条件に合致していることを確認した上で、通常組織で対応可能と判断した場合、原子力防災体制解除を了承し、本部における原子力防災体制を解除する。 2．権限の行使 （１）もんじゅの緊急事態応急対策等の活動に関する一切の業務は、原子力防災体制が発令された場合、もんじゅ現地対策本部の下で行う。 （２）もんじゅ現地対策本部長は、職制上の権限を行使して活発にこの計画に基づく緊急事態応急対策等の活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置を講じることとする。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとるものとする。 （３）もんじゅ現地対策本部の要員は、もんじゅ現地対策本部長及び班長等の指揮の下で、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき緊急事態応急対策等の活動に従事する。 3．要員の非常招集の方法 （１）もんじゅ 原子力防災管理者は、もんじゅにおける警戒体制発令時又は原子力防災体制発令時	ちに理事長に報告する。報告を受けた理事長は、別図 2－2－3 に示す機構対策本部を設置し、自ら機構対策本部長として機構対策本部を統括管理する。 （４）原子力防災体制の解除 a．もんじゅ もんじゅ現地対策本部長は、次の場合、原子力防災体制の解除について敦賀対策本部長に意見を具申し、同意を得た後、機構対策本部長の了承を得て、原子力防災体制を解除することができる。 （a）原子力緊急事態宣言が発出されていた場合にあっては、原子力緊急事態解除宣言が公示され、かつ、原災法第 2 2 条で設置された地方公共団体の災害対策本部が廃止された後、原子力災害中長期対策が終了して通常組織での対応が可能と判断した場合。 （b）原子力緊急事態宣言が発出されていない場合にあっては、発生事象の原因除去及び被害の拡大防止措置を講じ、原子力防災専門官の助言を受けて、第 1 章第 4 節（２）及び美浜町の意見も聴いた上で、事象が収束したと判断した場合。 b．<u>敦賀廃止措置実証本部</u> 敦賀対策本部長は、もんじゅ現地対策本部長から原子力防災体制の解除について意見具申を受けた場合、同項（４） a．（a）又は（b）の条件に合致していることを確認した上で同意し、機構対策本部長が原子力防災体制解除を了承した後、<u>敦賀廃止措置実証本部</u>における原子力防災体制を解除する。 c．機構本部 機構対策本部長は、もんじゅ現地対策本部長から原子力防災体制の解除について上申があった場合、同項（４） a．（a）又は（b）の条件に合致していることを確認した上で、通常組織で対応可能と判断した場合、原子力防災体制解除を了承し、本部における原子力防災体制を解除する。 2．権限の行使 （１）もんじゅの緊急事態応急対策等の活動に関する一切の業務は、原子力防災体制が発令された場合、もんじゅ現地対策本部の下で行う。 （２）もんじゅ現地対策本部長は、職制上の権限を行使して活発にこの計画に基づく緊急事態応急対策等の活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置を講じることとする。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとるものとする。 （３）もんじゅ現地対策本部の要員は、もんじゅ現地対策本部長及び班長等の指揮の下で、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき緊急事態応急対策等の活動に従事する。 3．要員の非常招集の方法 （１）もんじゅ 原子力防災管理者は、もんじゅにおける警戒体制発令時又は原子力防災体制発令時	組織名称変更 （以下、本頁において同じ）

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
に、別図 2－1－1 に定めるもんじゅ現地対策本部の要員を非常招集するため、別図 2－2－4 に定める招集連絡経路を整備する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめもんじゅ現地対策本部の要員の動員計画を策定し、これを原子力防災組織の構成員に周知する。 （2）敦賀事業本部 安全品質推進室長は、もんじゅにおける警戒体制発令時又は原子力防災体制発令時に、別図 2－2－2 に定める敦賀対策本部の要員を非常招集するため、別図 2－2－4 に定める招集連絡経路を確保する。なお、安全品質推進室長は、あらかじめ敦賀対策本部の要員の動員計画を策定し、これを敦賀対策本部の構成員に周知する。 （3）機構本部 安全・核セキュリティ統括部長は、敦賀事業本部からもんじゅの警戒体制発令時又は原子力防災体制発令の連絡があった場合、別図 2－2－3 に定める機構対策本部の要員を非常招集するため、別図 2－2－4 に定める招集連絡経路を整備する。なお、安全・核セキュリティ統括部長は、あらかじめ機構対策本部の要員の動員計画を策定し、これを機構対策本部の構成員に周知する。 4. 通報連絡先の一覧表の整備 原子力防災管理者は、敦賀事業本部長の協力を得て、通報連絡に万全を期すため次の通報連絡先の一覧表を整備しておく。 （1）別図 2－2－5 に定める警戒事象に基づく通報時の連絡 （2）別図 2－2－6 に定める警戒体制及び原子力防災体制発令時の連絡 （3）別図 2－2－7 に定めるもんじゅ現地対策本部が設置された後の連絡 （4）別図 2－2－8 及び別図 2－2－9 に定める原災法第 1 0 条第 1 項に基づく通報連絡 第 3 節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 1. もんじゅ周辺監視区域（敷地境界）付近の放射線測定設備の設置、検査 （1）原子力防災管理者は、原災法第 1 1 条第 1 項に基づき別表 2－3－3 及び別図 2－3－1 0 に示す放射線測定設備（モニタリングポスト）を設置する。また、安全管理課長は、あらかじめ定めるところにより次の措置を講じる。 a. 検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのない状態を維持する。 b. 設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのない状態を維持する。 c. 年 1 回以上較正を行う。 d. 故障等により監視不能となった場合は、速やかに修理するとともに、必要に応じ	に、別図 2－1－1 に定めるもんじゅ現地対策本部の要員を非常招集するため、別図 2－2－4 に定める招集連絡経路を整備する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめもんじゅ現地対策本部の要員の動員計画を策定し、これを原子力防災組織の構成員に周知する。 （2）敦賀廃止措置実証本部 安全・品質保証室長は、もんじゅにおける警戒体制発令時又は原子力防災体制発令時に、別図 2－2－2 に定める敦賀対策本部の要員を非常招集するため、別図 2－2－4 に定める招集連絡経路を確保する。なお、安全・品質保証室長は、あらかじめ敦賀対策本部の要員の動員計画を策定し、これを敦賀対策本部の構成員に周知する。 （3）機構本部 安全・核セキュリティ統括部長は、敦賀廃止措置実証本部からもんじゅの警戒体制発令時又は原子力防災体制発令の連絡があった場合、別図 2－2－3 に定める機構対策本部の要員を非常招集するため、別図 2－2－4 に定める招集連絡経路を整備する。なお、安全・核セキュリティ統括部長は、あらかじめ機構対策本部の要員の動員計画を策定し、これを機構対策本部の構成員に周知する。 4. 通報連絡先の一覧表の整備 原子力防災管理者は、敦賀廃止措置実証本部長の協力を得て、通報連絡に万全を期すため次の通報連絡先の一覧表を整備しておく。 （1）別図 2－2－5 に定める警戒事象に基づく通報時の連絡 （2）別図 2－2－6 に定める警戒体制及び原子力防災体制発令時の連絡 （3）別図 2－2－7 に定めるもんじゅ現地対策本部が設置された後の連絡 （4）別図 2－2－8 及び別図 2－2－9 に定める原災法第 1 0 条第 1 項に基づく通報連絡 第 3 節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 1. もんじゅ周辺監視区域（敷地境界）付近の放射線測定設備の設置、検査 （1）原子力防災管理者は、原災法第 1 1 条第 1 項に基づき別表 2－3－3 及び別図 2－3－1 0 に示す放射線測定設備（モニタリングポスト）を設置する。また、安全管理課長は、あらかじめ定めるところにより次の措置を講じる。 a. 検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのない状態を維持する。 b. 設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのない状態を維持する。 c. 年 1 回以上較正を行う。 d. 故障等により監視不能となった場合は、速やかに修理するとともに、必要に応じ	組織名称変更 （以下、本頁において同じ）

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
て代替手段での測定を実施する。 （２）原子力防災管理者は、放射線測定設備を新たに設置したとき又は変更したときは、所定の手続きにより様式 2－3－4 を用いて、設置又は変更した日から 7 日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。 （３）原子力防災管理者は、放射線測定設備を新たに設置したとき又は変更したときは、所定の手続きにより原子力規制委員会に申請し、原子力規制委員会が行う検査を受ける。 （４）安全管理課長は、放射線測定設備により測定した放射線量の数値を記録計により記録し、<u>技術総括課長</u>は、1 年間保存する。また、<u>技術総括課長</u>は、この記録に基づいた放射線量の数値を公衆が閲覧できる方法で公表する。 2. 原子力防災資機材の整備 （１）原子力防災管理者は、原災法に定められた原子力防災資機材として別表 2－3－4 に定める資機材を確保するとともにもんじゅ各<u>室</u>課長に次の措置を講じさせる。 a. 定期的に保守点検を行う。なお、点検内容等はあらかじめ定めるところによる。 b. 不具合が認められた場合には、速やかに修理するか、又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。 c. 関係機関等へ迅速かつ的確な通報連絡ができるよう、非常用通信機器の機能向上に努める。 （２）原子力防災管理者は、原子力防災資機材を備え付けたときは、所定の手続きにより様式 2－3－5 を用いて、備え付けた日から 7 日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。また、原子力防災管理者は毎年 9 月 3 0 日現在における備え付けの現況については翌月 7 日までに同様に届け出る。 3. その他原子力防災関連資機材等の整備 原子力防災管理者は、前項に加え別表 2－3－5 に定める原子力防災関連資機材及び別表 2－3－6 に定めるシビアアクシデント対策等に関する資機材については、別図 2－3－1 1 を目安に設置する。もんじゅ各<u>室</u>課長は、あらかじめ定めるところにより定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。 4. <u>敦賀事業本部</u>における原子力防災関連資機材等の整備 <u>安全品質推進室長</u>は、別表 2－3－7 に定める敦賀対策本部の原子力防災資機材を確保する。 また、定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。	て代替手段での測定を実施する。 （２）原子力防災管理者は、放射線測定設備を新たに設置したとき又は変更したときは、所定の手続きにより様式 2－3－4 を用いて、設置又は変更した日から 7 日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。 （３）原子力防災管理者は、放射線測定設備を新たに設置したとき又は変更したときは、所定の手続きにより原子力規制委員会に申請し、原子力規制委員会が行う検査を受ける。 （４）安全管理課長は、放射線測定設備により測定した放射線量の数値を記録計により記録し、<u>計画管理課長</u>は、1 年間保存する。また、<u>計画管理課長</u>は、この記録に基づいた放射線量の数値を公衆が閲覧できる方法で公表する。 2. 原子力防災資機材の整備 （１）原子力防災管理者は、原災法に定められた原子力防災資機材として別表 2－3－4 に定める資機材を確保するとともにもんじゅ各課長に次の措置を講じさせる。 a. 定期的に保守点検を行う。なお、点検内容等はあらかじめ定めるところによる。 b. 不具合が認められた場合には、速やかに修理するか、又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。 c. 関係機関等へ迅速かつ的確な通報連絡ができるよう、非常用通信機器の機能向上に努める。 （２）原子力防災管理者は、原子力防災資機材を備え付けたときは、所定の手続きにより様式 2－3－5 を用いて、備え付けた日から 7 日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。また、原子力防災管理者は毎年 9 月 3 0 日現在における備え付けの現況については翌月 7 日までに同様に届け出る。 3. その他原子力防災関連資機材等の整備 原子力防災管理者は、前項に加え別表 2－3－5 に定める原子力防災関連資機材及び別表 2－3－6 に定めるシビアアクシデント対策等に関する資機材については、別図 2－3－1 1 を目安に設置する。もんじゅ各課長は、あらかじめ定めるところにより定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。 4. <u>敦賀廃止措置実証本部</u>における原子力防災関連資機材等の整備 <u>安全・品質保証室長</u>は、別表 2－3－7 に定める敦賀対策本部の原子力防災資機材を確保する。 また、定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。	組織名称変更 （以下、本頁において同じ）

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
5. 機構本部における原子力防災関連資機材等の整備 安全・核セキュリティ統括部長は、別表 2－3－8 に定める機構対策本部の原子力防災資機材を確保する。 また、定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。 6. 原子力事業所災害対策支援拠点における原子力防災関連資機材等の整備 <u>安全品質推進室長</u>は、別表 2－3－9 に定める原子力防災関連資機材※を確保する。 また、定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。 ※ 原子力防災関連資機材のうち計測器類及び放射線障害防護用器具は、2017 年度末までに整備を完了する。なお、整備完了までの間に原子力防災関連資機材が必要となった場合は、原子力機構内他拠点から貸与する。	5. 機構本部における原子力防災関連資機材等の整備 安全・核セキュリティ統括部長は、別表 2－3－8 に定める機構対策本部の原子力防災資機材を確保する。 また、定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。 6. 原子力事業所災害対策支援拠点における原子力防災関連資機材等の整備 <u>安全・品質保証室長</u>は、別表 2－3－9 に定める原子力防災関連資機材※を確保する。 また、定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。 ※ 原子力防災関連資機材のうち計測器類及び放射線障害防護用器具は、2017 年度末までに整備を完了する。なお、整備完了までの間に原子力防災関連資機材が必要となった場合は、原子力機構内他拠点から貸与する。	組織名称変更 （以下、本頁において同じ）
第 4 節 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備 1. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料 原子力防災管理者は、原災法第 1 2 条第 1 項に規定する緊急事態応急対策等拠点施設（福井県敦賀原子力防災センター。以下「原子力防災センター」という。）に備え付けるため、別表 2－4－1 0 に定める資料のうち、同条第 4 項に規定するものを所定の手続きにより内閣総理大臣に提出するとともに、その資料の写しを福井県、敦賀市、美浜町及び関係周辺都道府県に提出する。提出した資料の内容に変更があったときも、同様とする。 2. もんじゅ現地対策本部が設置される場所に備え付ける資料 <u>危機管理課長</u>は、もんじゅ現地対策本部が設置される場所に、別表 2－4－1 0 に定める資料を備え付ける。また、<u>危機管理課長</u>は、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。 3. 敦賀対策本部が設置される場所に備え付ける資料 <u>安全品質推進室長</u>は、敦賀対策本部が設置される場所に、別表 2－4－1 1 に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。 4. 機構対策本部が設置される場所に備え付ける資料 安全・核セキュリティ統括部長は、機構対策本部が設置される場所に、別表 2－4－1 2 に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。	第 4 節 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備 1. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料 原子力防災管理者は、原災法第 1 2 条第 1 項に規定する緊急事態応急対策等拠点施設（福井県敦賀原子力防災センター。以下「原子力防災センター」という。）に備え付けるため、別表 2－4－1 0 に定める資料のうち、同条第 4 項に規定するものを所定の手続きにより内閣総理大臣に提出するとともに、その資料の写しを福井県、敦賀市、美浜町及び関係周辺都道府県に提出する。提出した資料の内容に変更があったときも、同様とする。 2. もんじゅ現地対策本部が設置される場所に備え付ける資料 <u>施設保安課長</u>は、もんじゅ現地対策本部が設置される場所に、別表 2－4－1 0 に定める資料を備え付ける。また、<u>施設保安課長</u>は、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。 3. 敦賀対策本部が設置される場所に備え付ける資料 <u>安全・品質保証室長</u>は、敦賀対策本部が設置される場所に、別表 2－4－1 1 に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。 4. 機構対策本部が設置される場所に備え付ける資料 安全・核セキュリティ統括部長は、機構対策本部が設置される場所に、別表 2－4－1 2 に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。	

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
5. 原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料 <u>安全品質推進室長</u>は、原子力事業所災害対策支援拠点において使用する、別表 2－4－1 3 に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。 6. 原子力規制庁緊急時対応センターが設置される場所に備え付ける資料 <u>危機管理課長</u>は、原子力規制庁緊急時対応センターにおいて使用する、別表 2－4－1 4 に定める資料を備え付ける。また、<u>危機管理課長</u>は、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。 第 5 節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検 1. もんじゅ現地対策本部 （1）原子力防災管理者は、別表 2－5－1 6 に示す施設を維持する。 （2）原子力防災管理者は、緊急対策室を地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設とするため、別表 2－5－1 6 に示す仕様が維持されていることを確認する。 （3）原子力防災管理者は、非常用電源を緊急対策室に供給可能なよう、点検・整備する。 （4）原子力防災管理者は、別表 2－3－5 に定める下記の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続が確保できることを確認する。 ① ファクシミリ、電話 ② テレビ会議システム ③ プラントデータ表示システム（以下「SPDS」という。）による国へのデータ伝送機能 2. 集合・退避場所 <u>危機管理課長</u>は、別図 2－5－1 2 に定める場所に、その場所が集合・退避場所であることを示す立て看板等を設置する。また、<u>危機管理課長</u>は、集合・退避場所を指定又は変更したときは、関係者に周知する。 3. 緊急処置施設等 管理課長は、別図 2－5－1 3 に示す場所に緊急処置施設として緊急処置室を、安全管理課長は除染室を整備する。 4. 気象観測設備 安全管理課長は、別図 2－5－1 3 に示す場所に設置した別表 2－5－1 5 の気象観測設備をあらかじめ定めるところにより定期的に点検を行い、当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。	5. 原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料 <u>安全・品質保証室長</u>は、原子力事業所災害対策支援拠点において使用する、別表 2－4－1 3 に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。 6. 原子力規制庁緊急時対応センターが設置される場所に備え付ける資料 <u>施設保安課長</u>は、原子力規制庁緊急時対応センターにおいて使用する、別表 2－4－1 4 に定める資料を備え付ける。また、<u>施設保安課長</u>は、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。 第 5 節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検 1. もんじゅ現地対策本部 （1）原子力防災管理者は、別表 2－5－1 6 に示す施設を維持する。 （2）原子力防災管理者は、緊急対策室を地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設とするため、別表 2－5－1 6 に示す仕様が維持されていることを確認する。 （3）原子力防災管理者は、非常用電源を緊急対策室に供給可能なよう、点検・整備する。 （4）原子力防災管理者は、別表 2－3－5 に定める下記の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続が確保できることを確認する。 ① ファクシミリ、電話 ② テレビ会議システム ③ プラントデータ表示システム（以下「SPDS」という。）による国へのデータ伝送機能 2. 集合・退避場所 <u>施設保安課長</u>は、別図 2－5－1 2 に定める場所に、その場所が集合・退避場所であることを示す立て看板等を設置する。また、<u>施設保安課長</u>は、集合・退避場所を指定又は変更したときは、関係者に周知する。 3. 緊急処置施設等 管理課長は、別図 2－5－1 3 に示す場所に緊急処置施設として緊急処置室を、安全管理課長は除染室を整備する。 4. 気象観測設備 安全管理課長は、別図 2－5－1 3 に示す場所に設置した別表 2－5－1 5 の気象観測設備をあらかじめ定めるところにより定期的に点検を行い、当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。	組織名称変更 （以下、本頁において同じ）

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
なお、気象観測設備の記録の取り扱いについては、あらかじめ定めるところによる。 5. プラントに係るデータ表示システム <u>危機管理課長</u>は、もんじゅにおけるプラントに係るデータ表示システム（以下「S P D S」という。）を整備し、不具合が認められた場合は速やかに修理する。 6. S P D Sによる国へのデータ伝送 （1）<u>危機管理課長</u>は、作業等により国が運用する緊急時対策支援システム（以下「E R S S」という。）へのデータ伝送に支障がある場合は、必要な手続きを実施する。 なお、伝送に係る国との責任区分および伝送不具合時の対応については、あらかじめ定めるところによる。 （2）<u>危機管理課長</u>は、別表 2－5－1 9 に定めるデータを E R S S に伝送するためのシステムを整備し、定期的に点検を行い、不具合が認められた場合は速やかに修理する。 （3）<u>危機管理課長</u>は、設置変更の許可に伴う設備の増設、その他原子力施設の状況に応じて、E R S S へ伝送しているパラメータが E A L を判断するために必要かつ十分であるかを検討する。 ※第 2 データセンターへの伝送は 2018 年度末までに開始する。 7. 所内放送装置等 管理課長は、もんじゅにおける所内放送装置を、<u>危機管理課長</u>は緊急招集システムを、<u>電気必修課長</u>は運転指令装置を整備し、不具合が認められた場合は速やかに修理する。 8. 敦賀対策本部 （1）<u>敦賀事業本部長</u>は、別表 2－5－1 7 に示す施設を維持する。 （2）<u>安全品質推進室長</u>は、<u>敦賀事業本部</u>緊急時対策室を地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設とするため、別表 2－5－1 7 に示す仕様が維持されていることを確認する。 （3）<u>安全品質推進室長</u>は、非常用電源を<u>敦賀事業本部</u>緊急時対策室に供給可能なよう、点検・整備する。 9. 機構対策本部 （1）安全・核セキュリティ統括部長は、別表 2－5－1 8 に示す施設を維持する。 （2）安全・核セキュリティ統括部長は、機構本部緊急時対策室を地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設とするため、別表 2－5－1 8 に示す仕様が維持されていることを確認する。 （3）安全・核セキュリティ統括部長は、非常用電源を機構本部緊急時対策室に供給可能なよう、点検・整備する。 （4）安全・核セキュリティ統括部長は、別表 2－3－8 に定める以下の設備について、統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む）が確保できることを確認する。	なお、気象観測設備の記録の取り扱いについては、あらかじめ定めるところによる。 5. プラントに係るデータ表示システム <u>施設保安課長</u>は、もんじゅにおけるプラントに係るデータ表示システム（以下「S P D S」という。）を整備し、不具合が認められた場合は速やかに修理する。 6. S P D Sによる国へのデータ伝送 （1）<u>施設保安課長</u>は、作業等により国が運用する緊急時対策支援システム（以下「E R S S」という。）へのデータ伝送に支障がある場合は、必要な手続きを実施する。 なお、伝送に係る国との責任区分および伝送不具合時の対応については、あらかじめ定めるところによる。 （2）<u>施設保安課長</u>は、別表 2－5－1 9 に定めるデータを E R S S に伝送するためのシステムを整備し、定期的に点検を行い、不具合が認められた場合は速やかに修理する。 （3）<u>施設保安課長</u>は、設置変更の許可に伴う設備の増設、その他原子力施設の状況に応じて、E R S S へ伝送しているパラメータが E A L を判断するために必要かつ十分であるかを検討する。 ※第 2 データセンターへの伝送は 2018 年度末までに開始する。 7. 所内放送装置等 管理課長は、もんじゅにおける所内放送装置を、<u>施設保安課長</u>は緊急招集システムを、<u>電気保全課長</u>は運転指令装置を整備し、不具合が認められた場合は速やかに修理する。 8. 敦賀対策本部 （1）<u>敦賀廃止措置実証本部長</u>は、別表 2－5－1 7 に示す施設を維持する。 （2）<u>安全・品質保証室長</u>は、<u>敦賀廃止措置実証本部</u>緊急時対策室を地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設とするため、別表 2－5－1 7 に示す仕様が維持されていることを確認する。 （3）<u>安全・品質保証室長</u>は、非常用電源を<u>敦賀廃止措置実証本部</u>緊急時対策室に供給可能なよう、点検・整備する。 9. 機構対策本部 （1）安全・核セキュリティ統括部長は、別表 2－5－1 8 に示す施設を維持する。 （2）安全・核セキュリティ統括部長は、機構本部緊急時対策室を地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設とするため、別表 2－5－1 8 に示す仕様が維持されていることを確認する。 （3）安全・核セキュリティ統括部長は、非常用電源を機構本部緊急時対策室に供給可能なよう、点検・整備する。 （4）安全・核セキュリティ統括部長は、別表 2－3－8 に定める以下の設備について、統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む）が確保できることを確認する。	組織名称変更 （以下、本頁において同じ）

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
① ファクシミリ、電話 ② テレビ会議システム 1 0．原子力事業所災害対策支援拠点 敦賀事業本部長は、以下に示す機能を有する原子力事業所災害対策支援拠点を別表 2－5－2 0 のとおりあらかじめ選定しておく。 （1）被ばく管理・入退域管理 （2）汚染検査（サーベイ）・除染 （3）車両や重機等の除染・汚染検査 （4）更衣及び使用済の防護服等の仮保管 （5）サイト等立入車両の駐車 （6）物資輸送体制の整備 なお、もんじゅと原子力事業所災害対策支援拠点の位置を別図 2－5－1 4 に示す。 第 6 節 原子力防災教育の実施 1．もんじゅにおける原子力防災教育 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次の項目について、別表 2－6－2 1 に定める原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育を実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。 （1）原子力防災体制及び組織に関する知識 （2）もんじゅ及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識 （3）放射線防護に関する知識 （4）放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識 （5）シビアアクシデントに関する知識 2．敦賀事業本部における原子力防災教育 安全品質推進室長は、敦賀対策本部の構成員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、別表 2－6－2 2 に定める原子力防災教育を行う。また、教育の実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。 3．本部における原子力防災教育 安全・核セキュリティ統括部長は、機構対策本部の構成員に対し、原子力災害に関す	① ファクシミリ、電話 ② テレビ会議システム 1 0．原子力事業所災害対策支援拠点 敦賀廃止措置実証本部長は、以下に示す機能を有する原子力事業所災害対策支援拠点を別表 2－5－2 0 のとおりあらかじめ選定しておく。 （1）被ばく管理・入退域管理 （2）汚染検査（サーベイ）・除染 （3）車両や重機等の除染・汚染検査 （4）更衣及び使用済の防護服等の仮保管 （5）サイト等立入車両の駐車 （6）物資輸送体制の整備 なお、もんじゅと原子力事業所災害対策支援拠点の位置を別図 2－5－1 4 に示す。 第 6 節 原子力防災教育の実施 1．もんじゅにおける原子力防災教育 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次の項目について、別表 2－6－2 1 に定める原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育を実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。 （1）原子力防災体制及び組織に関する知識 （2）もんじゅ及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識 （3）放射線防護に関する知識 （4）放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識 （5）シビアアクシデントに関する知識 2．敦賀廃止措置実証本部における原子力防災教育 安全・品質保証室長は、敦賀対策本部の構成員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、別表 2－6－2 2 に定める原子力防災教育を行う。また、教育の実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。 3．本部における原子力防災教育 安全・核セキュリティ統括部長は、機構対策本部の構成員に対し、原子力災害に関す	組織名称変更 （以下、本頁において同じ）

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
る知識を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、別表 2－6－2 3 に定める原子力防災教育を行う。また、教育の実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。 第 7 節 原子力防災訓練の実施 1. もんじゅにおける訓練 （1）原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員等に対し、別表 2－7－2 4 に定める原子力防災訓練を実施する。また、原子力防災訓練実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じてこの計画又は原子力防災訓練の実施方法等の見直しを行う。 （2）原子力防災管理者は、訓練の実施にあたり策定した訓練計画について原子力防災専門官の指導・助言を受ける。 （3）原子力防災管理者は、原子力防災訓練を実施した場合、地方公共団体と共同で実施した訓練項目を除き、あらかじめ定めるところによりその結果を評価し、様式 2－7－6 により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表する。 2. 国又は地方公共団体が主催する訓練 原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画策定に協力するとともに、訓練内容に応じて要員の派遣、資機材の貸与等も含め訓練実施に参画する。 第 8 節 関係機関との連携 1. 国との連携 （1）原子力防災管理者は、本部及び敦賀事業本部と平常時から協調し、原子力防災専門官及び国の機関との間で、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。 （2）原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第 3 1 条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。 （3）原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第 3 2 条に基づくもんじゅの立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。 （4）原子力防災管理者は、原子力防災専門官からこの計画及び原子力防災組織の設置その他原子力災害事前対策に関する指導及び助言があった場合は、速やかにその対応を行う。 （5）原子力防災管理者は、原子力規制庁又は国土交通大臣から規制法第 6 4 条第 3 項に基づく命令があった場合は、速やかにその対応を行う。 2. 地方公共団体との連携	る知識を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、別表 2－6－2 3 に定める原子力防災教育を行う。また、教育の実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。 第 7 節 原子力防災訓練の実施 1. もんじゅにおける訓練 （1）原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員等に対し、別表 2－7－2 4 に定める原子力防災訓練を実施する。また、原子力防災訓練実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じてこの計画又は原子力防災訓練の実施方法等の見直しを行う。 （2）原子力防災管理者は、訓練の実施にあたり策定した訓練計画について原子力防災専門官の指導・助言を受ける。 （3）原子力防災管理者は、原子力防災訓練を実施した場合、地方公共団体と共同で実施した訓練項目を除き、あらかじめ定めるところによりその結果を評価し、様式 2－7－6 により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表する。 2. 国又は地方公共団体が主催する訓練 原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画策定に協力するとともに、訓練内容に応じて要員の派遣、資機材の貸与等も含め訓練実施に参画する。 第 8 節 関係機関との連携 1. 国との連携 （1）原子力防災管理者は、本部及び敦賀廃止措置実証本部と平常時から協調し、原子力防災専門官及び国の機関との間で、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。 （2）原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第 3 1 条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。 （3）原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第 3 2 条に基づくもんじゅの立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。 （4）原子力防災管理者は、原子力防災専門官からこの計画及び原子力防災組織の設置その他原子力災害事前対策に関する指導及び助言があった場合は、速やかにその対応を行う。 （5）原子力防災管理者は、原子力規制庁又は国土交通大臣から規制法第 6 4 条第 3 項に基づく命令があった場合は、速やかにその対応を行う。 2. 地方公共団体との連携	組織名称変更

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
（１）原子力防災管理者は、敦賀事業本部と平常時から協調し、福井県、敦賀市、関係周辺都道府県及び関係周辺市町村との間で、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。なお、第２章第１節２．（１）d.、第２章第１節３．（５）、第２章第３節１．（２）及び第２章第３節２．（２）による届出を行った場合は、美浜町に当該届出に係る書類の写しを送付する。 （２）原子力防災管理者は、福井県、敦賀市、関係周辺都道府県及び関係周辺市町村から放射線防護に関する教育講師の派遣その他原子力防災知識の啓発に関する要請があったときには、協力する。 （３）原子力防災管理者は、福井県知事、敦賀市長又は関係周辺都道府県知事から原災法第３１条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。 （４）原子力防災管理者は、福井県知事、敦賀市長又は関係周辺都道府県知事から原災法第３２条に基づくもんじゅの立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。 ３． 防災関係機関等との連携 原子力防災管理者は、もんじゅと関係のある防災関係機関等（敦賀美方消防組合消防本部、敦賀警察署、敦賀海上保安部その他関係機関）とはもんじゅにおける応急対策等について連携を図るため、平常時から地域レベルの会議体等に参画し、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。 ４． 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用 （１）安全・核セキュリティ統括部長は、別表２－８－２５に定める原子力緊急事態支援組織の支援を要請すべき事態が発生した場合に備え、平常時から当該支援組織との連携を図っておく。 （２）安全・核セキュリティ統括部長は、別表２－８－２５に定める原子力緊急事態支援組織が保有する資機材、訓練計画・訓練場所・訓練頻度、訓練内容等組織の管理・運営に見直しの必要が生じた場合は、必要な協議を行う。 （３）原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織の支援を要する事態の発生に備え、平常時からロボット等必要な資機材の操作を行うための要員を育成しておく。 第３章 緊急事態応急対策の実施等 第１節 通報、報告等の実施 １． 警戒体制及び原子力防災体制の発令等 （１）警戒体制 原子力防災管理者は、別表３－１－２６に定める事象（警戒事象）の発生について通報を受け又は自ら発見したときは、若しくは原子力規制庁から警戒本部の設置につ	（１）原子力防災管理者は、敦賀廃止措置実証本部と平常時から協調し、福井県、敦賀市、関係周辺都道府県及び関係周辺市町村との間で、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。なお、第２章第１節２．（１）d.、第２章第１節３．（５）、第２章第３節１．（２）及び第２章第３節２．（２）による届出を行った場合は、美浜町に当該届出に係る書類の写しを送付する。 （２）原子力防災管理者は、福井県、敦賀市、関係周辺都道府県及び関係周辺市町村から放射線防護に関する教育講師の派遣その他原子力防災知識の啓発に関する要請があったときには、協力する。 （３）原子力防災管理者は、福井県知事、敦賀市長又は関係周辺都道府県知事から原災法第３１条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。 （４）原子力防災管理者は、福井県知事、敦賀市長又は関係周辺都道府県知事から原災法第３２条に基づくもんじゅの立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。 ３． 防災関係機関等との連携 原子力防災管理者は、もんじゅと関係のある防災関係機関等（敦賀美方消防組合消防本部、敦賀警察署、敦賀海上保安部その他関係機関）とはもんじゅにおける応急対策等について連携を図るため、平常時から地域レベルの会議体等に参画し、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。 ４． 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用 （１）安全・核セキュリティ統括部長は、別表２－８－２５に定める原子力緊急事態支援組織の支援を要請すべき事態が発生した場合に備え、平常時から当該支援組織との連携を図っておく。 （２）安全・核セキュリティ統括部長は、別表２－８－２５に定める原子力緊急事態支援組織が保有する資機材、訓練計画・訓練場所・訓練頻度、訓練内容等組織の管理・運営に見直しの必要が生じた場合は、必要な協議を行う。 （３）原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織の支援を要する事態の発生に備え、平常時からロボット等必要な資機材の操作を行うための要員を育成しておく。 第３章 緊急事態応急対策の実施等 第１節 通報、報告等の実施 １． 警戒体制及び原子力防災体制の発令等 （１）警戒体制 原子力防災管理者は、別表３－１－２６に定める事象（警戒事象）の発生について通報を受け又は自ら発見したときは、若しくは原子力規制庁から警戒本部の設置につ	組織名称変更

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
いて連絡を受けたときは第 2 章第 2 節の方法により警戒体制を発令し、直ちに必要 要員の招集及び様式 3－1－7 を用いて別図 2－2－5 に定める関係機関に連絡を 行う。 また、当該事象発生の経過については、様式 3－1－8 を用いて別図 2－2－5 に 定める関係機関へ適切な間隔で継続して連絡を行う。 なお、第 2 章第 1 節 1．（1）に基づく警戒体制において、別表 3－1－2 6 に定 める「その他」の項目のうち、気象庁の情報等により情報入手可能な項目については、 この限りではない。 （2）原子力防災体制 a．原子力防災管理者は、別表 3－1－2 7 に定める事象（特定事象）の発生について 通報を受け又は自ら発見したときは、原子力防災体制を発令し、直ちにもんじゅ現地 対策本部の要員の非常招集及び別図 2－2－8 に定める関係機関に連絡を行う。な お、原子力防災体制の発令の連絡は本節 3．の通報をもって行う。 b．原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合、もんじゅ現地対策本部長と して、もんじゅ現地対策本部の指揮を行う。 2．施設の立上げ （1）原子力防災管理者は、警戒体制又は原子力防災体制を発令した場合は、情報班長に もんじゅ現地対策本部及びテレビ会議システムの立上げを指示する。 （2）敦賀対策本部長は、もんじゅにおける警戒体制又は原子力防災体制の発令の連絡を 受けた場合は、情報班長に敦賀対策本部及びテレビ会議システムの立上げを指示す る。 （3）機構対策本部長は、もんじゅにおける警戒体制又は原子力防災体制の発令の連絡を 受けた場合は、情報班長に機構対策本部及びテレビ会議システムの立上げを指示す る。 （4）敦賀対策本部長は、もんじゅにおける原子力防災体制の発令の連絡を受けた場合は、 必要に応じて原子力事業所災害対策支援拠点の立上げを指示するとともに、要員の派 遣、資機材等の運搬及びその他必要な措置を指示する。 3．通報の実施 原子力防災管理者（もんじゅ現地対策本部を設置したときはもんじゅ現地対策本部長。以下本章において同じ。）は、原災法第 1 0 条第 1 項に規定する別表 3－1－2 7 の事象（特定事象）の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、様式 3－1－9 に必要事項を記入し、1 5 分以内を目途として、別図 2－2－8 に定める通報（報告）経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関にファクシミリ装置を用いて同時に送信する。さらに、その着信を確認する。また、あらかじめ定める関係機関への情報連絡を行う。	いて連絡を受けたときは第 2 章第 2 節の方法により警戒体制を発令し、直ちに必要 要員の招集及び様式 3－1－7 を用いて別図 2－2－5 に定める関係機関に連絡を 行う。 また、当該事象発生の経過については、様式 3－1－8 を用いて別図 2－2－5 に 定める関係機関へ適切な間隔で継続して連絡を行う。 なお、第 2 章第 1 節 1．（1）に基づく警戒体制において、別表 3－1－2 6 に定 める「その他」の項目のうち、気象庁の情報等により情報入手可能な項目については、 この限りではない。 （2）原子力防災体制 a．原子力防災管理者は、別表 3－1－2 7 に定める事象（特定事象）の発生について 通報を受け又は自ら発見したときは、原子力防災体制を発令し、直ちにもんじゅ現地 対策本部の要員の非常招集及び別図 2－2－8 に定める関係機関に連絡を行う。な お、原子力防災体制の発令の連絡は本節 3．の通報をもって行う。 b．原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合、もんじゅ現地対策本部長と して、もんじゅ現地対策本部の指揮を行う。 2．施設の立上げ （1）原子力防災管理者は、警戒体制又は原子力防災体制を発令した場合は、情報班長に もんじゅ現地対策本部及びテレビ会議システムの立上げを指示する。 （2）敦賀対策本部長は、もんじゅにおける警戒体制又は原子力防災体制の発令の連絡を 受けた場合は、情報班長に敦賀対策本部及びテレビ会議システムの立上げを指示す る。 （3）機構対策本部長は、もんじゅにおける警戒体制又は原子力防災体制の発令の連絡を 受けた場合は、情報班長に機構対策本部及びテレビ会議システムの立上げを指示す る。 （4）敦賀対策本部長は、もんじゅにおける原子力防災体制の発令の連絡を受けた場合は、 必要に応じて原子力事業所災害対策支援拠点の立上げを指示するとともに、要員の派 遣、資機材等の運搬及びその他必要な措置を指示する。 3．通報の実施 原子力防災管理者（もんじゅ現地対策本部を設置したときはもんじゅ現地対策本部長。以下本章において同じ。）は、原災法第 1 0 条第 1 項に規定する別表 3－1－2 7 の事象（特定事象）の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、様式 3－1－9 に必要事項を記入し、1 5 分以内を目途として、別図 2－2－8 に定める通報（報告）経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関にファクシミリ装置を用いて同時に送信する。さらに、その着信を確認する。また、あらかじめ定める関係機関への情報連絡を行う。	変更なし

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
また、原子力防災管理者は、別表 3－1－2 9 に掲げるものの事業所外運搬（以下この章及び第 4 章において単に「運搬」という。）における別表 3－1－2 7 の事象（特定事象）の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、様式 3－1－1 0 に必要事項を記入し、1 5 分以内を目途として、別図 2－2－9 に定める通報（報告）経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、原子力防災専門官並びに各関係機関にファクシミリ装置を用いて送信する。さらに、その着信を確認する。また、あらかじめ定める関係機関への情報連絡を行う。 4. 情報の収集と報告 （1）もんじゅ現地対策本部長は、前項により通報（運搬に係るものを除く。）を行った場合、S P D S による原子力規制委員会へのデータ伝送状態に異常がないことを確認する。 （2）もんじゅ現地対策本部情報班長は、事故状況の把握を行うため、次の情報を迅速かつ的確に収集する。 a. 事故の発生時刻及び場所 b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置 c. 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況 d. もんじゅ周辺監視区域境界付近における放射線及び放射能の測定結果 e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況 f. 気象状況 g. 収束の見通し h. その他必要と認める事項 （3）もんじゅ現地対策本部対外対応班長は、前号により収集した事故状況を様式 3－1－1 1 にまとめ、別図 2－2－8 に定める通報（報告）経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関（警戒体制時にあつては別図 2－2－5）に適切な間隔で継続して報告（運搬にあつては、様式 3－1－1 2 に必要事項を記入し、別図 2－2－9 に定める通報（報告）経路により報告）するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。 （4）もんじゅ現地対策本部対外対応班長は、本章第 1 節から第 3 節に掲げる通報及び報告を行った場合は、その内容を記録として保存する。 5. 通話制限 もんじゅ現地対策本部総務班長は、緊急事態応急対策等の活動時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じるものとする。 6. 原子力事業所災害対策支援拠点の活動	また、原子力防災管理者は、別表 3－1－2 9 に掲げるものの事業所外運搬（以下この章及び第 4 章において単に「運搬」という。）における別表 3－1－2 7 の事象（特定事象）の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、様式 3－1－1 0 に必要事項を記入し、1 5 分以内を目途として、別図 2－2－9 に定める通報（報告）経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、原子力防災専門官並びに各関係機関にファクシミリ装置を用いて送信する。さらに、その着信を確認する。また、あらかじめ定める関係機関への情報連絡を行う。 4. 情報の収集と報告 （1）もんじゅ現地対策本部長は、前項により通報（運搬に係るものを除く。）を行った場合、S P D S による原子力規制委員会へのデータ伝送状態に異常がないことを確認する。 （2）もんじゅ現地対策本部情報班長は、事故状況の把握を行うため、次の情報を迅速かつ的確に収集する。 a. 事故の発生時刻及び場所 b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置 c. 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況 d. もんじゅ周辺監視区域境界付近における放射線及び放射能の測定結果 e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況 f. 気象状況 g. 収束の見通し h. その他必要と認める事項 （3）もんじゅ現地対策本部対外対応班長は、前号により収集した事故状況を様式 3－1－1 1 にまとめ、別図 2－2－8 に定める通報（報告）経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関（警戒体制時にあつては別図 2－2－5）に適切な間隔で継続して報告（運搬にあつては、様式 3－1－1 2 に必要事項を記入し、別図 2－2－9 に定める通報（報告）経路により報告）するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。 （4）もんじゅ現地対策本部対外対応班長は、本章第 1 節から第 3 節に掲げる通報及び報告を行った場合は、その内容を記録として保存する。 5. 通話制限 もんじゅ現地対策本部総務班長は、緊急事態応急対策等の活動時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じるものとする。 6. 原子力事業所災害対策支援拠点の活動	変更なし

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
敦賀対策本部長は、第 3 章第 1 節 2.（4）で設置した原子力事業所災害対策支援拠点について、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入等、もんじゅにおける災害復旧作業の支援を指示する。 7. 他の原子力事業所等からの支援の要請 もんじゅ現地対策本部長は、第 3 章第 1 節 3. の通報を実施した場合、以下の原子力事業所等から次の支援を敦賀対策本部長に要請する。 （1）敦賀対策本部からの要員の派遣及び資機材の貸与 （2）あらかじめ関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び当機構で定める若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣及び資機材の貸与 （3）その他、必要に応じた外部関係機関への支援要請 第 2 節 応急措置の実施 1. 応急措置の実施及び概要の報告 もんじゅ現地対策本部長は、本節 2. から 1 2.（運搬にあつては本節 1 4.）に掲げる応急措置の実施にあたり、優先順位を考慮して、措置内容及び実施担当者を明確にしたうえで、下記事項に関する措置の実施計画を策定する。 （1）施設や設備の整備及び点検 （2）故障した設備等の応急復旧 （3）その他応急措置の実施に必要な事項 また、もんじゅ現地対策本部対外対応班長は、様式 3－1－1 1 にその概要を記入し、別図 2－2－8 に定める通報（報告）経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関に適切な間隔で継続して報告（運搬にあつては、様式 3－1－1 2 に必要事項を記入し、別図 2－2－9 に定める通報（報告）経路により報告）するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。 2. 退避誘導及びもんじゅ周辺監視区域内入域制限 （1）もんじゅ現地対策本部総務班長は、もんじゅ周辺監視区域（以下「もんじゅ施設」という。）内の緊急事態応急対策等の活動に従事しない者及び来訪者等（以下「もんじゅ退避者」という。）を退避させるため退避誘導員を配置し、その業務に当たらせる。 （2）もんじゅ現地対策本部総務班長は、もんじゅ退避者に対して所内放送装置又は運転指令装置等により指定する集合・退避場所へ退避すること及びその際の防護措置を周知する。 （3）もんじゅ現地対策本部長は、必要と認めたときはもんじゅ退避者をもんじゅ施設外に退避させるよう指示する。なお、退避に当たっては関係機関と調整を行う。また、この際、もんじゅ現地対策本部総務班長は、退避誘導班員にもんじゅ施設外へのもん	敦賀対策本部長は、第 3 章第 1 節 2.（4）で設置した原子力事業所災害対策支援拠点について、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入等、もんじゅにおける災害復旧作業の支援を指示する。 7. 他の原子力事業所等からの支援の要請 もんじゅ現地対策本部長は、第 3 章第 1 節 3. の通報を実施した場合、以下の原子力事業所等から次の支援を敦賀対策本部長に要請する。 （1）敦賀対策本部からの要員の派遣及び資機材の貸与 （2）あらかじめ関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び当機構で定める若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣及び資機材の貸与 （3）その他、必要に応じた外部関係機関への支援要請 第 2 節 応急措置の実施 1. 応急措置の実施及び概要の報告 もんじゅ現地対策本部長は、本節 2. から 1 2.（運搬にあつては本節 1 4.）に掲げる応急措置の実施にあたり、優先順位を考慮して、措置内容及び実施担当者を明確にしたうえで、下記事項に関する措置の実施計画を策定する。 （1）施設や設備の整備及び点検 （2）故障した設備等の応急復旧 （3）その他応急措置の実施に必要な事項 また、もんじゅ現地対策本部対外対応班長は、様式 3－1－1 1 にその概要を記入し、別図 2－2－8 に定める通報（報告）経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関に適切な間隔で継続して報告（運搬にあつては、様式 3－1－1 2 に必要事項を記入し、別図 2－2－9 に定める通報（報告）経路により報告）するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。 2. 退避誘導及びもんじゅ周辺監視区域内入域制限 （1）もんじゅ現地対策本部総務班長は、もんじゅ周辺監視区域（以下「もんじゅ施設」という。）内の緊急事態応急対策等の活動に従事しない者及び来訪者等（以下「もんじゅ退避者」という。）を退避させるため退避誘導員を配置し、その業務に当たらせる。 （2）もんじゅ現地対策本部総務班長は、もんじゅ退避者に対して所内放送装置又は運転指令装置等により指定する集合・退避場所へ退避すること及びその際の防護措置を周知する。 （3）もんじゅ現地対策本部長は、必要と認めたときはもんじゅ退避者をもんじゅ施設外に退避させるよう指示する。なお、退避に当たっては関係機関と調整を行う。また、この際、もんじゅ現地対策本部総務班長は、退避誘導班員にもんじゅ施設外へのもん	変更なし

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
じゅ退避者の氏名を記録するよう指示する。 なお、もんじゅ退避者をもんじゅ施設外に退避させる場合には、もんじゅ現地対策本部対外対応班長はその旨を直ちに福井県知事、敦賀市長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関に連絡する。 （４）もんじゅ現地対策本部総務班長は、原子力防災体制発令中においては、もんじゅ施設内への入域を制限するとともに、もんじゅ施設内における原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。 3．放出放射エネルギーの推定 （１）もんじゅ現地対策本部放射線管理班長は、もんじゅ施設内及びもんじゅ施設周辺の放射線及び放射能の測定（以下「もんじゅ緊急時モニタリング」という。）を行う。 （２）もんじゅ現地対策本部放射線管理班長は、排気筒モニタのデータ等から外部へ放出された放射性物質の量の評価を行う。 4．消火活動 もんじゅ現地対策本部消防班長は、速やかに火災の発生状況を把握し、安全を確保しつつ迅速に初期の消防活動を行う。また、火災情報を受けた対外対応班長は消防署に火災の現場状況等を速やかに連絡する。 5．原子力災害医療 （１）もんじゅ現地対策本部総務班長及び放射線管理班長は、負傷した者、放射線による障害が発生した者又はそのおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、負傷者等を可能な限り放射線による影響の少ない場所に速やかに救出し、必要に応じ別図 2－5－1 3 に定める緊急処置施設に搬送する。 （２）もんじゅ現地対策本部総務班長及び放射線管理班長は、前号により搬送した負傷者等に応急処置及び除染等の措置を講じる。また、もんじゅ現地対策本部総務班長は、医療機関への移送及び治療の依頼の措置を講じる。この際、移送先の医療機関については、福井県の指示を受ける。 （３）もんじゅ現地対策本部総務班長は、負傷者等を医療機関へ移送する際に放射線物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。 なお、随行者は、搬送機関及び医療機関に必要な情報を伝達するとともに負傷者等の移送を行った救急車や処置を行った医療機関の処置室等の汚染検査に協力し、その結果をもんじゅ現地対策本部総務班長に連絡する。連絡を受けたもんじゅ現地対策本部総務班長は、その旨を福井県に報告する。 （４）もんじゅ現地対策本部長は、もんじゅ現地対策本部の要員に対し心身の健康管理にかかわる適切な措置を講じる。 6．二次災害防止に関する措置	じゅ退避者の氏名を記録するよう指示する。 なお、もんじゅ退避者をもんじゅ施設外に退避させる場合には、もんじゅ現地対策本部対外対応班長はその旨を直ちに福井県知事、敦賀市長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関に連絡する。 （４）もんじゅ現地対策本部総務班長は、原子力防災体制発令中においては、もんじゅ施設内への入域を制限するとともに、もんじゅ施設内における原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。 3．放出放射エネルギーの推定 （１）もんじゅ現地対策本部放射線管理班長は、もんじゅ施設内及びもんじゅ施設周辺の放射線及び放射能の測定（以下「もんじゅ緊急時モニタリング」という。）を行う。 （２）もんじゅ現地対策本部放射線管理班長は、排気筒モニタのデータ等から外部へ放出された放射性物質の量の評価を行う。 4．消火活動 もんじゅ現地対策本部消防班長は、速やかに火災の発生状況を把握し、安全を確保しつつ迅速に初期の消防活動を行う。また、火災情報を受けた対外対応班長は消防署に火災の現場状況等を速やかに連絡する。 5．原子力災害医療 （１）もんじゅ現地対策本部総務班長及び放射線管理班長は、負傷した者、放射線による障害が発生した者又はそのおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、負傷者等を可能な限り放射線による影響の少ない場所に速やかに救出し、必要に応じ別図 2－5－1 3 に定める緊急処置施設に搬送する。 （２）もんじゅ現地対策本部総務班長及び放射線管理班長は、前号により搬送した負傷者等に応急処置及び除染等の措置を講じる。また、もんじゅ現地対策本部総務班長は、医療機関への移送及び治療の依頼の措置を講じる。この際、移送先の医療機関については、福井県の指示を受ける。 （３）もんじゅ現地対策本部総務班長は、負傷者等を医療機関へ移送する際に放射線物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。 なお、随行者は、搬送機関及び医療機関に必要な情報を伝達するとともに負傷者等の移送を行った救急車や処置を行った医療機関の処置室等の汚染検査に協力し、その結果をもんじゅ現地対策本部総務班長に連絡する。連絡を受けたもんじゅ現地対策本部総務班長は、その旨を福井県に報告する。 （４）もんじゅ現地対策本部長は、もんじゅ現地対策本部の要員に対し心身の健康管理にかかわる適切な措置を講じる。 6．二次災害防止に関する措置	変更なし

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
もんじゅ現地対策本部総務班長は、医療機関への移送、治療や消防機関に消火活動を依頼するとき及び救急隊、消防隊が到着したときに、事故の概要及び負傷者等の放射性物質による汚染の状況等、二次災害防止のために必要な情報を伝達する等の措置を講じる。 7. 汚染拡大の防止及び防護措置 （1）もんじゅ現地対策本部放射線管理班長は、もんじゅ施設内での不要な被ばくを防止するため、立ち入りを禁止する区域を標識により明示するほか、必要に応じ所内放送装置又は運転指令装置等により周知する。また、応急対策を実施する場所において放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかに汚染の拡大防止及び放射性物質の除去に努める。 （2）もんじゅ現地対策本部放射線管理班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用及び線量計の携帯等の防護措置を講じる。 なお、もんじゅ現地対策本部総務班長は、もんじゅ現地対策本部放射線管理班長の協力を得て、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、別表 3－2－3 0 に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。 8. 線量評価 もんじゅ現地対策本部放射線管理班長は、もんじゅ退避者及び緊急事態応急対策等の活動を行うもんじゅ現地対策本部の要員の線量評価を行う。 9. 要員の派遣、資機材の貸与 もんじゅ現地対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施するもんじゅ施設外における応急の対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、敦賀対策本部長の協力を得て、別表 3－2－3 1 に定める要員の派遣、資機材の貸与その他もんじゅ内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。 1 0. 広報活動 （1）もんじゅ現地対策本部長は、原子力防災センターにおける運営が開始されるまでに報道機関からもんじゅでの取材要請を受けた場合、又は当機構から緊急記者発表を行う必要があると認めた場合は、敦賀対策本部長にその状況に応じて対応を依頼する。 依頼を受けた敦賀対策本部長は、災害の状況等を考慮したうえで、公表場所を記者発表に適切な任意の場所に設定する。 （2）もんじゅ現地対策本部情報班長は、公表する情報を別図 3－2－1 5 に定める連絡経路により連絡し、敦賀対策本部広報班長は、公表する内容を取りまとめ、（1）の場所で記者発表を行う。なお、もんじゅ現地対策本部対外対応班長は、別図 2－2－8（警戒体制時にあつては別図 2－2－5）に定める経路により関係箇所に連絡する。また、公表する内容について、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。	もんじゅ現地対策本部総務班長は、医療機関への移送、治療や消防機関に消火活動を依頼するとき及び救急隊、消防隊が到着したときに、事故の概要及び負傷者等の放射性物質による汚染の状況等、二次災害防止のために必要な情報を伝達する等の措置を講じる。 7. 汚染拡大の防止及び防護措置 （1）もんじゅ現地対策本部放射線管理班長は、もんじゅ施設内での不要な被ばくを防止するため、立ち入りを禁止する区域を標識により明示するほか、必要に応じ所内放送装置又は運転指令装置等により周知する。また、応急対策を実施する場所において放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかに汚染の拡大防止及び放射性物質の除去に努める。 （2）もんじゅ現地対策本部放射線管理班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用及び線量計の携帯等の防護措置を講じる。 なお、もんじゅ現地対策本部総務班長は、もんじゅ現地対策本部放射線管理班長の協力を得て、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、別表 3－2－3 0 に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。 8. 線量評価 もんじゅ現地対策本部放射線管理班長は、もんじゅ退避者及び緊急事態応急対策等の活動を行うもんじゅ現地対策本部の要員の線量評価を行う。 9. 要員の派遣、資機材の貸与 もんじゅ現地対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施するもんじゅ施設外における応急の対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、敦賀対策本部長の協力を得て、別表 3－2－3 1 に定める要員の派遣、資機材の貸与その他もんじゅ内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。 1 0. 広報活動 （1）もんじゅ現地対策本部長は、原子力防災センターにおける運営が開始されるまでに報道機関からもんじゅでの取材要請を受けた場合、又は当機構から緊急記者発表を行う必要があると認めた場合は、敦賀対策本部長にその状況に応じて対応を依頼する。 依頼を受けた敦賀対策本部長は、災害の状況等を考慮したうえで、公表場所を記者発表に適切な任意の場所に設定する。 （2）もんじゅ現地対策本部情報班長は、公表する情報を別図 3－2－1 5 に定める連絡経路により連絡し、敦賀対策本部広報班長は、公表する内容を取りまとめ、（1）の場所で記者発表を行う。なお、もんじゅ現地対策本部対外対応班長は、別図 2－2－8（警戒体制時にあつては別図 2－2－5）に定める経路により関係箇所に連絡する。また、公表する内容について、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。	変更なし

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
（３）もんじゅ現地対策本部長は、原子力防災センターにおける運営が開始された場合は、敦賀対策本部長の協力を得て原子力防災センター内の活動に必要な要員を派遣し、もんじゅ施設の状況及び実施している応急措置の概要等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を随時報告させることにより、原子力防災センターにおいて実施される合同記者発表に協力する。 （４）敦賀対策本部長は、原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、住民広報窓口を設置する。 1 1．応急復旧 （１）もんじゅ現地対策本部運転班長は、中央制御室の計器等による監視及び巡視点検の実施により、もんじゅ設備の異常の状況、機器の動作状況等の把握に努める。 （２）もんじゅ現地対策本部長は、プラントメーカー及び協力会社への協力を要請する。また、敦賀対策本部長は、応急復旧計画作成の支援を実施するとともに必要な資機材の確保及び応急復旧要員の派遣等を行う。 （３）もんじゅ現地対策本部長は、プラントメーカー及び協力会社と連携して別表 3－2－3 2 の業務を含め、応急復旧のための計画を作成し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。 1 2．原子力災害の拡大防止を図るための措置 もんじゅ現地対策本部長は、次に示すとおり、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大防止を図るための措置を講じる。 （１）もんじゅ現地対策本部長は、原子炉の運転状態、工学的安全施設等の動作状態の把握を行い、その結果に基づき、災害の拡大防止に必要な機械及び電気設備の応急補修措置並びに原子炉の運転停止等の運転上の措置を講じる。 （２）事故の拡大の可能性及び放射性物質等が外部へ放出される可能性を評価し、汚染及び被ばく拡大防止対策のための放射線に関する影響範囲及び拡大性の把握を行う。 （３）上記（２）の結果に基づき、立入制限区域の設定を行う。 （４）上記（２）の結果に基づき、危険物施設の防護措置を講じる。 1 3．被災者相談窓口の設置 機構対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、相談窓口を設置する。 1 4．運搬に係る応急措置 （１）もんじゅ現地対策本部長は、運搬に係る応急措置を講じる場合、敦賀対策本部長の協力を得て、直ちに別表 3－2－3 1 に定める要員の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講じる。 （２）現地に派遣された要員は、当機構が運搬を委託した者、最寄りの消防機関、警察及び海上保安部と協力して事象の状況を踏まえ、次に掲げる措置を実施し、原子力災害	（３）もんじゅ現地対策本部長は、原子力防災センターにおける運営が開始された場合は、敦賀対策本部長の協力を得て原子力防災センター内の活動に必要な要員を派遣し、もんじゅ施設の状況及び実施している応急措置の概要等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を随時報告させることにより、原子力防災センターにおいて実施される合同記者発表に協力する。 （４）敦賀対策本部長は、原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、住民広報窓口を設置する。 1 1．応急復旧 （１）もんじゅ現地対策本部運転班長は、中央制御室の計器等による監視及び巡視点検の実施により、もんじゅ設備の異常の状況、機器の動作状況等の把握に努める。 （２）もんじゅ現地対策本部長は、プラントメーカー及び協力会社への協力を要請する。また、敦賀対策本部長は、応急復旧計画作成の支援を実施するとともに必要な資機材の確保及び応急復旧要員の派遣等を行う。 （３）もんじゅ現地対策本部長は、プラントメーカー及び協力会社と連携して別表 3－2－3 2 の業務を含め、応急復旧のための計画を作成し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。 1 2．原子力災害の拡大防止を図るための措置 もんじゅ現地対策本部長は、次に示すとおり、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大防止を図るための措置を講じる。 （１）もんじゅ現地対策本部長は、原子炉の運転状態、工学的安全施設等の動作状態の把握を行い、その結果に基づき、災害の拡大防止に必要な機械及び電気設備の応急補修措置並びに原子炉の運転停止等の運転上の措置を講じる。 （２）事故の拡大の可能性及び放射性物質等が外部へ放出される可能性を評価し、汚染及び被ばく拡大防止対策のための放射線に関する影響範囲及び拡大性の把握を行う。 （３）上記（２）の結果に基づき、立入制限区域の設定を行う。 （４）上記（２）の結果に基づき、危険物施設の防護措置を講じる。 1 3．被災者相談窓口の設置 機構対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、相談窓口を設置する。 1 4．運搬に係る応急措置 （１）もんじゅ現地対策本部長は、運搬に係る応急措置を講じる場合、敦賀対策本部長の協力を得て、直ちに別表 3－2－3 1 に定める要員の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講じる。 （２）現地に派遣された要員は、当機構が運搬を委託した者、最寄りの消防機関、警察及び海上保安部と協力して事象の状況を踏まえ、次に掲げる措置を実施し、原子力災害	変更なし

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
の発生及び拡大の防止を図る。 a．立入り制限区域の設定及び退避等の実施 b．環境放射線モニタリングの実施 c．消火及び延焼防止措置の実施 d．負傷者等の救出 e．輸送物の安全な場所への移動 f．漏えいの拡大防止措置の実施、汚染の除去及び遮へい対策の実施 g．その他必要な措置の実施 なお、上記の要員が到着するまでの間、運搬に携わっている職員及び当機構が運搬を委託した者は、携行している資機材を用いて、次の措置を講じる。 h．立入制限区域の設定及び退避等の実施 i．環境放射線モニタリングの実施 j．消火及び延焼防止措置の実施 k．負傷者等の救出 l．その他必要な措置の実施	の発生及び拡大の防止を図る。 a．立入り制限区域の設定及び退避等の実施 b．環境放射線モニタリングの実施 c．消火及び延焼防止措置の実施 d．負傷者等の救出 e．輸送物の安全な場所への移動 f．漏えいの拡大防止措置の実施、汚染の除去及び遮へい対策の実施 g．その他必要な措置の実施 なお、上記の要員が到着するまでの間、運搬に携わっている職員及び当機構が運搬を委託した者は、携行している資機材を用いて、次の措置を講じる。 h．立入制限区域の設定及び退避等の実施 i．環境放射線モニタリングの実施 j．消火及び延焼防止措置の実施 k．負傷者等の救出 l．その他必要な措置の実施	変更なし
第 3 節 緊急事態応急対策	第 3 節 緊急事態応急対策	
1．原子力緊急事態の通報 もんじゅ現地対策本部長は、原災法第 1 5 条第 1 項に関する別表 3－3－3 3 に定める通報基準に至った場合は、様式 3－3－9 を用いて、別図 2－2－8（運搬の場合にあっては、様式 3－3－1 0 を用いて、別図 2－2－9）に定める通報（報告）経路に基づき、関係機関に報告するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。	1．原子力緊急事態の通報 もんじゅ現地対策本部長は、原災法第 1 5 条第 1 項に関する別表 3－3－3 3 に定める通報基準に至った場合は、様式 3－3－9 を用いて、別図 2－2－8（運搬の場合にあっては、様式 3－3－1 0 を用いて、別図 2－2－9）に定める通報（報告）経路に基づき、関係機関に報告するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。	
2．応急措置の継続実施 もんじゅ現地対策本部長は、本章第 2 節「応急措置の実施」に定める措置（前節 9．の要員の派遣、資機材の貸与を除く。）を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間継続して講じる。なお、要員の派遣、資機材の貸与については、本節 3．のとおりとする。	2．応急措置の継続実施 もんじゅ現地対策本部長は、本章第 2 節「応急措置の実施」に定める措置（前節 9．の要員の派遣、資機材の貸与を除く。）を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間継続して講じる。なお、要員の派遣、資機材の貸与については、本節 3．のとおりとする。	
3．要員の派遣、資機材の貸与 （1）もんじゅ現地対策本部長は、敦賀対策本部長の協力を得て、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関が実施するもんじゅ施設外における緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため別表 3－3－3 4 に定める派遣先に対し、同表に定める要員の派遣、資機材の貸与その他もんじゅ内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。 （2）派遣された要員は、原子力災害合同対策協議会等の派遣先の各機関と連携しつつ、別表 3－3－3 4 に定める業務を行う。また、その業務内容について、もんじゅ現地対策本部長に報告する。	3．要員の派遣、資機材の貸与 （1）もんじゅ現地対策本部長は、敦賀対策本部長の協力を得て、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関が実施するもんじゅ施設外における緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため別表 3－3－3 4 に定める派遣先に対し、同表に定める要員の派遣、資機材の貸与その他もんじゅ内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。 （2）派遣された要員は、原子力災害合同対策協議会等の派遣先の各機関と連携しつつ、別表 3－3－3 4 に定める業務を行う。また、その業務内容について、もんじゅ現地対策本部長に報告する。	

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
なお、運搬の場合は、現地に派遣された要員は、当機構が運搬を委託した者と協力し、国の現地対策本部の指揮に基づき、災害現場に派遣された専門家の助言を踏まえつつ、緊急事態応急対策を主体的に講じる。 （3）もんじゅ現地対策本部長は、緊急事態応急対策の実施に関し、敦賀対策本部からの支援を必要とするときは、要員の派遣及び資機材の貸与について、敦賀対策本部長に要請する。 第 4 章 原子力災害中長期対策の実施 第 1 節 原子力災害中長期対策の計画等 1. 原子力災害中長期対策の計画 もんじゅ現地対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言があった場合、次の事項について機構対策本部長及び敦賀対策本部長の協力を得て、原子力災害中長期対策計画を速やかに策定し、原子力防災センターにおける現地中長期対策連絡会議等にて、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長、美浜町長及び関係周辺都道府県知事に報告するとともに、あらかじめ定める関係機関に送付する。 （1）原子炉施設の復旧対策に関する事項（本節 2. 参照） （2）環境放射線モニタリングに関する事項 （3）汚染検査及び汚染除去に関する事項 （4）広報活動に関する事項 （5）被災者の損害賠償請求等への対応のための窓口に関する事項 （6）原子力災害中長期対策の実施体制・実施担当者及び工程に関する事項 2. 原子炉施設の復旧対策の実施 もんじゅ現地対策本部長は、原子力災害発生後の事態収束を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。 （1）原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握 （2）原子炉施設の除染の実施 （3）原子炉施設損傷部の修理及び改造の実施 （4）放射性物質の追加放出の防止 3. 原子力防災体制及び警戒体制の解除等 （1）原子力防災体制の解除 もんじゅ現地対策本部長、敦賀対策本部長及び機構対策本部長は、第 2 章第 2 節 1.（4）により原子力防災体制を解除する。また、もんじゅ現地対策本部長は、原子力防災体制を解除しもんじゅ現地対策本部を解散したときは、機構対策本部長及び敦賀対策本部長に報告し、別図 2－2－8（運搬の場合にあっては、別図 2－2－9）に定める	なお、運搬の場合は、現地に派遣された要員は、当機構が運搬を委託した者と協力し、国の現地対策本部の指揮に基づき、災害現場に派遣された専門家の助言を踏まえつつ、緊急事態応急対策を主体的に講じる。 （3）もんじゅ現地対策本部長は、緊急事態応急対策の実施に関し、敦賀対策本部からの支援を必要とするときは、要員の派遣及び資機材の貸与について、敦賀対策本部長に要請する。 第 4 章 原子力災害中長期対策の実施 第 1 節 原子力災害中長期対策の計画等 1. 原子力災害中長期対策の計画 もんじゅ現地対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言があった場合、次の事項について機構対策本部長及び敦賀対策本部長の協力を得て、原子力災害中長期対策計画を速やかに策定し、原子力防災センターにおける現地中長期対策連絡会議等にて、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長、美浜町長及び関係周辺都道府県知事に報告するとともに、あらかじめ定める関係機関に送付する。 （1）原子炉施設の復旧対策に関する事項（本節 2. 参照） （2）環境放射線モニタリングに関する事項 （3）汚染検査及び汚染除去に関する事項 （4）広報活動に関する事項 （5）被災者の損害賠償請求等への対応のための窓口に関する事項 （6）原子力災害中長期対策の実施体制・実施担当者及び工程に関する事項 2. 原子炉施設の復旧対策の実施 もんじゅ現地対策本部長は、原子力災害発生後の事態収束を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。 （1）原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握 （2）原子炉施設の除染の実施 （3）原子炉施設損傷部の修理及び改造の実施 （4）放射性物質の追加放出の防止 3. 原子力防災体制及び警戒体制の解除等 （1）原子力防災体制の解除 もんじゅ現地対策本部長、敦賀対策本部長及び機構対策本部長は、第 2 章第 2 節 1.（4）により原子力防災体制を解除する。また、もんじゅ現地対策本部長は、原子力防災体制を解除しもんじゅ現地対策本部を解散したときは、機構対策本部長及び敦賀対策本部長に報告し、別図 2－2－8（運搬の場合にあっては、別図 2－2－9）に定める	変更なし

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
通報（報告）経路に基づき関係機関に連絡するとともに、あらかじめ定める関係機関に連絡する。 （２）警戒体制の解除 もんじゅ現地対策本部長、敦賀対策本部長及び機構対策本部長は、第 2 章第 2 節 1.（２）により警戒体制を解除する。また、もんじゅ現地対策本部長は、警戒体制を解除し、もんじゅ現地対策本部を解散したときは、機構対策本部長及び敦賀対策本部長に報告し、別図 2－2－5 に定める通報（連絡）経路に基づき関係機関に連絡するとともに、あらかじめ定める関係機関に連絡する。 4. 原因究明及び再発防止対策 もんじゅ現地対策本部長は、機構対策本部長及び敦賀対策本部長の協力を得て原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を検討、実施する。 5. 汚染の除去 機構対策本部長は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国及び地方公共団体等と協力して、汚染区域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講じる。 6. 被災者への生活再建等の支援 機構対策本部長は、国及び地方公共団体等と協調し、復興過程の被災者への仮設住宅等の提供など、その間の生活維持のための支援に協力する。 第 2 節 要員の派遣、資機材の貸与 もんじゅ現地対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害中長期対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、本章第 1 節 1. の原子力災害中長期対策計画に基づき、別表 4－2－3 5 に定める要員の派遣、資機材の貸与その他必要に応じて必要な措置を講じる。 第 5 章 その他 第 1 節 福井県内の他原子力事業所への協力 原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害が発生した場合若しくはそのおそれがある場合、敦賀事業本部長からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等及び原子力災害中長期対策を支援するため、次の措置を講じる。	通報（報告）経路に基づき関係機関に連絡するとともに、あらかじめ定める関係機関に連絡する。 （２）警戒体制の解除 もんじゅ現地対策本部長、敦賀対策本部長及び機構対策本部長は、第 2 章第 2 節 1.（２）により警戒体制を解除する。また、もんじゅ現地対策本部長は、警戒体制を解除し、もんじゅ現地対策本部を解散したときは、機構対策本部長及び敦賀対策本部長に報告し、別図 2－2－5 に定める通報（連絡）経路に基づき関係機関に連絡するとともに、あらかじめ定める関係機関に連絡する。 4. 原因究明及び再発防止対策 もんじゅ現地対策本部長は、機構対策本部長及び敦賀対策本部長の協力を得て原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を検討、実施する。 5. 汚染の除去 機構対策本部長は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国及び地方公共団体等と協力して、汚染区域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講じる。 6. 被災者への生活再建等の支援 機構対策本部長は、国及び地方公共団体等と協調し、復興過程の被災者への仮設住宅等の提供など、その間の生活維持のための支援に協力する。 第 2 節 要員の派遣、資機材の貸与 もんじゅ現地対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害中長期対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、本章第 1 節 1. の原子力災害中長期対策計画に基づき、別表 4－2－3 5 に定める要員の派遣、資機材の貸与その他必要に応じて必要な措置を講じる。 第 5 章 その他 第 1 節 福井県内の他原子力事業所への協力 原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害が発生した場合若しくはそのおそれがある場合、敦賀廃止措置実証本部長からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等及び原子力災害中長期対策を支援するため、次の措置を講じる。	組織名称変更

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
（１）別表５－１－３６に示す要員の派遣及び資機材の貸与のうちもんじゅ関係分 （２）若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣及び資機材の貸与の要請への協力 （３）前項（１）及び（２）による協力を円滑に進めるためのもんじゅ支援会議の設置 第２節 福井県外の原子力事業所等への協力 原子力防災管理者は、福井県外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合若しくはそのおそれがある場合又は他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合若しくはそのおそれがある場合は、敦賀事業本部長からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等及び原子力災害中長期対策を支援するため、次の措置を講じる。 （１）別表５－２－３７に定める要員の派遣及び資機材の貸与のうちもんじゅ関係分	（１）別表５－１－３６に示す要員の派遣及び資機材の貸与のうちもんじゅ関係分 （２）若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣及び資機材の貸与の要請への協力 （３）前項（１）及び（２）による協力を円滑に進めるためのもんじゅ支援会議の設置 第２節 福井県外の原子力事業所等への協力 原子力防災管理者は、福井県外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合若しくはそのおそれがある場合又は他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合若しくはそのおそれがある場合は、敦賀廃止措置実証本部長からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等及び原子力災害中長期対策を支援するため、次の措置を講じる。 （１）別表５－２－３７に定める要員の派遣及び資機材の貸与のうちもんじゅ関係分	組織名称変更

読み替え前 (平成 29 年 12 月 22 日修正版)	読み替え後 (平成 30 年 4 月 1 日以降適用)	理 由
高速増殖原型炉もんじゅ 原子力事業者防災業務計画別冊 平成 2 9 年 1 2 月 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ	高速増殖原型炉もんじゅ 原子力事業者防災業務計画別冊 平成 2 9 年 1 2 月 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ	

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）		読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）		理 由
目 次		目 次		
別表 2－1－1	原子力防災要員の職務と配置 1	別表 2－1－1	原子力防災要員の職務と配置 1	
別表 2－1－2	副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位 . . . 2	別表 2－1－2	副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位 . . . 2	
別表 2－3－3	もんじゅ敷地周辺の放射線測定設備の種類 3	別表 2－3－3	もんじゅ敷地周辺の放射線測定設備の種類 3	
別表 2－3－4	原子力防災資機材 4	別表 2－3－4	原子力防災資機材 4	
別表 2－3－5	原子力防災関連資機材 5	別表 2－3－5	原子力防災関連資機材 5	
別表 2－3－6	シビアアクシデント対策等に関する資機材 6	別表 2－3－6	シビアアクシデント対策等に関する資機材 6	
別表 2－3－7	敦賀対策本部の原子力防災関連資機材 7	別表 2－3－7	敦賀対策本部の原子力防災関連資機材 7	
別表 2－3－8	機構対策本部の原子力防災関連資機材 8	別表 2－3－8	機構対策本部の原子力防災関連資機材 8	
別表 2－3－9	原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材 . . 9	別表 2－3－9	原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材 . . 9	
別表 2－4－10	緊急事態応急対策等拠点施設及び もんじゅ現地対策本部に備え付ける資料 1 0	別表 2－4－10	緊急事態応急対策等拠点施設及び もんじゅ現地対策本部に備え付ける資料 1 0	
別表 2－4－11	敦賀対策本部が設置される場所に備え付ける資料 1 1	別表 2－4－11	敦賀対策本部が設置される場所に備え付ける資料 1 1	
別表 2－4－12	機構対策本部が設置される場所に備え付ける資料 1 2	別表 2－4－12	機構対策本部が設置される場所に備え付ける資料 1 2	
別表 2－4－13	原子力事業所災害対策支援拠点が 設置される場所に備え付ける資料 1 2	別表 2－4－13	原子力事業所災害対策支援拠点が 設置される場所に備え付ける資料 1 2	
別表 2－4－14	原子力規制庁緊急時対応センターの活動で使用する資料 . . 1 3	別表 2－4－14	原子力規制庁緊急時対応センターの活動で使用する資料 . . 1 3	
別表 2－5－15	緊急事態応急対策等の活動で使用する設備 1 3	別表 2－5－15	緊急事態応急対策等の活動で使用する設備 1 3	
別表 2－5－16	もんじゅの緊急事態応急対策等の活動で使用する施設 . . . 1 4	別表 2－5－16	もんじゅの緊急事態応急対策等の活動で使用する施設 . . . 1 4	
別表 2－5－17	敦賀事業本部 の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設 . . 1 4	別表 2－5－17	敦賀廃止措置実証本部 の緊急事態応急対策等の活動で 使用する施設 . . 1 4	組織名称変更
別表 2－5－18	機構本部の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設 . . . 1 4	別表 2－5－18	機構本部の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設 . . . 1 4	
別表 2－5－19	E R S S 伝送データ項目 1 5	別表 2－5－19	E R S S 伝送データ項目 1 5	
別表 2－5－20	原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所 1 8	別表 2－5－20	原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所 1 8	
別表 2－6－21	もんじゅにおける原子力防災教育の内容 1 9	別表 2－6－21	もんじゅにおける原子力防災教育の内容 1 9	
別表 2－6－22	敦賀事業本部 における原子力防災教育の内容 2 0	別表 2－6－22	敦賀廃止措置実証本部 における原子力防災教育の内容 . . . 2 0	組織名称変更
別表 2－6－23	本部における原子力防災教育の内容 2 1	別表 2－6－23	本部における原子力防災教育の内容 2 1	
別表 2－7－24	原子力防災訓練の内容 2 2	別表 2－7－24	原子力防災訓練の内容 2 2	
別表 2－8－25	原子力緊急事態支援組織 2 3	別表 2－8－25	原子力緊急事態支援組織 2 3	
別表 3－1－26	原子力災害対策指針に基づく警戒事象 2 5	別表 3－1－26	原子力災害対策指針に基づく警戒事象 2 5	
別表 3－1－27	原災法第 1 0 条第 1 項に基づく通報基準及び E A L 2 7	別表 3－1－27	原災法第 1 0 条第 1 項に基づく通報基準及び E A L 2 7	
別表 3－1－28	安全上重要な構築物、系統又は機器一覧 3 2	別表 3－1－28	安全上重要な構築物、系統又は機器一覧 3 2	
別表 3－1－29	もんじゅが輸送物の安全に責任を有するもの 3 3	別表 3－1－29	もんじゅが輸送物の安全に責任を有するもの 3 3	
別表 3－2－30	原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤 服用基準 3 4	別表 3－2－30	原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤 服用基準 3 4	
別表 3－2－31	原子力防災体制発令後における要員の派遣、資機材の貸与 . . 3 5	別表 3－2－31	原子力防災体制発令後における要員の派遣、資機材の貸与 . . 3 5	
別表 3－2－32	原子力防災組織業務の一部を委託するもの 3 6	別表 3－2－32	原子力防災組織業務の一部を委託するもの 3 6	
別表 3－3－33	原災法第 1 5 条第 1 項に関する報告基準及び E A L 3 7	別表 3－3－33	原災法第 1 5 条第 1 項に関する報告基準及び E A L 3 7	
別表 3－3－34	緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与 （原災法第 1 5 条第 2 項の原子力緊急事態宣言発出以降） . . 4 1	別表 3－3－34	緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与 （原災法第 1 5 条第 2 項の原子力緊急事態宣言発出以降） . . 4 1	
別表 4－2－35	原子力災害中長期対策における要員の派遣、資機材の貸与 （原災法第 1 5 条第 4 項の原子力緊急事態解除宣言後） . . 4 2	別表 4－2－35	原子力災害中長期対策における要員の派遣、資機材の貸与 （原災法第 1 5 条第 4 項の原子力緊急事態解除宣言後） . . 4 2	
別表 5－1－36	福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策等における	別表 5－1－36	福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策等における	

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）		読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）		理 由
別表 5－2－37	要員の派遣、資機材の貸与 4 3 福井県外の原子力事業所又は他の原子力事業者が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬中に発生した原子力緊急事態等における要員の派遣、資機材の貸与 4 7	別表 5－2－37	要員の派遣、資機材の貸与 4 3 福井県外の原子力事業所又は他の原子力事業者が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬中に発生した原子力緊急事態等における要員の派遣、資機材の貸与 4 7	変更なし
別図 2－1－1	もんじゅ原子力防災組織 （もんじゅ現地対策本部の組織） 4 8	別図 2－1－1	もんじゅ原子力防災組織 （もんじゅ現地対策本部の組織） 4 8	
別図 2－2－2	敦賀対策本部の組織 4 9	別図 2－2－2	敦賀対策本部の組織 4 9	
別図 2－2－3	機構対策本部の組織 5 0	別図 2－2－3	機構対策本部の組織 5 0	
別図 2－2－4	各対策本部の非常招集連絡経路 5 1	別図 2－2－4	各対策本部の非常招集連絡経路 5 1	
別図 2－2－5	警戒事象に基づく通報（連絡）経路 5 3	別図 2－2－5	警戒事象に基づく通報（連絡）経路 5 3	
別図 2－2－6	警戒体制及び原子力防災体制発令時の連絡経路 5 4	別図 2－2－6	警戒体制及び原子力防災体制発令時の連絡経路 5 4	
別図 2－2－7	もんじゅ現地対策本部設置後の報告連絡経路 （警戒体制及び原子力防災体制発令後の報告連絡経路） . . 5 5	別図 2－2－7	もんじゅ現地対策本部設置後の報告連絡経路 （警戒体制及び原子力防災体制発令後の報告連絡経路） . . 5 5	
別図 2－2－8	原子力防災体制発令時等の通報（報告）経路 5 6	別図 2－2－8	原子力防災体制発令時等の通報（報告）経路 5 6	
別図 2－2－9	事業所外運搬における原子力防災体制発令時等の通報 （報告）経路 5 7	別図 2－2－9	事業所外運搬における原子力防災体制発令時等の通報 （報告）経路 5 7	
別図 2－3－10	もんじゅ敷地境界付近の放射線測定設備 5 8	別図 2－3－10	もんじゅ敷地境界付近の放射線測定設備 5 8	
別図 2－3－11	シビアアクシデント対策等に関する資機材配置 5 9	別図 2－3－11	シビアアクシデント対策等に関する資機材配置 5 9	
別図 2－5－12	もんじゅの集合・退避場所 6 0	別図 2－5－12	もんじゅの集合・退避場所 6 0	
別図 2－5－13	もんじゅ施設内の緊急処置施設等 6 1	別図 2－5－13	もんじゅ施設内の緊急処置施設等 6 1	
別図 2－5－14	もんじゅ支援拠点候補場所の位置 6 2	別図 2－5－14	もんじゅ支援拠点候補場所の位置 6 2	
別図 3－2－15	公表内容の連絡経路 6 3	別図 3－2－15	公表内容の連絡経路 6 3	
様式 1－5－1	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書 6 4	様式 1－5－1	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書 6 4	
様式 2－1－2	原子力防災要員現況届出書 6 5	様式 2－1－2	原子力防災要員現況届出書 6 5	
様式 2－1－3	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任 届出書 6 6	様式 2－1－3	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任 届出書 6 6	
様式 2－3－4	放射線測定設備現況届出書 6 7	様式 2－3－4	放射線測定設備現況届出書 6 7	
様式 2－3－5	原子力防災資機材現況届出書 6 8	様式 2－3－5	原子力防災資機材現況届出書 6 8	
様式 2－7－6	防災訓練実施結果報告書様式 6 9	様式 2－7－6	防災訓練実施結果報告書様式 6 9	
様式 3－1－7	警戒事象発生通報様式 7 0	様式 3－1－7	警戒事象発生通報様式 7 0	
様式 3－1－8	警戒事態該当事象発生後の経過連絡様式 7 1	様式 3－1－8	警戒事態該当事象発生後の経過連絡様式 7 1	
様式 3－1－9	特定事象発生通報様式（原子炉施設） 7 2	様式 3－1－9	特定事象発生通報様式（原子炉施設） 7 2	
様式 3－1－10	特定事象発生通報様式（事業所外運搬） 7 3	様式 3－1－10	特定事象発生通報様式（事業所外運搬） 7 3	
様式 3－1－11	応急措置の概要連絡様式（原子炉施設） 7 4	様式 3－1－11	応急措置の概要連絡様式（原子炉施設） 7 4	
様式 3－1－12	応急措置の概要連絡様式（事業所外運搬） 7 6	様式 3－1－12	応急措置の概要連絡様式（事業所外運搬） 7 6	
参考 1	原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策指針に 基づく標準EALマトリックス表 7 8	参考 1	原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策指針に 基づく標準EALマトリックス表 7 8	

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）			読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）			理 由
別表 2－1－1 原子力防災要員の職務と配置			別表 2－1－1 原子力防災要員の職務と配置			組織名称変更 （以下本頁において 同じ）
原子力防災要員の職務	配置	原子力防災組織の班名と人員	原子力防災要員の職務	配置	原子力防災組織の班名と人員	
特定事象が発生した場合における 当該特定事象に関する情報の整理 並びに内閣総理大臣及び原子力規 制委員会（事業外運搬に係る特定 事象の発生の場合にあつては、内 閣総理大臣、原子力規制委員会及 び国土交通大臣）、関係地方公共団 体の長その他関係者との連絡調整	もんじゅ内	情報班長（ <u>運営管理</u> 部長） 対外対応班長（ <u>技術総括</u> 課長） 他 2 名（ <u>技術総括</u> 課員、 <u>危機管理</u> 課員）	特定事象が発生した場合における 当該特定事象に関する情報の整理 並びに内閣総理大臣及び原子力規 制委員会（事業外運搬に係る特定 事象の発生の場合にあつては、内 閣総理大臣、原子力規制委員会及 び国土交通大臣）、関係地方公共団 体の長その他関係者との連絡調整	もんじゅ内	情報班長（ <u>安全・品質保証</u> 部長） 対外対応班長（ <u>計画管理</u> 課長） 他 2 名（ <u>計画管理</u> 課員、 <u>施設保安</u> 課員）	
原子力災害合同対策協議会におけ る原子力緊急事態に関する情報の 交換並びに緊急事態応急対策及び 原子力災害事後対策についての相 互の協力	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	副本部長（ <u>副所長</u> ） 副本部長（ <u>品質保証室長</u> ） 他 2 名（ <u>技術総括</u> 課員、 <u>プラント保全</u> 部員）	原子力災害合同対策協議会におけ る原子力緊急事態に関する情報の 交換並びに緊急事態応急対策及び 原子力災害事後対策についての相 互の協力	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	副本部長（ <u>所長代理</u> ） 副本部長（ <u>副所長</u> ） 他 2 名（ <u>計画管理</u> 課員、 <u>廃止措置</u> 部員）	
特定事象が発生した場合における 当該特定事象に関する広報	<u>敦賀事業本部</u> 事務所 内 又は 原子力防災センター	敦賀対策本部広報班長 （ <u>業務管理部</u> 広報課長） 敦賀対策本部広報班長代理 （ <u>業務管理部</u> 広報課技術副主幹） 他 2 名（ <u>業務管理部</u> ）	特定事象が発生した場合における 当該特定事象に関する広報	<u>敦賀廃止措置実証本 部</u> 事務所内 又は 原子力防災センター	敦賀対策本部広報班長 （ <u>廃止措置推進室 技術副主幹</u> ） 敦賀対策本部広報班長代理 （ <u>地域共生部広報課主査</u> ） 他 2 名（ <u>地域共生部員</u> ）	
もんじゅ内外の放射線量の測定そ の他の特定事象に関する状況の把 握	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	放射線管理班長（安全管理課長） 放射線管理班長（環境監視課長） 他 2 名（安全管理課員、環境監視課員）	もんじゅ内外の放射線量の測定そ の他の特定事象に関する状況の把 握	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	放射線管理班長（安全管理課長） 放射線管理班長（環境監視 <u>Gr リーダー</u> ） 他 2 名（安全管理課員、環境監視 <u>Gr 員</u> ）	
原子力災害の発生又は拡大の防止 のための措置の実施	もんじゅ内	副本部長（ <u>プラント管理</u> 部長） 運転班長（ <u>発電</u> 課長） 他 2 名（ <u>発電</u> 課員）	原子力災害の発生又は拡大の防止 のための措置の実施	もんじゅ内	副本部長（ <u>廃止措置</u> 部長） 運転班長（ <u>施設管理</u> 課長） 他 2 名（ <u>施設管理</u> 課員）	
防災に関する施設又は設備の整備 及び点検並びに応急の復旧	もんじゅ内	情報班長（ <u>運営管理</u> 部長） 放射線管理班長（安全管理課長） 他 2 名（管理課員、 <u>プラント保全</u> 部員）	防災に関する施設又は設備の整備 及び点検並びに応急の復旧	もんじゅ内	情報班長（ <u>安全・品質保証</u> 部長） 放射線管理班長（安全管理課長） 他 2 名（管理課員、 <u>廃止措置</u> 部員）	
放射性物質による汚染の除去	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	放射線管理班長（安全管理課長） 放射線管理班長代理（安全管理課マネージャー） 他 2 名（ <u>プラント保全</u> 部員）	放射性物質による汚染の除去	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	放射線管理班長（安全管理課長） 放射線管理班長代理（安全管理課マネージャー） 他 2 名（ <u>廃止措置</u> 部員）	
被ばく者の救助その他の医療に関 する措置の実施	もんじゅ内	総務班長代理（管理課長） 放射線管理班長（安全管理課長） 他 2 名（管理課員、安全管理課員）	被ばく者の救助その他の医療に関 する措置の実施	もんじゅ内	総務班長代理（管理課長） 放射線管理班長（安全管理課長） 他 2 名（管理課員、安全管理課員）	
原子力災害の発生又は拡大の防止 のために必要な資機材の調達及び 輸送	もんじゅ内 又は <u>敦賀事業本部</u> 事務所	補修班長（ <u>プラント保全部長</u> ） 敦賀対策本部資材調達班長 （ <u>業務管理部</u> 調達課長） 他 2 名（ <u>業務管理部</u> 経理課員、調達課員）	原子力災害の発生又は拡大の防止 のために必要な資機材の調達及び 輸送	もんじゅ内 又は <u>敦賀廃止措置実証本 部</u> 事務所	補修班長（ <u>廃止措置部長</u> ） 敦賀対策本部資材調達班長 （ <u>事業管理部</u> 調達課長） 他 2 名（ <u>事業管理部</u> 経理課員、調達課員）	
もんじゅ内の警備及び原子力事業 所内における従業者等の避難誘導	もんじゅ内	総務班長（ <u>危機管理</u> 課長） 総務班員（管理課副主幹） 他 2 名（管理課員、 <u>プラント保全</u> 部員）	もんじゅ内の警備及び原子力事業 所内における従業者等の避難誘導	もんじゅ内	総務班長（ <u>施設保安</u> 課長） 総務班員（管理課副主幹） 他 2 名（管理課員、 <u>廃止措置</u> 部員）	

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）		読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）		理 由
別表 2－1－2 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位		別表 2－1－2 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位		
代行 順位	副原子力防災管理者※	代行 順位	副原子力防災管理者※	
①	所長代理（ <u>統括調整・品質保証</u> ・核物質防護）	①	所長代理（ <u>安全・品質保証</u> ・核物質防護）	①担当職務の変更
②	所長代理（運営管理）	②	所長代理（運営管理）	
③	副所長（ <u>特命事項</u> ）			
④	副所長（ <u>プラント保全</u> ）	③	<u>副所長</u>	③④副所長職が 1 名 となったことによる 変更
⑤	<u>プラント管理部長</u>			⑤職位の廃止
⑥	<u>品質保証室長</u>			⑥職位の廃止
⑦	<u>運営管理部長</u>			⑦職位の廃止
⑧	<u>運営管理部次長（危機管理）</u>	④	<u>安全・品質保証部長</u>	⑧職位の廃止
※所長代理、副所長については、担当業務の変更、人数及び順位を変更する場合（人事異動に伴う変更等を含む）がある。		※所長代理、副所長については、担当業務の変更、人数及び順位を変更する場合（人事異動に伴う変更等を含む）がある。		
※次長から副原子力防災管理者を選任する場合には、危機管理を担当する者から選任する。		※次長から副原子力防災管理者を選任する場合には、危機管理を担当する者から選任する。		

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）					読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）					理 由	
別表 2－3－7 敦賀対策本部の原子力防災関連資機材					別表 2－3－7 敦賀対策本部の原子力防災関連資機材					組織名称変更 （以下本頁において 同じ）	
分 類	名 称	数 量	点検頻度	保管場所	分 類	名 称	数 量	点検頻度	保管場所		
計測器類	表面汚染密度測定用サー ベイメータ	1 台	1 回／年	<u>敦賀事業本部</u> 緊急時対策室	計測器類	表面汚染密度測定用サー ベイメータ	1 台	1 回／年	<u>敦賀廃止措置実証 本部</u> 緊急時対策室		
	N a I シンチレーション サーベイメータ	1 台	1 回／年	<u>敦賀事業本部</u> 緊急時対策室		計測器類	N a I シンチレーション サーベイメータ	1 台	1 回／年		<u>敦賀廃止措置実証 本部</u> 緊急時対策室
	個人被ばく線量測定器	10 台	1 回／年	<u>敦賀事業本部</u> 緊急時対策室			計測器類	個人被ばく線量測定器	10 台		1 回／年
放射線障害 防護用器具	汚染防護服（タイベック 等）	40 組	1 回／年	<u>敦賀事業本部</u> 緊急時対策室	放射線障害 防護用器具			汚染防護服（タイベック 等）	40 組		1 回／年
	全面マスク	40 個	1 回／年	<u>敦賀事業本部</u> 緊急時対策室		放射線障害 防護用器具		全面マスク	40 個		1 回／年
	チャコールフィルタ	80 組	1 回／年	<u>敦賀事業本部</u> 緊急時対策室			放射線障害 防護用器具	チャコールフィルタ	80 組		1 回／年
非常用通信機器	N T T 一般回線	1 回線	—	<u>敦賀事業本部</u> 緊急時対策室	非常用通信機器			N T T 一般回線	1 回線		—
	ファクシミリ	2 台	1 回／年	<u>敦賀事業本部</u> 緊急時対策室		非常用通信機器		ファクシミリ	2 台		1 回／年
	衛星電話	1 台	1 回／年	<u>敦賀事業本部</u> 緊急時対策室			非常用通信機器	衛星電話	1 台		1 回／年
その他資機材	非常用食料（7 日分）	840 食	1 回／年	<u>敦賀事業本部</u> 倉庫	その他資機材			非常用食料（7 日分）	840 食		1 回／年
	非常用発電機	1 台	1 回／年	<u>敦賀事業本部</u> 屋外		その他資機材		非常用発電機	1 台		1 回／年
	燃料（軽油）	約 800 リットル※ ²	1 回／年	<u>敦賀事業本部</u> 屋外			その他資機材	燃料（軽油）	約 800 リットル※ ²		1 回／年
※ 1：定期的な接続試験は、あらかじめ定めるところによる。					※ 1：定期的な接続試験は、あらかじめ定めるところによる。						
※ 2：記載数量の他、調達可能な小売店等から調達する。					※ 2：記載数量の他、調達可能な小売店等から調達する。						

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）					読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）					理 由
別表 2－3－8 機構対策本部の原子力防災関連資機材					別表 2－3－8 機構対策本部の原子力防災関連資機材					整備完了のため削除
分類	名称	数量	点検頻度	保管場所	分類	名称	数量	点検頻度	保管場所	
	電話回線	6 回線	－	機構本部緊急時対策室		電話回線	6 回線	－	機構本部緊急時対策室	
	機構内電話	4 回線	1 回／年	機構本部緊急時対策室		機構内電話	4 回線	1 回／年	機構本部緊急時対策室	
	ファクシミリ	2 台	1 回／年	機構本部緊急時対策室		ファクシミリ	2 台	1 回／年	機構本部緊急時対策室	
	衛星携帯電話	1 台	1 回／年	機構本部緊急時対策室		衛星携帯電話	1 台	1 回／年	機構本部緊急時対策室	
統合原子力防災ネットワーク用通信機器（衛星系／地上系）	テレビ会議システム	1 台	1 回／年※ ¹	機構本部緊急時対策室	統合原子力防災ネットワーク用通信機器（衛星系／地上系）	テレビ会議システム	1 台	1 回／年※ ¹	機構本部緊急時対策室	
	ファクシミリ（衛星、地上※ ² ）	1 台	1 回／年	機構本部緊急時対策室		ファクシミリ（衛星、地上）	1 台	1 回／年	機構本部緊急時対策室	
	I P 電話（衛星、地上）	各 1 台	1 回／年	機構本部緊急時対策室		I P 電話（衛星、地上）	各 1 台	1 回／年	機構本部緊急時対策室	
その他資機材	非常用食料（7 日分）	660 食	1 回／年	本部安全管理棟 1 階	その他資機材	非常用食料（7 日分）	660 食	1 回／年	本部安全管理棟 1 階	
	非常用ディーゼル発電機	1 台	1 回／年	本部安全管理棟 1 階		非常用ディーゼル発電機	1 台	1 回／年	本部安全管理棟 1 階	
	燃料（重油）	約 16800ℓ	1 回／年	地下タンク		燃料（重油）	約 16800ℓ	1 回／年	地下タンク	
※ 1：定期的な接続確認は、あらかじめ定めるところによる。 ※ 2：ファクシミリ（地上）は 2017 年度末までに整備を完了する。					※ 1：定期的な接続確認は、あらかじめ定めるところによる。					整備完了のため削除

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）					読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）					理 由
別表 2－3－9 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材					別表 2－3－9 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材					組織名称変更 （以下本頁において 同じ）
分 類	名 称	数 量	点検頻度	保管場所	分 類	名 称	数 量	点検頻度	保管場所	
出入管理	入構管理用台帳	1 式	1 回／年	敦賀事業本部	出入管理	入構管理用台帳	1 式	1 回／年	敦賀廃止措置実証本部	
	放射線防護教育資料	40 部	1 回／年	敦賀事業本部		放射線防護教育資料	40 部	1 回／年	敦賀廃止措置実証本部	
計測器類※3	表面汚染密度測定用サー ベイメータ	2 台	1 回／年	敦賀事業本部	計測器類	表面汚染密度測定用サー ベイメータ	2 台	1 回／年	敦賀廃止措置実証本部	
	N a I シンチレーション サーベイメータ	1 台	1 回／年	敦賀事業本部		N a I シンチレーション サーベイメータ	1 台	1 回／年	敦賀廃止措置実証本部	
	電離箱サーベイメータ	1 台	1 回／年	敦賀事業本部		電離箱サーベイメータ	1 台	1 回／年	敦賀廃止措置実証本部	
	個人被ばく線量測定器	40 台	1 回／年	敦賀事業本部		個人被ばく線量測定器	40 台	1 回／年	敦賀廃止措置実証本部	
放射線障害 防護用器具※3	汚染防護服（タイベック 等）	196 組	1 回／年	敦賀事業本部	放射線障害 防護用器具	汚染防護服（タイベック 等）	196 組	1 回／年	敦賀廃止措置実証本部	
	全面マスク	28 個	1 回／年	敦賀事業本部		全面マスク	28 個	1 回／年	敦賀廃止措置実証本部	
	チャコールフィルタ	196 組	1 回／年	敦賀事業本部		チャコールフィルタ	196 組	1 回／年	敦賀廃止措置実証本部	
非常用電源	移動式発電機	2 台	1 回／年	敦賀事業本部	非常用電源	移動式発電機	2 台	1 回／年	敦賀廃止措置実証本部	
非常用通信機 器	携帯電話	5 台	1 回／年	敦賀事業本部	非常用通信機 器	携帯電話	5 台	1 回／年	敦賀廃止措置実証本部	
	衛星電話	1 台	1 回／年	敦賀事業本部		衛星電話	1 台	1 回／年	敦賀廃止措置実証本部	
	衛星電話ファクシミリ	1 台	1 回／年	敦賀事業本部		衛星電話ファクシミリ	1 台	1 回／年	敦賀廃止措置実証本部	
その他資機材	ヨウ素剤	400 錠	1 回／年	敦賀事業本部	その他資機材	ヨウ素剤	400 錠	1 回／年	敦賀廃止措置実証本部	
	除染用機材（シャワー設備 等）	2 式	1 回／年	敦賀事業本部		除染用機材（シャワー設備 等）	2 式	1 回／年	敦賀廃止措置実証本部	
	養生資材	1 式	1 回／年	敦賀事業本部		養生資材	1 式	1 回／年	敦賀廃止措置実証本部	
	非常用食料※1	—	—	—		非常用食料※1	—	—	—	
	資機材輸送用車両	1 台	1 回／年	敦賀事業本部		資機材輸送用車両	1 台	1 回／年	敦賀廃止措置実証本部	
	燃料（ガソリン）※1	—	—	—		燃料（ガソリン）※1	—	—	—	
※1：最寄りの小売店から調達する。 ※2：保管場所からの輸送については陸路を基本とし、確実に輸送できる経路から輸送する ※3：計測器類及び放射線障害防護用資機材は、2017 年度末までに整備を完了する。なお、整備完了までの間に原子力防災関連資機材が必要となった場合は、原子力機構内他拠点から貸与する。					※1：最寄りの小売店から調達する。 ※2：保管場所からの輸送については陸路を基本とし、確実に輸送できる経路から輸送する。					整備完了のため削除

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）			読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）			理 由
別表 2－4－1 0 緊急事態応急対策等拠点施設及びもんじゅ現地対策本部に備え付ける資料			別表 2－4－1 0 緊急事態応急対策等拠点施設及びもんじゅ現地対策本部に備え付ける資料			文書名変更
区 分	資 料 名	保管場所	区 分	資 料 名	保管場所	
1. 組織及び体制に関する資料	(1) もんじゅにおける防災業務関係機関の緊急時対応組織資料 ① 原子力事業者防災業務計画※ ② 原子炉施設保安規定※ ③ 事故対策規程 ④ 事故・災害対策運用要領 ⑤ 災害対策要領 ⑥ 防火・防災管理要領 ⑦ 危険物予防規程 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ① 事故・災害対策運用要領	緊急対策室	1. 組織及び体制に関する資料	(1) もんじゅにおける防災業務関係機関の緊急時対応組織資料 ① 原子力事業者防災業務計画※ ② 原子炉施設保安規定※ ③ 事故対策規程 ④ 事故・災害対策運用要領 ⑤ 災害対策 管理 要領 ⑥ 防火・防災管理要領 ⑦ 危険物予防規程 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ① 事故・災害対策運用要領	緊急対策室	
2. 社会環境に関する資料	(1) もんじゅ周辺人口関連資料 ① 方位別人口分布図 ② 集落別人口分布図 ③ 市町村人口表 (2) もんじゅ周辺環境資料 ① もんじゅ周辺航空写真 ② もんじゅ周辺地図（2 万 5 千分の 1） ③ もんじゅ周辺地図（5 万分の 1） ④ 市町村市街図	緊急対策室	2. 社会環境に関する資料	(1) もんじゅ周辺人口関連資料 ① 方位別人口分布図 ② 集落別人口分布図 ③ 市町村人口表 (2) もんじゅ周辺環境資料 ① もんじゅ周辺航空写真 ② もんじゅ周辺地図（2 万 5 千分の 1） ③ もんじゅ周辺地図（5 万分の 1） ④ 市町村市街図	緊急対策室	
3. 放射能影響推定に関する資料	(1) 気象観測データ (2) 空間線量モニタリング配置図 (3) 環境試料サンプリング位置図 (4) 環境モニタリング測定データ (5) 主要系統模式図 (6) 原子炉設置（変更）許可申請書※ (7) 系統図 (8) プラント配置図※ (9) プロセス及び放射線計測配置図 (10) プラント主要設備概要 (11) 原子炉安全保護系ロジック一覧表	緊急対策室	3. 放射能影響推定に関する資料	(1) 気象観測データ (2) 空間線量モニタリング配置図 (3) 環境試料サンプリング位置図 (4) 環境モニタリング測定データ (5) 主要系統模式図 (6) 原子炉設置（変更）許可申請書※ (7) 系統図 (8) プラント配置図※ (9) プロセス及び放射線計測配置図 (10) プラント主要設備概要 (11) 原子炉安全保護系ロジック一覧表	緊急対策室	
4. 事業所外運搬に関する資料	(1) 全国道路地図 (2) 海図（日本領海部分） (3) 核燃料輸送物安全解析書	緊急対策室	4. 事業所外運搬に関する資料	(1) 全国道路地図 (2) 海図（日本領海部分） (3) 核燃料輸送物安全解析書	緊急対策室	
※：原災法第 1 2 条第 4 項に基づき、原子力防災センターに備え付けるために、内閣総理大臣に提出する資料			※：原災法第 1 2 条第 4 項に基づき、原子力防災センターに備え付けるために、内閣総理大臣に提出する資料			

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）			読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）			理 由
別表 2－4－1 1 敦賀対策本部が設置される場所に備え付ける資料			別表 2－4－1 1 敦賀対策本部が設置される場所に備え付ける資料			組織名称変更 文書名変更 （以下本頁において 同じ）
区 分	資 料 名	保管場所	区 分	資 料 名	保管場所	
1．組織および体制に関する資料	（1）もんじゅにおける防災業務関係機関の緊急時対応組織資料 ① 原子力事業者防災業務計画 ② 原子炉施設保安規定 ③ 事故対策規程 ④ 事故・災害対策運用要領 ⑤ 災害対策要領 ⑥ 防火・防災管理要領 ⑦ 危険物予防規程 （2）緊急時通信連絡体制資料 ① 通報連絡に関する規則	<u>敦賀事業本部</u> 緊急時対策室	1．組織および体制に関する資料	（1）もんじゅにおける防災業務関係機関の緊急時対応組織資料 ① 原子力事業者防災業務計画 ② 原子炉施設保安規定 ③ 事故対策規程 ④ 事故・災害対策運用要領 ⑤ 災害対策 <u>管理</u> 要領 ⑥ 防火・防災管理要領 ⑦ 危険物予防規程 （2）緊急時通信連絡体制資料 ① 通報連絡に関する規則	<u>敦賀廃止措置実証本部</u> 緊急時対策室	
2．社会環境に関する資料	（1）もんじゅ周辺人口関連資料 ① 方位別人口分布図 ② 集落別人口分布図 ③ 市町村人口表 （2）もんじゅ周辺環境資料 ① もんじゅ周辺航空写真 ② もんじゅ周辺地図（2 万 5 千分の 1） ③ もんじゅ周辺地図（5 万分の 1） ④ 市町村市街図	<u>敦賀事業本部</u> 緊急時対策室	2．社会環境に関する資料	（1）もんじゅ周辺人口関連資料 ① 方位別人口分布図 ② 集落別人口分布図 ③ 市町村人口表 （2）もんじゅ周辺環境資料 ① もんじゅ周辺航空写真 ② もんじゅ周辺地図（2 万 5 千分の 1） ③ もんじゅ周辺地図（5 万分の 1） ④ 市町村市街図	<u>敦賀廃止措置実証本部</u> 緊急時対策室	
3．放射能影響推定に関する資料	（1）気象観測データ （2）空間線量モニタリング配置図 （3）環境試料サンプリング位置図 （4）環境モニタリング測定データ （5）「もんじゅ」概略系統図 （6）原子炉設置（変更）許可申請書 （7）系統図 （8）プラント配置図 （9）プラント関係プロセスおよび放射線計測配置図 （1 0）プラント主要設備概要	<u>敦賀事業本部</u> 緊急時対策室	3．放射能影響推定に関する資料	（1）気象観測データ （2）空間線量モニタリング配置図 （3）環境試料サンプリング位置図 （4）環境モニタリング測定データ （5）「もんじゅ」概略系統図 （6）原子炉設置（変更）許可申請書 （7）系統図 （8）プラント配置図 （9）プラント関係プロセスおよび放射線計測配置図 （1 0）プラント主要設備概要	<u>敦賀廃止措置実証本部</u> 緊急時対策室	
4．事業所外運搬に関する資料	（1）全国道路地図 （2）海図（日本領海部分） （3）核燃料輸送物安全解析書	<u>敦賀事業本部</u> 緊急時対策室	4．事業所外運搬に関する資料	（1）全国道路地図 （2）海図（日本領海部分） （3）核燃料輸送物安全解析書	<u>敦賀廃止措置実証本部</u> 緊急時対策室	

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日 修正版）		読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日 以降適用）		理 由
別表 2－4－1 3 原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料		別表 2－4－1 3 原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料		組織名称変更 文書名変更 組織名称変更 （以下本頁において同じ）
区 分	資 料 名	保管場所		
1．組織および体制に関する資料	（1）もんじゅにおける防災業務関係機関の緊急時対策組織資料 ① 原子力事業者防災業務計画 ② 原子炉施設保安規定 ③ 事故対策規程 ④ 事故・災害対策運用要領 ⑤ 災害対策要領 ⑥ 防火・防災管理要領 ⑦ 危険物予防規程 （2）緊急時通信連絡体制資料 ① 通報連絡に関する規則	<u>敦賀事業本部</u> 事務所		
2．社会環境に関する資料	（1）もんじゅ周辺人口関連資料 ① 方位別人口分布図 ② 集落別人口分布図 ③ 市町村人口表 （2）もんじゅ周辺環境資料 ① もんじゅ周辺航空写真 ② もんじゅ周辺地図（2 万 5 千分の 1） ③ もんじゅ周辺地図（5 万分の 1） ④ 市町村市街図	<u>敦賀事業本部</u> 事務所		
3．その他関連資料	（1）原子炉設置（変更）許可申請書 （2）プラント配置図	<u>敦賀事業本部</u> 事務所		
別表 2－5－1 7 <u>敦賀事業本部</u> の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設		別表 2－5－1 7 <u>敦賀廃止措置実証本部</u> の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設		
<u>敦賀事業本部</u> 緊急時対策室		<u>敦賀廃止措置実証本部</u> 緊急時対策室		
項 目	仕 様	項 目	仕 様	
広さ	・面積 約 8 0 m ²	広さ	・面積 約 8 0 m ²	
耐震性・耐津波	・耐震構造（建築基準法の 1. 5 倍） ・T P. 約 7 m	耐震性・耐津波	・耐震構造（建築基準法の 1. 5 倍） ・T P. 約 7 m	
非常用電源	・非常用ディーゼル発電機	非常用電源	・非常用ディーゼル発電機	
燃料	・備蓄燃料 約 8 0 0 0（約 7 日分）	燃料	・備蓄燃料 約 8 0 0 0（約 7 日分）	
通信設備	・別表 2－3－7 のとおり	通信設備	・別表 2－3－7 のとおり	

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）		読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）		理 由
別表 2－5－2 0 原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所		別表 2－5－2 0 原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所		組織名称変更 （以下本頁において 同じ）
1. 原子力機構 敦賀事業本部 事務所		1. 原子力機構 敦賀廃止措置実証本部 事務所		
所在地	福井県敦賀市木崎 65-20	所在地	福井県敦賀市木崎 65-20	
もんじゅからの距離	約 11 k m	もんじゅからの距離	約 11 k m	
敷地面積、敷地標高	約 11,700 m ² 、EL. 7m	敷地面積、敷地標高	約 11,700 m ² 、EL. 7m	
施設構成、概要	事務所建屋総面積 約 3,600 m ² （事務所 1～3 階+アトムホール 1～2 階）	施設構成、概要	事務所建屋総面積 約 3,600 m ² （事務所 1～3 階+アトムホール 1～2 階）	
その他	隣接して駐車場あり	その他	隣接して駐車場あり	
2. 原子力機構ひばりヶ丘体育館・グラウンド		2. 原子力機構ひばりヶ丘体育館・グラウンド		
所在地	福井県敦賀市砂流 11-12-2	所在地	福井県敦賀市砂流 11-12-2	
もんじゅからの距離	約 14 k m	もんじゅからの距離	約 14 k m	
敷地面積、敷地標高	敷地面積 約 27,800 m ² 、EL. 24m	敷地面積、敷地標高	敷地面積 約 27,800 m ² 、EL. 24m	
施設構成、概要	体育館総面積 約 1,700 m ²	施設構成、概要	体育館総面積 約 1,700 m ²	
その他	隣接して社宅建屋有り	その他	隣接して社宅建屋有り	
3. 原子力機構ひばり寮		3. 原子力機構ひばり寮		
所在地	福井県敦賀市砂流 50-12-1	所在地	福井県敦賀市砂流 50-12-1	
もんじゅからの距離	約 14 k m	もんじゅからの距離	約 14 k m	
敷地面積、敷地標高	敷地面積 約 5,200 m ² 、EL. 22m	敷地面積、敷地標高	敷地面積 約 5,200 m ² 、EL. 22m	
施設構成、概要	寮共用場所総面積 約 220 m ² （食堂+会議室）	施設構成、概要	寮共用場所総面積 約 220 m ² （食堂+会議室）	
その他	敷地内に駐車場あり	その他	敷地内に駐車場あり	
4. 原子力機構櫛川・敦賀寮		4. 原子力機構櫛川・敦賀寮		
所在地	福井県敦賀市櫛川 93-304	所在地	福井県敦賀市櫛川 93-304	
もんじゅからの距離	約 11 k m	もんじゅからの距離	約 11 k m	
敷地面積、敷地標高	敷地面積 約 20,300 m ² 、EL. 3m	敷地面積、敷地標高	敷地面積 約 20,300 m ² 、EL. 3m	
施設構成、概要	寮共用場所総面積 約 280 m ² （食堂+娯楽室）	施設構成、概要	寮共用場所総面積 約 280 m ² （食堂+娯楽室）	
その他	隣接して社宅あり	その他	隣接して社宅あり	
5. 原子力機構福井 共生室		5. 原子力機構福井 事務所		
所在地	福井県福井市毛矢 1-10-1	所在地	福井県福井市毛矢 1-10-1	
もんじゅからの距離	約 41 k m	もんじゅからの距離	約 41 k m	
敷地面積、敷地標高	執務室総面積 約 400 m ² 、EL. 7m	敷地面積、敷地標高	執務室総面積 約 400 m ² 、EL. 7m	
施設構成、概要	商業ビル（10 階建ビルの 4 階に執務室）	施設構成、概要	商業ビル（10 階建ビルの 4 階に執務室）	
その他	賃貸ビル利用	その他	賃貸ビル利用	
6. 原子力機構原子力緊急時・支援研修センター福井支所		6. 原子力機構原子力緊急時・支援研修センター福井支所		
所在地	福井県敦賀市縄間 54-6-2	所在地	福井県敦賀市縄間 54-6-2	
もんじゅからの距離	約 7 k m	もんじゅからの距離	約 7 k m	
敷地面積、敷地標高	敷地面積 約 6,000 m ² 、EL. 11m	敷地面積、敷地標高	敷地面積 約 6,000 m ² 、EL. 11m	
施設構成、概要	支援・研修建屋 1 階 会議・研修室総面積 約 130 m ²	施設構成、概要	支援・研修建屋 1 階 会議・研修室総面積 約 130 m ²	
その他	敷地内に駐車場あり	その他	敷地内に駐車場あり	

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）				読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）				理 由
別表 2－6－2 2 敦賀事業本部における原子力防災教育の内容				別表 2－6－2 2 敦賀廃止措置実証本部における原子力防災教育の内容				組織名称変更
防災教育の種類	対象者	頻度	主な内容	防災教育の種類	対象者	頻度	主な内容	
原子力防災体制及び組織に関する知識	敦賀対策本部の情報班、広報班、総務班、地域対応班、資材調達班、厚生医療班のうち指名された者	1 回／3 年	・原災法及び関係法令の概要 ・原子力事業者防災業務計画の概要 ・原子力防災体制の区分と発令、解除の基準 ・敦賀対策本部の組織構成、各班の職務	原子力防災体制及び組織に関する知識	敦賀対策本部の情報班、広報班、総務班、地域対応班、資材調達班、厚生医療班のうち指名された者	1 回／3 年	・原災法及び関係法令の概要 ・原子力事業者防災業務計画の概要 ・原子力防災体制の区分と発令、解除の基準 ・敦賀対策本部の組織構成、各班の職務	
放射線防護に関する知識	敦賀対策本部の情報班、広報班、総務班、地域対応班、資材調達班、厚生医療班のうち指名された者	1 回／3 年	・放射線に関する基礎知識 ・放射線による被ばくとその経路 ・放射線の人体に及ぼす影響 ・放射線防護（除染を含む）のための措置 ・被ばくに対する応急手当の知識	放射線防護に関する知識	敦賀対策本部の情報班、広報班、総務班、地域対応班、資材調達班、厚生医療班のうち指名された者	1 回／3 年	・放射線に関する基礎知識 ・放射線による被ばくとその経路 ・放射線の人体に及ぼす影響 ・放射線防護（除染を含む）のための措置 ・被ばくに対する応急手当の知識	

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）						読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）						理 由
別表 3－2－3 1 原子力防災体制発令後における要員の派遣、資機材の貸与 (発災：もんじゅ)						別表 3－2－3 1 原子力防災体制発令後における要員の派遣、資機材の貸与 (発災：もんじゅ)						組織名称変更 (以下本頁において 同じ)
派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務	派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務	
原子力規制庁緊急 時対応センター (ERC)	東京事務所	2 名	携帯電話	各 1 台	・事後対策情報の提供 ・決定事項の伝達	原子力規制庁緊急 時対応センター (ERC)	東京事務所	2 名	携帯電話	各 1 台	・事後対策情報の提供 ・決定事項の伝達	
緊急時モニタリン グセンター※1	「もんじゅ」 「ふげん」 <u>敦賀事業本部</u>	1 名 2 名 1 名	N a I シンチレーション式サーベ イメータ 電離箱式サーベイメータ モニタリングカー（ふげん） 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） ゲルマニウム（Ge）検出器 In situ Ge検出器 可搬型 N a I ポータブルスペクト ルメータ	1 台 2 台 1 台 5 台 3 台 2 台 6 台 1 台 1 台 1 台	・初期モニタリング ・中間モニタリング ・復旧期モニタリング	緊急時モニタリン グセンター※1	「もんじゅ」 「ふげん」 <u>敦賀地区組織</u>	1 名 2 名 1 名	N a I シンチレーション式サーベ イメータ 電離箱式サーベイメータ モニタリングカー（ふげん） 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） ゲルマニウム（Ge）検出器 In situ Ge検出器 可搬型 N a I ポータブルスペクト ルメータ	1 台 2 台 1 台 5 台 3 台 2 台 6 台 1 台 1 台 1 台	・初期モニタリング ・中間モニタリング ・復旧期モニタリング	
若狭地域原子力事 業者支援連携本部 ※2	「ふげん」 <u>敦賀事業本部</u>	13 名 2 名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地域防災計画 若狭地域原子力事業者連携に関する 確認書 資機材・要員用輸送車両 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計	各 1 台 1 冊 1 冊 1 式 1 台 9 台 15 台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置 の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など	若狭地域原子力事 業者支援連携本部 ※2	「ふげん」 <u>敦賀地区組織</u>	13 名 2 名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地域防災計画 若狭地域原子力事業者連携に関する 確認書 資機材・要員用輸送車両 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計	各 1 台 1 冊 1 冊 1 式 1 台 9 台 15 台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置 の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など	
プレス対応	<u>敦賀事業本部</u>	2 名	携帯電話	各 1 台	・緊急時記者発表	プレス対応	<u>敦賀地区組織</u>	2 名	携帯電話	各 1 台	・緊急時記者発表	
原子力防災センタ ー	「もんじゅ」 <u>敦賀事業本部</u>	1 名 4 名	携帯電話 もんじゅ周辺地図 事故対策規程 系統図及びプラント配置図 プラント主要設備概要 プロセス及び放射線計測配置図 原子炉安全保護系ロジック一覧表	各 1 台 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式	・原子力防災センターにおけ る設営準備 ・連絡会議への参加	原子力防災センタ ー	「もんじゅ」 <u>敦賀地区組織</u>	1 名 4 名	携帯電話 もんじゅ周辺地図 事故対策規程 系統図及びプラント配置図 プラント主要設備概要 プロセス及び放射線計測配置図 原子炉安全保護系ロジック一覧表	各 1 台 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式	・原子力防災センターにおけ る設営準備 ・連絡会議への参加	
福井県、敦賀市、 関係周辺都道府 県及び関係周辺 市町村の災害対 策本部	「もんじゅ」 <u>敦賀事業本部</u>	20 名	携帯電話	各 1 台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項の支援	福井県、敦賀市、 関係周辺都道府 県及び関係周辺 市町村の災害対 策本部	「もんじゅ」 <u>敦賀地区組織</u>	20 名	携帯電話	各 1 台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項の支援	
事業所外運搬に係 る特定事象発生場 所	「もんじゅ」 「発災元副原子力 防災管理者」 <u>敦賀事業本部</u>	5 名 1 名 3 名	道路地図 安全解析書 携帯電話 シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 除染キット 機材・要員用運送車両 個人線量計	1 式 1 式 1 台 2 台 2 台 2 台 1 式 1 台 4 台	・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染な ど	事業所外運搬に係 る特定事象発生場 所	「もんじゅ」 「発災元副原子力 防災管理者」 <u>敦賀地区組織</u>	5 名 1 名 3 名	道路地図 安全解析書 携帯電話 シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 除染キット 機材・要員用運送車両 個人線量計	1 式 1 式 1 台 2 台 2 台 2 台 1 式 1 台 4 台	・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染な ど	
※1：警戒体制発令時においては、関係機関からの要請に応じて派遣する。 ※2：「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく原子力事業者支援本部が設置され運営開始された後は、若狭地域原子力 事業者支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。 「ふげん」とは <u>原子炉廃止措置研究開発センター</u> の略称 <u>「運研センター」とはもんじゅ運営計画・研究開発センターの略称</u> <u>敦賀事業本部</u> ：「もんじゅ」、「ふげん」 <u>及び「運研センター」</u> を除く <u>敦賀事業本部内</u> 組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し 派遣。						※1：警戒体制発令時においては、関係機関からの要請に応じて派遣する。 ※2：「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく原子力事業者支援本部が設置され運営開始された後は、若狭地域原子 力事業者支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。 「ふげん」とは <u>新型転換炉原型炉ふげん</u> の略称 <u>敦賀地区組織</u> ：「もんじゅ」、「ふげん」を除く <u>敦賀地区各</u> 組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。						

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）						読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）						理 由
別表 3－3－3 4 緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与 （原災法第 1 5 条第 2 項の原子力緊急事態宣言発出以降）						別表 3－3－3 4 緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与 （原災法第 1 5 条第 2 項の原子力緊急事態宣言発出以降）						組織名称変更 （以下本頁において 同じ）
（発災：もんじゅ）						（発災：もんじゅ）						
派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務	派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務	
原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）	東京事務所	2 名	携帯電話	各 1 台	・事後対策情報の提供 ・決定事項の伝達	原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）	東京事務所	2 名	携帯電話	各 1 台	・事後対策情報の提供 ・決定事項の伝達	
原子力防災センター	「もんじゅ」 「ふげん」 敦賀事業本部	4 名 3 名 4 名	携帯電話 もんじゅ周辺地図 事故対策規程 系統図及びプラント配置図 プラント主要設備概要 プロセス及び放射線計測配置図 原子炉安全保護系ロジック一覧表 人員輸送車両	各 1 台 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 2 台	・総合調整の協力 ・住民への広報支援の協力 ・プレス対応 ・放射線影響評価、予測の協力 ・事故状況把握、進展予測の協力 ・原子力防災センターにおける 管理の協力 ・地域住民等の避難措置への協 力	原子力防災セン ター	「もんじゅ」 「ふげん」 敦賀地区組織	4 名 3 名 4 名	携帯電話 もんじゅ周辺地図 事故対策規程 系統図及びプラント配置図 プラント主要設備概要 プロセス及び放射線計測配置図 原子炉安全保護系ロジック一覧表 人員輸送車両	各 1 台 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 2 台	・総合調整の協力 ・住民への広報支援の協力 ・プレス対応 ・放射線影響評価、予測の協力 ・事故状況把握、進展予測の協 力 ・原子力防災センターにおける 管理の協力 ・地域住民等の避難措置への協 力	
合同対策協議会	敦賀事業本部	1 名	携帯電話	各 1 台	・関係機関との調整 ・情報の共有化	合同対策協議会	敦賀地区組織	1 名	携帯電話	各 1 台	・関係機関との調整 ・情報の共有化	
事業者支援連携 （原子力防災セ ンター内）	敦賀事業本部	2 名	要員・機材輸送車 携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係自治体地域防災計画	1 台 各 1 名 1 式 1 式	・原子力災害合同対策協議会か ら要請されるオフサイト活 動の事業者間連携 ・原子力事業者支援本部への情 報連絡	事業者支援連携 （原子力防災セ ンター内）	敦賀地区組織	2 名	要員・機材輸送車 携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係自治体地域防災計画	1 台 各 1 名 1 式 1 式	・原子力災害合同対策協議会か ら要請されるオフサイト活 動の事業者間連携 ・原子力事業者支援本部への情 報連絡	
緊急時モニタリ ングセンター	「もんじゅ」 「ふげん」 敦賀事業本部	1 名 2 名 1 名	N a I シンチレーション式サーベイ メータ 電離箱式サーベイメータ モニタリングカー（ふげん） 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） ゲルマニウム（Ge）検出器 In situ Ge検出器 可搬型N a I ボータブルスペクトル メータ	1 台 2 台 1 台 5 台 3 台 2 台 6 台 1 台 1 台 1 台	・初期モニタリング ・中間モニタリング	緊急時モニタリ ングセンター	「もんじゅ」 「ふげん」 敦賀地区組織	1 名 2 名 1 名	N a I シンチレーション式サーベイ メータ 電離箱式サーベイメータ モニタリングカー（ふげん） 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） ゲルマニウム（Ge）検出器 In situ Ge検出器 可搬型N a I ボータブルスペクトル メータ	1 台 2 台 1 台 5 台 3 台 2 台 6 台 1 台 1 台 1 台	・初期モニタリング ・中間モニタリング	
原子力事業者支 援本部 〔日本原子力発電 （株）敦賀地区本部〕	「ふげん」 敦賀事業本部	13 名 2 名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地域防災計画 若狭地域原子力事業者連携に関する 確認書 機材・要員用輸送車両 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計	各 1 台 1 冊 1 冊 1 式 1 台 9 台 15 台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置 の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など	原子力事業者支 援本部 〔日本原子力発電 （株）敦賀地区本部〕	「ふげん」 敦賀地区組織	13 名 2 名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地域防災計画 若狭地域原子力事業者連携に関する 確認書 機材・要員用輸送車両 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計	各 1 台 1 冊 1 冊 1 式 1 台 9 台 15 台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置 の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など	
福井県、敦賀 市、関係周辺都 道府県及び関 係周辺市町村 の災害対策本 部	「もんじゅ」 敦賀事業本部	20 名	携帯電話	各 1 台	・事故情報提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項の支援	福井県、敦賀 市、関係周辺都 道府県及び関 係周辺市町村 の災害対策本 部	「もんじゅ」 敦賀地区組織	20 名	携帯電話	各 1 台	・事故情報提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項の支援	
事業所外運搬に 係る特定事象発 生場所	「もんじゅ」 「発災元副原子力 防災管理者」 敦賀事業本部	5 名 1 名 3 名	道路地図 安全解析書 携帯電話 シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 除染キット 機材・要員用輸送車両 個人線量計	1 式 1 式 各 1 台 2 台 2 台 2 台 1 式 1 台 4 台	・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など	事業所外運搬に 係る特定事象発 生場所	「もんじゅ」 「発災元副原子力 防災管理者」 敦賀地区組織	5 名 1 名 3 名	道路地図 安全解析書 携帯電話 シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 除染キット 機材・要員用輸送車両 個人線量計	1 式 1 式 各 1 台 2 台 2 台 2 台 1 式 1 台 4 台	・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など	
「ふげん」とは原子炉廃止措置研究開発センターの略称 敦賀事業本部 ：「もんじゅ」及び「ふげん」を除く 敦賀事業本部内 組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。						「ふげん」とは 新型転換炉原型炉ふげん の略称 敦賀地区組織 ：「もんじゅ」及び「ふげん」を除く 敦賀地区各 組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。						

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）						読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）						理 由
別表 4－2－3 5 原子力災害中長期対策における要員の派遣、資機材の貸与（原災法第 1 5 条第 4 項の原子力緊急事態解除宣言後）						別表 4－2－3 5 原子力災害中長期対策における要員の派遣、資機材の貸与（原災法第 1 5 条第 4 項の原子力緊急事態解除宣言後）						組織名称変更 （以下本頁において同じ）
（発災：もんじゅ）						（発災：もんじゅ）						
派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務	派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務	
原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）	東京事務所	2 名	携帯電話	各 1 台	・中長期対策情報の提供 ・決定事項の伝達	原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）	東京事務所	2 名	携帯電話	各 1 台	・中長期対策情報の提供 ・決定事項の伝達	
緊急時モニタリングセンター	「もんじゅ」 「ふげん」 <u>敦賀事業本部</u>	1 名 2 名 1 名	N a I シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ モニタリングカー（ふげん） 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） ゲルマニウム（Ge）検出器 In situ Ge検出器 可搬型 N a I ポータブルスペクトルメータ	1 台 2 台 1 台 5 台 3 台 2 台 6 台 1 台 1 台 1 台	・復旧期モニタリング	緊急時モニタリングセンター	「もんじゅ」 「ふげん」 <u>敦賀地区組織</u>	1 名 2 名 1 名	N a I シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ モニタリングカー（ふげん） 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） ゲルマニウム（Ge）検出器 In situ Ge検出器 可搬型 N a I ポータブルスペクトルメータ	1 台 2 台 1 台 5 台 3 台 2 台 6 台 1 台 1 台 1 台	・復旧期モニタリング	
原子力防災センター 中長期対策組織等（汚染検査、汚染除去に関する事項）	「もんじゅ」 「ふげん」 <u>敦賀事業本部</u>	3 名 4 名 1 名	要員・機材輸送車 表面汚染密度測定用サーベイメータ スマイロ紙 ウエス	1 台 4 台 1 式 1 式	・復旧期環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など	原子力防災センター 中長期対策組織等（汚染検査、汚染除去に関する事項）	「もんじゅ」 「ふげん」 <u>敦賀地区組織</u>	3 名 4 名 1 名	要員・機材輸送車 表面汚染密度測定用サーベイメータ スマイロ紙 ウエス	1 台 4 台 1 式 1 式	・復旧期環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など	
原子力防災センター 中長期対策組織等（広報活動に関する事項）	「もんじゅ」 <u>敦賀事業本部</u>	1 名 3 名	原子力事業者防災業務計画 汚染状況概要図 要員・機材輸送車	1 冊 1 式 1 台	・中長期対策組織の設営準備 ・もんじゅ現地対策本部と中長期対策組織との情報交換 ・対策の実施状況の広報資料の作成 ・記者発表の実施	原子力防災センター 中長期対策組織等（広報活動に関する事項）	「もんじゅ」 <u>敦賀地区組織</u>	1 名 3 名	原子力事業者防災業務計画 汚染状況概要図 要員・機材輸送車	1 冊 1 式 1 台	・中長期対策組織の設営準備 ・もんじゅ現地対策本部と中長期対策組織との情報交換 ・対策の実施状況の広報資料の作成 ・記者発表の実施	
原子力防災センター 中長期対策組織等（住民相談窓口の設置に関する事項）	「もんじゅ」 「ふげん」 <u>敦賀事業本部</u>	1 名 1 名 2 名	原子力事業者防災業務計画	1 冊	・事故情報等に関する問い合わせ対応 ・汚染状況等に関する問い合わせ対応 ・事故対策本部への協力 ・被災者の損害賠償請求等に関する問い合わせ対応	原子力防災センター 中長期対策組織等（住民相談窓口の設置に関する事項）	「もんじゅ」 「ふげん」 <u>敦賀地区組織</u>	1 名 1 名 2 名	原子力事業者防災業務計画	1 冊	・事故情報等に関する問い合わせ対応 ・汚染状況等に関する問い合わせ対応 ・事故対策本部への協力 ・被災者の損害賠償請求等に関する問い合わせ対応	
原子力事業者支援本部 （日本原子力発電 （株）敦賀地区本部）	「ふげん」 <u>敦賀事業本部</u>	13 名 2 名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地域防災計画 若狭地域原子力事業者連携に関する確認書 機材・要員用輸送車両 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計	各 1 台 1 冊 1 冊 1 式 1 台 9 台 15 台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など	原子力事業者支援本部 （日本原子力発電 （株）敦賀地区本部）	「ふげん」 <u>敦賀地区組織</u>	13 名 2 名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地域防災計画 若狭地域原子力事業者連携に関する確認書 機材・要員用輸送車両 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計	各 1 台 1 冊 1 冊 1 式 1 台 9 台 15 台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など	
「ふげん」とは原子炉廃止措置研究開発センターの略称 「運研センター」とはもんじゅ運営計画・研究開発センターの略称 敦賀事業本部：「もんじゅ」、「ふげん」及び「運研センター」を除く敦賀事業本部内組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。						「ふげん」とは新型転換炉原型炉ふげんの略称 敦賀地区組織：「もんじゅ」、「ふげん」を除く敦賀地区各組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。						

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）

別表 5－1－3 6 福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策等における要員の派遣、資機材の貸与（1/4）
（関西電力（株）又は日本原子力発電（株）が発災事業者の場合）

派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務
緊急時モニタリングセンター	「もんじゅ」	6 名	モニタリングカー	2 台	・初期モニタリング ・中期モニタリング ・復旧期モニタリング
	「ふげん」	2 名			
	敦賀事業本部	9 名	N a I シンチレーション式サーベイメータ	1 台	
			電離箱式サーベイメータ	2 台	
			表面汚染密度測定用サーベイメータ	5 台	
			可搬型モニタリングポスト	3 台	
			エアサンプラー（ハイボリューム）	2 台	
			エアサンプラー（ローボリューム）	6 台	
			ゲルマニウム（Ge）検出器	1 台	
			In situ Ge検出器	1 台	
			可搬型 N a I ポータブルスペクトルメータ	1 台	
事業者支援連携（原子力防災センター内）	「もんじゅ」	1 名	要員・機材用輸送車	1 台	・原子力災害合同対策協議会から要請されるオフサイト活動の事業者間連携 ・若狭地域原子力事業者支援連携本部 ^{※1} への情報連絡
	「ふげん」	1 名	携帯電話	各 1 台	
	敦賀事業本部	2 名	原子力事業者防災業務計画	1 式	
			関係地域防災計画	1 式	
若狭地域原子力事業者支援連携本部 ^{※1※2}	「もんじゅ」	5 名	携帯電話	各 1 台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など
	「ふげん」	5 名	原子力事業者防災業務計画	1 冊	
	敦賀事業本部	2 名	関係地域防災計画	1 冊	
	運研センター	3 名	関係地域防災計画	1 冊	
			若狭地域原子力事業者連携に関する確認書	1 式	
			資機材・要員用輸送車両	1 台	
			表面汚染密度測定用サーベイメータ	6 台	
			個人線量計	10 台	
			除染器具（敦賀事業本部）	1 式	
			高圧洗浄機（敦賀事業本部）	1 台	
もんじゅ緊急処置施設	「もんじゅ」	2 名	緊急処置施設内設備及び資機材	1 式	・自治体医療本部等からの受入れ要請に対応した原子力災害医療協力

※1：「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく原子力事業者支援本部が設置され運営開始された後は、若狭地域原子力事業者支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。
※2：関西電力㈱美浜発電所が発災事業所の場合：関西電力㈱美浜整備センター
 関西電力㈱大飯発電所又は高浜発電所が発災事業所の場合：関西電力㈱原子力研修センター
 日本原子力発電㈱が発災事業者の場合：原子力機構櫛川寮別館
※3：資機材の貸与は陸路を基本とし、確実に支援が行える輸送経路をもって輸送を行う。
「ふげん」とは原子炉廃止措置研究開発センターの略称
「運研センター」とはもんじゅ運営計画・研究開発センターの略称
敦賀事業本部：「もんじゅ」、「ふげん」及び「運研センター」を除く敦賀事業本部内組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。

読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）

別表 5－1－3 6 福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策等における要員の派遣、資機材の貸与（1/4）
（関西電力（株）又は日本原子力発電（株）が発災事業者の場合）

派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務
緊急時モニタリングセンター	「もんじゅ」	6 名	モニタリングカー	2 台	・初期モニタリング ・中期モニタリング ・復旧期モニタリング
	「ふげん」	2 名			
	敦賀地区組織	9 名	N a I シンチレーション式サーベイメータ	1 台	
			電離箱式サーベイメータ	2 台	
			表面汚染密度測定用サーベイメータ	5 台	
			可搬型モニタリングポスト	3 台	
			エアサンプラー（ハイボリューム）	2 台	
			エアサンプラー（ローボリューム）	6 台	
			ゲルマニウム（Ge）検出器	1 台	
			In situ Ge検出器	1 台	
			可搬型 N a I ポータブルスペクトルメータ	1 台	
事業者支援連携（原子力防災センター内）	「もんじゅ」	1 名	要員・機材用輸送車	1 台	・原子力災害合同対策協議会から要請されるオフサイト活動の事業者間連携 ・若狭地域原子力事業者支援連携本部 ^{※1} への情報連絡
	「ふげん」	1 名	携帯電話	各 1 台	
	敦賀地区組織	2 名	原子力事業者防災業務計画	1 式	
			関係地域防災計画	1 式	
若狭地域原子力事業者支援連携本部 ^{※1※2}	「もんじゅ」	5 名	携帯電話	各 1 台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など
	「ふげん」	5 名	原子力事業者防災業務計画	1 冊	
	敦賀地区組織	5 名	関係地域防災計画	1 冊	
			関係地域防災計画	1 冊	
			若狭地域原子力事業者連携に関する確認書	1 式	
			資機材・要員用輸送車両	1 台	
			表面汚染密度測定用サーベイメータ	6 台	
			個人線量計	10 台	
			除染器具（敦賀事業本部）	1 式	
			高圧洗浄機（敦賀事業本部）	1 台	
もんじゅ緊急処置施設	「もんじゅ」	2 名	緊急処置施設内設備及び資機材	1 式	・自治体医療本部等からの受入れ要請に対応した原子力災害医療協力

※1：「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく原子力事業者支援本部が設置され運営開始された後は、若狭地域原子力事業者支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。
※2：関西電力㈱美浜発電所が発災事業所の場合：関西電力㈱美浜整備センター
 関西電力㈱大飯発電所又は高浜発電所が発災事業所の場合：関西電力㈱原子力研修センター
 日本原子力発電㈱が発災事業者の場合：原子力機構櫛川寮別館
※3：資機材の貸与は陸路を基本とし、確実に支援が行える輸送経路をもって輸送を行う。
「ふげん」とは新型転換炉原型炉ふげんの略称
敦賀地区組織：「もんじゅ」、「ふげん」を除く敦賀地区各組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。

理 由

組織名称変更
（以下本頁において同じ）

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由																																				
別表 5－1－3 6 福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策等における要員の派遣、資機材の貸与（2/4） （「ふげん」が発災場所の場合） ＜原子力防災体制発令後＞ <table><tr><th>派遣先</th><th>派遣元組織</th><th>基準要員数</th><th>貸与する資機材</th><th>基準数量</th><th>実施する主な業務</th></tr><tr><td>緊急時モニタリングセンター</td><td>「もんじゅ」 <u>敦賀事業本部</u></td><td>3 名 1 名</td><td>モニタリングカー N a I シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） ゲルマニウム（Ge）検出器 In situ Ge検出器 可搬型N a I ポータブルスペクトルメータ</td><td>1 台 1 台 2 台 5 台 3 台 2 台 6 台 1 台 1 台 1 台</td><td>・初期モニタリング ・中期モニタリング ・復旧期モニタリング</td></tr><tr><td>若狭地域原子力事業者支援連携本部※ 〔日本原子力発電（株）敦賀地区本部〕</td><td>「もんじゅ」 <u>敦賀事業本部</u> <u>運研センター</u></td><td>10 名 <u>2 名</u> <u>3 名</u></td><td>携帯電話 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計</td><td>各 1 台 9 台 15 台</td><td>・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など</td></tr></table> ※：「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく原子力事業者支援本部が設置され運営開始された後は、若狭地域原子力事業者支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。 「ふげん」とは<u>原子炉廃止措置研究開発センター</u>の略称 <u>「運研センター」</u>とはもんじゅ運営計画・研究開発センターの略称 <u>敦賀事業本部</u>：「もんじゅ」、「ふげん」<u>及び「運研センター」</u>を除く<u>敦賀事業本部内</u>組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。	派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務	緊急時モニタリングセンター	「もんじゅ」 <u>敦賀事業本部</u>	3 名 1 名	モニタリングカー N a I シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） ゲルマニウム（Ge）検出器 In situ Ge検出器 可搬型N a I ポータブルスペクトルメータ	1 台 1 台 2 台 5 台 3 台 2 台 6 台 1 台 1 台 1 台	・初期モニタリング ・中期モニタリング ・復旧期モニタリング	若狭地域原子力事業者支援連携本部※ 〔日本原子力発電（株）敦賀地区本部〕	「もんじゅ」 <u>敦賀事業本部</u> <u>運研センター</u>	10 名 <u>2 名</u> <u>3 名</u>	携帯電話 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計	各 1 台 9 台 15 台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など	別表 5－1－3 6 福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策等における要員の派遣、資機材の貸与（2/4） （「ふげん」が発災場所の場合） ＜原子力防災体制発令後＞ <table><tr><th>派遣先</th><th>派遣元組織</th><th>基準要員数</th><th>貸与する資機材</th><th>基準数量</th><th>実施する主な業務</th></tr><tr><td>緊急時モニタリングセンター</td><td>「もんじゅ」 <u>敦賀地区組織</u></td><td>3 名 1 名</td><td>モニタリングカー N a I シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） ゲルマニウム（Ge）検出器 In situ Ge検出器 可搬型N a I ポータブルスペクトルメータ</td><td>1 台 1 台 2 台 5 台 3 台 2 台 6 台 1 台 1 台 1 台</td><td>・初期モニタリング ・中期モニタリング ・復旧期モニタリング</td></tr><tr><td>若狭地域原子力事業者支援連携本部※ 〔日本原子力発電（株）敦賀地区本部〕</td><td>「もんじゅ」 <u>敦賀地区組織</u></td><td>10 名 <u>5 名</u></td><td>携帯電話 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計</td><td>各 1 台 9 台 15 台</td><td>・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など</td></tr></table> ※：「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく原子力事業者支援本部が設置され運営開始された後は、若狭地域原子力事業者支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。 「ふげん」とは<u>新型転換炉原型炉ふげん</u>の略称 <u>敦賀地区組織</u>：「もんじゅ」、「ふげん」を除く<u>敦賀地区各</u>組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。	派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務	緊急時モニタリングセンター	「もんじゅ」 <u>敦賀地区組織</u>	3 名 1 名	モニタリングカー N a I シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） ゲルマニウム（Ge）検出器 In situ Ge検出器 可搬型N a I ポータブルスペクトルメータ	1 台 1 台 2 台 5 台 3 台 2 台 6 台 1 台 1 台 1 台	・初期モニタリング ・中期モニタリング ・復旧期モニタリング	若狭地域原子力事業者支援連携本部※ 〔日本原子力発電（株）敦賀地区本部〕	「もんじゅ」 <u>敦賀地区組織</u>	10 名 <u>5 名</u>	携帯電話 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計	各 1 台 9 台 15 台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など	組織名称変更 （以下本頁において同じ）
派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務																																	
緊急時モニタリングセンター	「もんじゅ」 <u>敦賀事業本部</u>	3 名 1 名	モニタリングカー N a I シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） ゲルマニウム（Ge）検出器 In situ Ge検出器 可搬型N a I ポータブルスペクトルメータ	1 台 1 台 2 台 5 台 3 台 2 台 6 台 1 台 1 台 1 台	・初期モニタリング ・中期モニタリング ・復旧期モニタリング																																	
若狭地域原子力事業者支援連携本部※ 〔日本原子力発電（株）敦賀地区本部〕	「もんじゅ」 <u>敦賀事業本部</u> <u>運研センター</u>	10 名 <u>2 名</u> <u>3 名</u>	携帯電話 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計	各 1 台 9 台 15 台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など																																	
派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務																																	
緊急時モニタリングセンター	「もんじゅ」 <u>敦賀地区組織</u>	3 名 1 名	モニタリングカー N a I シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） ゲルマニウム（Ge）検出器 In situ Ge検出器 可搬型N a I ポータブルスペクトルメータ	1 台 1 台 2 台 5 台 3 台 2 台 6 台 1 台 1 台 1 台	・初期モニタリング ・中期モニタリング ・復旧期モニタリング																																	
若狭地域原子力事業者支援連携本部※ 〔日本原子力発電（株）敦賀地区本部〕	「もんじゅ」 <u>敦賀地区組織</u>	10 名 <u>5 名</u>	携帯電話 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計	各 1 台 9 台 15 台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など																																	

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由																																																																								
別表 5－1－3 6 福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策等における要員の派遣、資機材の貸与（3/4） （「ふげん」が発災場所の場合） ＜原災法 15 条第 2 項の原子力緊急事態宣言発出以降＞ <table><tr><th>派遣先</th><th>派遣元組織</th><th>基準要員数</th><th>貸与する資機材</th><th>基準数量</th><th>実施する主な業務</th></tr><tr><td>原子力防災センター</td><td>「もんじゅ」 「ふげん」 <u>敦賀事業本部</u></td><td>4 名 3 名 4 名</td><td>携帯電話</td><td>各 1 台</td><td>・総合調整の協力 ・住民への広報支援の協力 ・プレス対応 ・放射線影響評価、予測の協力 ・事故状況把握、進展予測の協力 ・原子力防災センターにおける管理の協力</td></tr><tr><td>事業者支援連携 （原子力防災センター内）</td><td>「もんじゅ」 <u>敦賀事業本部</u></td><td>1 名 3 名</td><td>携帯電話</td><td>各 1 名</td><td>・原子力災害合同対策協議会から要請されるオフサイト活動の事業者間連携 ・若狭地域原子力事業者支援連携本部への情報連絡</td></tr><tr><td>緊急時モニタリングセンター</td><td>「もんじゅ」 <u>敦賀事業本部</u></td><td>3 名 1 名</td><td>モニタリングカー N a I シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） ゲルマニウム（Ge）検出器 In situ Ge検出器 可搬型N a I ポータブルスペクトルメータ</td><td>1 台 1 台 2 台 5 台 3 台 2 台 6 台 1 台 1 台 1 台</td><td>・初期モニタリング ・中期モニタリング ・復旧期モニタリング</td></tr><tr><td>若狭地域原子力事業者支援連携本部※ （日本原子力発電 ㈱敦賀地区本部） </td><td>「もんじゅ」 <u>敦賀事業本部</u> <u>運研センター</u></td><td>10 名 <u>2 名</u> <u>3 名</u></td><td>携帯電話 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計</td><td>各 1 台 9 台 15 台</td><td>・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など</td></tr><tr><td>もんじゅ 緊急処置施設</td><td>「もんじゅ」</td><td>2 名</td><td>緊急処置施設内設備及び資機材</td><td>1 式</td><td>・自治体医療本部等からの受入れ 要請に対応した原 子 力 災 害 医 療</td></tr></table> ※：「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく原子力事業者支援本部が設置され運営開始された後は、若狭地域原子力事業者支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。 「ふげん」とは<u>原子炉廃止措置研究開発センター</u>の略称 <u>「運研センター」</u>とは<u>もんじゅ運営計画・研究開発センター</u>の略称 <u>敦賀事業本部</u>：「もんじゅ」、「ふげん」<u>及び「運研センター」</u>を除く<u>敦賀事業本部内</u>組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。	派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務	原子力防災センター	「もんじゅ」 「ふげん」 <u>敦賀事業本部</u>	4 名 3 名 4 名	携帯電話	各 1 台	・総合調整の協力 ・住民への広報支援の協力 ・プレス対応 ・放射線影響評価、予測の協力 ・事故状況把握、進展予測の協力 ・原子力防災センターにおける管理の協力	事業者支援連携 （原子力防災センター内）	「もんじゅ」 <u>敦賀事業本部</u>	1 名 3 名	携帯電話	各 1 名	・原子力災害合同対策協議会から要請されるオフサイト活動の事業者間連携 ・若狭地域原子力事業者支援連携本部への情報連絡	緊急時モニタリングセンター	「もんじゅ」 <u>敦賀事業本部</u>	3 名 1 名	モニタリングカー N a I シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） ゲルマニウム（Ge）検出器 In situ Ge検出器 可搬型N a I ポータブルスペクトルメータ	1 台 1 台 2 台 5 台 3 台 2 台 6 台 1 台 1 台 1 台	・初期モニタリング ・中期モニタリング ・復旧期モニタリング	若狭地域原子力事業者支援連携本部※ （日本原子力発電 ㈱敦賀地区本部）	「もんじゅ」 <u>敦賀事業本部</u> <u>運研センター</u>	10 名 <u>2 名</u> <u>3 名</u>	携帯電話 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計	各 1 台 9 台 15 台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など	もんじゅ 緊急処置施設	「もんじゅ」	2 名	緊急処置施設内設備及び資機材	1 式	・自治体医療本部等からの受入れ 要請に対応した原 子 力 災 害 医 療	別表 5－1－3 6 福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策等における要員の派遣、資機材の貸与（3/4） （「ふげん」が発災場所の場合） ＜原災法 15 条第 2 項の原子力緊急事態宣言発出以降＞ <table><tr><th>派遣先</th><th>派遣元組織</th><th>基準要員数</th><th>貸与する資機材</th><th>基準数量</th><th>実施する主な業務</th></tr><tr><td>原子力防災センター</td><td>「もんじゅ」 「ふげん」 <u>敦賀地区組織</u></td><td>4 名 3 名 4 名</td><td>携帯電話</td><td>各 1 台</td><td>・総合調整の協力 ・住民への広報支援の協力 ・プレス対応 ・放射線影響評価、予測の協力 ・事故状況把握、進展予測の協力 ・原子力防災センターにおける管理の協力</td></tr><tr><td>事業者支援連携 （原子力防災センター内）</td><td>「もんじゅ」 <u>敦賀地区組織</u></td><td>1 名 3 名</td><td>携帯電話</td><td>各 1 名</td><td>・原子力災害合同対策協議会から要請されるオフサイト活動の事業者間連携 ・若狭地域原子力事業者支援連携本部への情報連絡</td></tr><tr><td>緊急時モニタリングセンター</td><td>「もんじゅ」 <u>敦賀地区組織</u></td><td>3 名 1 名</td><td>モニタリングカー N a I シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） ゲルマニウム（Ge）検出器 In situ Ge検出器 可搬型N a I ポータブルスペクトルメータ</td><td>1 台 1 台 2 台 5 台 3 台 2 台 6 台 1 台 1 台 1 台</td><td>・初期モニタリング ・中期モニタリング ・復旧期モニタリング</td></tr><tr><td>若狭地域原子力事業者支援連携本部※ （日本原子力発電 ㈱敦賀地区本部） </td><td>「もんじゅ」 <u>敦賀地区組織</u></td><td>10 名 <u>5 名</u></td><td>携帯電話 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計</td><td>各 1 台 9 台 15 台</td><td>・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など</td></tr><tr><td>もんじゅ 緊急処置施設</td><td>「もんじゅ」</td><td>2 名</td><td>緊急処置施設内設備及び資機材</td><td>1 式</td><td>・自治体医療本部等からの受入れ 要請に対応した原 子 力 災 害 医 療</td></tr></table> ※：「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく原子力事業者支援本部が設置され運営開始された後は、若狭地域原子力事業者支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。 「ふげん」とは<u>新型転換炉原型炉ふげん</u>の略称 <u>敦賀地区組織</u>：「もんじゅ」、「ふげん」を除く<u>敦賀地区各</u>組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。	派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務	原子力防災センター	「もんじゅ」 「ふげん」 <u>敦賀地区組織</u>	4 名 3 名 4 名	携帯電話	各 1 台	・総合調整の協力 ・住民への広報支援の協力 ・プレス対応 ・放射線影響評価、予測の協力 ・事故状況把握、進展予測の協力 ・原子力防災センターにおける管理の協力	事業者支援連携 （原子力防災センター内）	「もんじゅ」 <u>敦賀地区組織</u>	1 名 3 名	携帯電話	各 1 名	・原子力災害合同対策協議会から要請されるオフサイト活動の事業者間連携 ・若狭地域原子力事業者支援連携本部への情報連絡	緊急時モニタリングセンター	「もんじゅ」 <u>敦賀地区組織</u>	3 名 1 名	モニタリングカー N a I シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） ゲルマニウム（Ge）検出器 In situ Ge検出器 可搬型N a I ポータブルスペクトルメータ	1 台 1 台 2 台 5 台 3 台 2 台 6 台 1 台 1 台 1 台	・初期モニタリング ・中期モニタリング ・復旧期モニタリング	若狭地域原子力事業者支援連携本部※ （日本原子力発電 ㈱敦賀地区本部）	「もんじゅ」 <u>敦賀地区組織</u>	10 名 <u>5 名</u>	携帯電話 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計	各 1 台 9 台 15 台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など	もんじゅ 緊急処置施設	「もんじゅ」	2 名	緊急処置施設内設備及び資機材	1 式	・自治体医療本部等からの受入れ 要請に対応した原 子 力 災 害 医 療	組織名称変更 （以下本頁において 同じ）
派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務																																																																					
原子力防災センター	「もんじゅ」 「ふげん」 <u>敦賀事業本部</u>	4 名 3 名 4 名	携帯電話	各 1 台	・総合調整の協力 ・住民への広報支援の協力 ・プレス対応 ・放射線影響評価、予測の協力 ・事故状況把握、進展予測の協力 ・原子力防災センターにおける管理の協力																																																																					
事業者支援連携 （原子力防災センター内）	「もんじゅ」 <u>敦賀事業本部</u>	1 名 3 名	携帯電話	各 1 名	・原子力災害合同対策協議会から要請されるオフサイト活動の事業者間連携 ・若狭地域原子力事業者支援連携本部への情報連絡																																																																					
緊急時モニタリングセンター	「もんじゅ」 <u>敦賀事業本部</u>	3 名 1 名	モニタリングカー N a I シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） ゲルマニウム（Ge）検出器 In situ Ge検出器 可搬型N a I ポータブルスペクトルメータ	1 台 1 台 2 台 5 台 3 台 2 台 6 台 1 台 1 台 1 台	・初期モニタリング ・中期モニタリング ・復旧期モニタリング																																																																					
若狭地域原子力事業者支援連携本部※ （日本原子力発電 ㈱敦賀地区本部）	「もんじゅ」 <u>敦賀事業本部</u> <u>運研センター</u>	10 名 <u>2 名</u> <u>3 名</u>	携帯電話 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計	各 1 台 9 台 15 台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など																																																																					
もんじゅ 緊急処置施設	「もんじゅ」	2 名	緊急処置施設内設備及び資機材	1 式	・自治体医療本部等からの受入れ 要請に対応した原 子 力 災 害 医 療																																																																					
派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務																																																																					
原子力防災センター	「もんじゅ」 「ふげん」 <u>敦賀地区組織</u>	4 名 3 名 4 名	携帯電話	各 1 台	・総合調整の協力 ・住民への広報支援の協力 ・プレス対応 ・放射線影響評価、予測の協力 ・事故状況把握、進展予測の協力 ・原子力防災センターにおける管理の協力																																																																					
事業者支援連携 （原子力防災センター内）	「もんじゅ」 <u>敦賀地区組織</u>	1 名 3 名	携帯電話	各 1 名	・原子力災害合同対策協議会から要請されるオフサイト活動の事業者間連携 ・若狭地域原子力事業者支援連携本部への情報連絡																																																																					
緊急時モニタリングセンター	「もんじゅ」 <u>敦賀地区組織</u>	3 名 1 名	モニタリングカー N a I シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） ゲルマニウム（Ge）検出器 In situ Ge検出器 可搬型N a I ポータブルスペクトルメータ	1 台 1 台 2 台 5 台 3 台 2 台 6 台 1 台 1 台 1 台	・初期モニタリング ・中期モニタリング ・復旧期モニタリング																																																																					
若狭地域原子力事業者支援連携本部※ （日本原子力発電 ㈱敦賀地区本部）	「もんじゅ」 <u>敦賀地区組織</u>	10 名 <u>5 名</u>	携帯電話 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計	各 1 台 9 台 15 台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など																																																																					
もんじゅ 緊急処置施設	「もんじゅ」	2 名	緊急処置施設内設備及び資機材	1 式	・自治体医療本部等からの受入れ 要請に対応した原 子 力 災 害 医 療																																																																					

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）						読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）						理 由																																																																																														
別表 5－1－3 6 福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策等における要員の派遣、資機材の貸与（4/4） （「ふげん」が発災場所の場合）													組織名称変更 （以下本頁において 同じ）																																																																																													
＜原災法 15 条第 4 項の原子力緊急事態解除宣言後＞																																																																																																										
<table><tr><th>派遣先</th><th>派遣元組織</th><th>基準要員数</th><th>貸与する資機材</th><th>基準数量</th><th>実施する主な業務</th></tr><tr><td rowspan="13">緊急時モニタリ ングセンター</td><td rowspan="13">「もんじゅ」 <u>敦賀事業本部</u></td><td>3 名</td><td>モニタリングカー</td><td>1 台</td><td rowspan="13">・復旧期モニタリング</td></tr><tr><td>1 名</td><td>N a I シンチレーション式サーベ イメータ</td><td>1 台</td></tr><tr><td></td><td>電離箱式サーベイメータ</td><td>2 台</td></tr><tr><td></td><td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td><td>5 台</td></tr><tr><td></td><td>可搬型モニタリングポスト</td><td>3 台</td></tr><tr><td></td><td>エアサンプラー（ハイボリ ューム）</td><td>2 台</td></tr><tr><td></td><td>エアサンプラー（ローボリ ューム）</td><td>6 台</td></tr><tr><td></td><td>ゲルマニウム（Ge）検出器</td><td>1 台</td></tr><tr><td></td><td>In situ Ge検出器</td><td>1 台</td></tr><tr><td></td><td>可搬型N a I ポータブルスペクトル メータ</td><td>1 台</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務	緊急時モニタリ ングセンター		「もんじゅ」 <u>敦賀事業本部</u>	3 名	モニタリングカー	1 台	・復旧期モニタリング	1 名	N a I シンチレーション式サーベ イメータ	1 台		電離箱式サーベイメータ	2 台		表面汚染密度測定用サーベイメータ	5 台		可搬型モニタリングポスト	3 台		エアサンプラー（ハイボリ ューム）	2 台		エアサンプラー（ローボリ ューム）	6 台		ゲルマニウム（Ge）検出器	1 台		In situ Ge検出器	1 台		可搬型N a I ポータブルスペクトル メータ	1 台									<table><tr><th>派遣先</th><th>派遣元組織</th><th>基準要員数</th><th>貸与する資機材</th><th>基準数量</th><th>実施する主な業務</th></tr><tr><td rowspan="13">緊急時モニタリ ングセンター</td><td rowspan="13">「もんじゅ」 <u>敦賀地区組織</u></td><td>3 名</td><td>モニタリングカー</td><td>1 台</td><td rowspan="13">・復旧期モニタリング</td></tr><tr><td>1 名</td><td>N a I シンチレーション式サーベ イメータ</td><td>1 台</td></tr><tr><td></td><td>電離箱式サーベイメータ</td><td>2 台</td></tr><tr><td></td><td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td><td>5 台</td></tr><tr><td></td><td>可搬型モニタリングポスト</td><td>3 台</td></tr><tr><td></td><td>エアサンプラー（ハイボリ ューム）</td><td>2 台</td></tr><tr><td></td><td>エアサンプラー（ローボリ ューム）</td><td>6 台</td></tr><tr><td></td><td>ゲルマニウム（Ge）検出器</td><td>1 台</td></tr><tr><td></td><td>In situ Ge検出器</td><td>1 台</td></tr><tr><td></td><td>可搬型N a I ポータブルスペクトル メータ</td><td>1 台</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務	緊急時モニタリ ングセンター	「もんじゅ」 <u>敦賀地区組織</u>	3 名	モニタリングカー	1 台	・復旧期モニタリング	1 名	N a I シンチレーション式サーベ イメータ	1 台		電離箱式サーベイメータ	2 台		表面汚染密度測定用サーベイメータ	5 台		可搬型モニタリングポスト	3 台		エアサンプラー（ハイボリ ューム）	2 台		エアサンプラー（ローボリ ューム）	6 台		ゲルマニウム（Ge）検出器	1 台		In situ Ge検出器	1 台		可搬型N a I ポータブルスペクトル メータ	1 台								
派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務																																																																																																					
緊急時モニタリ ングセンター	「もんじゅ」 <u>敦賀事業本部</u>	3 名	モニタリングカー	1 台	・復旧期モニタリング																																																																																																					
		1 名	N a I シンチレーション式サーベ イメータ	1 台																																																																																																						
			電離箱式サーベイメータ	2 台																																																																																																						
			表面汚染密度測定用サーベイメータ	5 台																																																																																																						
			可搬型モニタリングポスト	3 台																																																																																																						
			エアサンプラー（ハイボリ ューム）	2 台																																																																																																						
			エアサンプラー（ローボリ ューム）	6 台																																																																																																						
			ゲルマニウム（Ge）検出器	1 台																																																																																																						
			In situ Ge検出器	1 台																																																																																																						
			可搬型N a I ポータブルスペクトル メータ	1 台																																																																																																						
		派遣先	派遣元組織	基準要員数		貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務																																																																																																		
緊急時モニタリ ングセンター	「もんじゅ」 <u>敦賀地区組織</u>	3 名	モニタリングカー	1 台	・復旧期モニタリング																																																																																																					
		1 名	N a I シンチレーション式サーベ イメータ	1 台																																																																																																						
			電離箱式サーベイメータ	2 台																																																																																																						
			表面汚染密度測定用サーベイメータ	5 台																																																																																																						
			可搬型モニタリングポスト	3 台																																																																																																						
			エアサンプラー（ハイボリ ューム）	2 台																																																																																																						
			エアサンプラー（ローボリ ューム）	6 台																																																																																																						
			ゲルマニウム（Ge）検出器	1 台																																																																																																						
			In situ Ge検出器	1 台																																																																																																						
			可搬型N a I ポータブルスペクトル メータ	1 台																																																																																																						
		<table><tr><td>中長期対策組織 等（汚染検査、 汚染除去に関す る事項）</td><td>「もんじゅ」 「ふげん」 <u>敦賀事業本部</u></td><td>6 名 1 名 1 名</td><td>_____</td><td>—</td><td>・復旧環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など</td></tr></table>						中長期対策組織 等（汚染検査、 汚染除去に関す る事項）	「もんじゅ」 「ふげん」 <u>敦賀事業本部</u>	6 名 1 名 1 名	_____	—	・復旧環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など	<table><tr><td>中長期対策組織 等（汚染検査、 汚染除去に関す る事項）</td><td>「もんじゅ」 「ふげん」 <u>敦賀地区組織</u></td><td>6 名 1 名 1 名</td><td>_____</td><td>—</td><td>・復旧環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など</td></tr></table>						中長期対策組織 等（汚染検査、 汚染除去に関す る事項）	「もんじゅ」 「ふげん」 <u>敦賀地区組織</u>	6 名 1 名 1 名	_____	—	・復旧環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など																																																																																	
中長期対策組織 等（汚染検査、 汚染除去に関す る事項）	「もんじゅ」 「ふげん」 <u>敦賀事業本部</u>	6 名 1 名 1 名	_____	—	・復旧環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など																																																																																																					
中長期対策組織 等（汚染検査、 汚染除去に関す る事項）	「もんじゅ」 「ふげん」 <u>敦賀地区組織</u>	6 名 1 名 1 名	_____	—	・復旧環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など																																																																																																					
<table><tr><td>中長期対策組織 等（住民相談窓 口の設置に関す る事項）</td><td>「もんじゅ」 「ふげん」 <u>敦賀事業本部</u></td><td>1 名 1 名 2 名</td><td>_____</td><td>—</td><td>・事故情報等に関する問い合わせ 対応 ・汚染状況等に関する問い合わせ 対応</td></tr></table>						中長期対策組織 等（住民相談窓 口の設置に関す る事項）	「もんじゅ」 「ふげん」 <u>敦賀事業本部</u>	1 名 1 名 2 名	_____	—	・事故情報等に関する問い合わせ 対応 ・汚染状況等に関する問い合わせ 対応	<table><tr><td>中長期対策組織 等（住民相談窓 口の設置に関す る事項）</td><td>「もんじゅ」 「ふげん」 <u>敦賀地区組織</u></td><td>1 名 1 名 2 名</td><td>_____</td><td>—</td><td>・事故情報等に関する問い合わせ 対応 ・汚染状況等に関する問い合わせ 対応</td></tr></table>						中長期対策組織 等（住民相談窓 口の設置に関す る事項）	「もんじゅ」 「ふげん」 <u>敦賀地区組織</u>	1 名 1 名 2 名	_____	—	・事故情報等に関する問い合わせ 対応 ・汚染状況等に関する問い合わせ 対応																																																																																			
中長期対策組織 等（住民相談窓 口の設置に関す る事項）	「もんじゅ」 「ふげん」 <u>敦賀事業本部</u>	1 名 1 名 2 名	_____	—	・事故情報等に関する問い合わせ 対応 ・汚染状況等に関する問い合わせ 対応																																																																																																					
中長期対策組織 等（住民相談窓 口の設置に関す る事項）	「もんじゅ」 「ふげん」 <u>敦賀地区組織</u>	1 名 1 名 2 名	_____	—	・事故情報等に関する問い合わせ 対応 ・汚染状況等に関する問い合わせ 対応																																																																																																					
<table><tr><td>若狭地域原子力 事業者支援連携 本部※</td><td>「もんじゅ」 <u>敦賀事業本部</u> <u>運研センター</u></td><td>10 名 <u>2 名</u> <u>3 名</u></td><td>携帯電話 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計</td><td>各 1 台 9 台 15 台</td><td>・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置 の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など</td></tr></table>						若狭地域原子力 事業者支援連携 本部※	「もんじゅ」 <u>敦賀事業本部</u> <u>運研センター</u>	10 名 <u>2 名</u> <u>3 名</u>	携帯電話 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計	各 1 台 9 台 15 台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置 の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など	<table><tr><td>若狭地域原子力 事業者支援連携 本部※</td><td>「もんじゅ」 <u>敦賀地区組織</u></td><td>10 名 <u>5 名</u></td><td>携帯電話 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計</td><td>各 1 台 9 台 15 台</td><td>・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置 の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など</td></tr></table>						若狭地域原子力 事業者支援連携 本部※	「もんじゅ」 <u>敦賀地区組織</u>	10 名 <u>5 名</u>	携帯電話 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計	各 1 台 9 台 15 台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置 の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など																																																																																			
若狭地域原子力 事業者支援連携 本部※	「もんじゅ」 <u>敦賀事業本部</u> <u>運研センター</u>	10 名 <u>2 名</u> <u>3 名</u>	携帯電話 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計	各 1 台 9 台 15 台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置 の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など																																																																																																					
若狭地域原子力 事業者支援連携 本部※	「もんじゅ」 <u>敦賀地区組織</u>	10 名 <u>5 名</u>	携帯電話 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計	各 1 台 9 台 15 台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置 の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など																																																																																																					
〔日本原子力発電〕 （株敦賀地区本部）																																																																																																										
※：「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく事業者支援本部が設置され運営開始された後は、若狭地域原子力事業者支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。 「ふげん」とは <u>原子炉廃止措置研究開発センター</u> の略称 <u>「運研センター」</u> とは <u>もんじゅ運営計画・研究開発センター</u> の略称 <u>敦賀事業本部</u> ：「もんじゅ」、「ふげん」 <u>及び「運研センター」</u> を除く <u>敦賀事業本部内</u> 組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。																																																																																																										

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）						読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）						理 由
別表５－２－３７ 福井県外の原子力事業所又は他の原子力事業者が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬中に発生した原子力緊急事態等における要員の派遣、資機材の貸与						別表５－２－３７ 福井県外の原子力事業所又は他の原子力事業者が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬中に発生した原子力緊急事態等における要員の派遣、資機材の貸与						組織名称変更 （以下本頁において 同じ）
（原子力災害対策要員の派遣、資機材の貸与）						（原子力災害対策要員の派遣、資機材の貸与）						
派遣先	派遣組織	基準要員数	原子力防災資機材及び資料等の貸与	基準数量	実施する主な業務	派遣先	派遣組織	基準要員数	原子力防災資機材及び資料等の貸与	基準数量	実施する主な業務	
要請を受けた事業所	「もんじゅ」	6 名	モニタリングカー	2 台	・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など	要請を受けた事業所	「もんじゅ」	6 名	モニタリングカー	2 台	・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など	
	「ふげん」	3 名	シンチレーション式サーバイメータ	4 台			「ふげん」	3 名	シンチレーション式サーバイメータ	4 台		
	<u>敦賀事業本部</u>	6 名	電離箱式サーバイメータ	9 台			<u>敦賀地区組織</u>	6 名	電離箱式サーバイメータ	9 台		
		表面汚染密度測定用サーバイメータ	9 台	表面汚染密度測定用サーバイメータ				9 台				
		可搬式モニタリングポスト	3 台	可搬式モニタリングポスト				3 台				
		可搬式ダストサンプラ	5 台	可搬式ダストサンプラ				5 台				
		個人線量計	15 台	個人線量計				15 台				
事業所外運搬に係る特定事象発生場所 （もんじゅ付近で発災した場合）	「もんじゅ」	2 名	携帯電話	各 1 台	・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など	事業所外運搬に係る特定事象発生場所 （もんじゅ付近で発災した場合）	「もんじゅ」	2 名	携帯電話	各 1 台	・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など	
	「ふげん」	2 名	シンチレーション式サーバイメータ	2 台			「ふげん」	2 名	シンチレーション式サーバイメータ	2 台		
	<u>敦賀事業本部</u>	3 名	電離箱式サーバイメータ	2 台			<u>敦賀地区組織</u>	3 名	電離箱式サーバイメータ	2 台		
		表面汚染密度測定用サーバイメータ	2 台	表面汚染密度測定用サーバイメータ				2 台				
		除染キット	1 式	除染キット				1 式				
		機材・要員用運送車両	1 台	機材・要員用運送車両				1 台				
		個人線量計	7 台	個人線量計				7 台				
「ふげん」とは <u>原子炉廃止措置研究開発センター</u> の略称						「ふげん」とは <u>新型転換炉原型炉ふげん</u> の略称						
<u>敦賀事業本部</u> ：「もんじゅ」、「ふげん」 <u>及び「運研センター」</u> を除く <u>敦賀事業本部内</u> 組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。						<u>敦賀地区組織</u> ：「もんじゅ」、「ふげん」を除く <u>敦賀地区各</u> 組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。						

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）		読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）		理 由																																																																																																			
別図 2－1－1 もんじゅ原子力防災組織（もんじゅ現地対策本部の組織）		別図 2－1－1 もんじゅ原子力防災組織（もんじゅ現地対策本部の組織）		組織名称変更 （以下本頁において 同じ）																																																																																																			
本部長 原子力防災 管理者 (統括管理) 本部長スタッフ ・副本部長（統括管理補佐） （所長代理、副所長） 及び各部室長 ・所付及び部付 ・その他原子力防災管理者 が指名した者 <table><tr><th colspan="5">警戒体制及び原子力防災体制</th></tr><tr><th>班</th><th>班長</th><th>班員</th><th>主な任務</th><th>班員数</th></tr><tr><td>情報班</td><td>運営 管理 部長</td><td>・各室課員</td><td>1. 機構災害対策本部との情報の発受信 2. 現地災害対策本部における情報の集約及び周知 3. 関係機関との間の受発信情報の整理・集約及び確認 4. 原子力防災センターにおける活動の支援*</td><td>8</td></tr><tr><td>総務班 （車両班 警備班 記録班 資材班 避難誘導班 救助救急班）</td><td>危機 管理 課長</td><td>・各室課員</td><td>1. 現地災害対策本部の設置 2. もんじゅ施設内への周知徹底 3. もんじゅ施設出入管理及び入所者の把握 4. もんじゅ施設内の警備 5. 非要員の退避・誘導 6. 負傷発生状況及び退避状況の把握 7. 原子力災害医療措置の実施 8. 負傷者の地域医療機関への移送 9. 各班対応状況の記録 10. 資材の調達及び運搬 11. 食糧・被服・宿泊関係の手配 12. 要員の動員・輸送手配 13. 他の班に属さない事項</td><td>17</td></tr><tr><td>対外対応班 （通報連絡班 渉外班 報告書作成班 Q&A班 プレス対応班）</td><td>技術 総括 課長</td><td>・各室課員</td><td>1. 関係機関及び機構災害対策本部への通報連絡 2. 報道及び情報公開対応 3. 自治体及び監督官庁への状況説明及び立入調整、 現場視察等の対応 4. 原子炉等規制法、放射線障害防止法及び電気事業 法に定める報告書の作成 5. 前項以外の法令と協定に定める報告書の作成 6. 質疑応答用資料の作成 7. 原子力防災センターにおける活動の支援*</td><td>26</td></tr><tr><td>消防班</td><td>消防 隊長</td><td>・各室課員</td><td>1. 火災発生時の初期消火活動（ナトリウム火災含む。） 2. 消防署の消防活動への協力</td><td>20</td></tr><tr><td>放射線管理班 （もんじゅ内） （もんじゅ外）</td><td>安全管 理課長</td><td>・安全管 理課員</td><td>1. 事故発生区域及び関連する区域の線量当量率、 表面密度及び空気中放射性物質濃度の測定 2. 施設外へ放出している排気中・排水中放射性物質 濃度等の測定 3. もんじゅ施設内やもんじゅ施設周辺の空気線量率、 気象条件等の環境モニタリングの実施 4. 管理区域域入域者の把握 5. 放射性物質等の汚染分布等の状況及び影響範囲の 把握 6. 施設から外部放出された、又は放出される放射能 量の把握 7. 周辺監視区域外の一般公衆の線量当量の推定 8. 原子力防災センターにおける活動の支援*</td><td>20</td></tr><tr><td>運転班</td><td>発電 課長</td><td>・発電課員</td><td>1. 事故の発生場所、被害の程度・範囲の把握 2. 施設や設備の運転状況の把握 3. 事故の原因と思われる事象、事故の推移、 取りつつある措置の把握 4. 負傷や被ばく等の状況の把握 5. 漏えい箇所の封じ込めや運転制限等の拡大防止措置 6. 運転パラメータによる施設や設備の健全性等の 把握 7. 事故の原因調査や現場復旧に当たっての2次的被害 防止措置の実施</td><td>30</td></tr><tr><td>補修班</td><td>プラント保 全部長</td><td>・プラント保 全部各課 員</td><td>1. 事故現場状況の把握 2. 閉じ込め機能喪失や原子炉燃料破損等の施設の故障 が発生した場合、運転班と協力し、故障の程度及び 拡大性の分析の実施</td><td>15</td></tr><tr><td>技術班</td><td>炉心・ 燃料 課長</td><td>・各課員</td><td>1. 事故現場状況の把握、評価 2. 事故拡大防止対策の検討 3. 原子力防災センターにおける活動の支援*</td><td>6</td></tr></table>		警戒体制及び原子力防災体制					班	班長	班員	主な任務	班員数	情報班	運営 管理 部長	・各室課員	1. 機構災害対策本部との情報の発受信 2. 現地災害対策本部における情報の集約及び周知 3. 関係機関との間の受発信情報の整理・集約及び確認 4. 原子力防災センターにおける活動の支援*	8	総務班 （車両班 警備班 記録班 資材班 避難誘導班 救助救急班）	危機 管理 課長	・各室課員	1. 現地災害対策本部の設置 2. もんじゅ施設内への周知徹底 3. もんじゅ施設出入管理及び入所者の把握 4. もんじゅ施設内の警備 5. 非要員の退避・誘導 6. 負傷発生状況及び退避状況の把握 7. 原子力災害医療措置の実施 8. 負傷者の地域医療機関への移送 9. 各班対応状況の記録 10. 資材の調達及び運搬 11. 食糧・被服・宿泊関係の手配 12. 要員の動員・輸送手配 13. 他の班に属さない事項	17	対外対応班 （通報連絡班 渉外班 報告書作成班 Q&A班 プレス対応班）	技術 総括 課長	・各室課員	1. 関係機関及び機構災害対策本部への通報連絡 2. 報道及び情報公開対応 3. 自治体及び監督官庁への状況説明及び立入調整、 現場視察等の対応 4. 原子炉等規制法、放射線障害防止法及び電気事業 法に定める報告書の作成 5. 前項以外の法令と協定に定める報告書の作成 6. 質疑応答用資料の作成 7. 原子力防災センターにおける活動の支援*	26	消防班	消防 隊長	・各室課員	1. 火災発生時の初期消火活動（ナトリウム火災含む。） 2. 消防署の消防活動への協力	20	放射線管理班 （もんじゅ内） （もんじゅ外）	安全管 理課長	・安全管 理課員	1. 事故発生区域及び関連する区域の線量当量率、 表面密度及び空気中放射性物質濃度の測定 2. 施設外へ放出している排気中・排水中放射性物質 濃度等の測定 3. もんじゅ施設内やもんじゅ施設周辺の空気線量率、 気象条件等の環境モニタリングの実施 4. 管理区域域入域者の把握 5. 放射性物質等の汚染分布等の状況及び影響範囲の 把握 6. 施設から外部放出された、又は放出される放射能 量の把握 7. 周辺監視区域外の一般公衆の線量当量の推定 8. 原子力防災センターにおける活動の支援*	20	運転班	発電 課長	・発電課員	1. 事故の発生場所、被害の程度・範囲の把握 2. 施設や設備の運転状況の把握 3. 事故の原因と思われる事象、事故の推移、 取りつつある措置の把握 4. 負傷や被ばく等の状況の把握 5. 漏えい箇所の封じ込めや運転制限等の拡大防止措置 6. 運転パラメータによる施設や設備の健全性等の 把握 7. 事故の原因調査や現場復旧に当たっての2次的被害 防止措置の実施	30	補修班	プラント保 全部長	・プラント保 全部各課 員	1. 事故現場状況の把握 2. 閉じ込め機能喪失や原子炉燃料破損等の施設の故障 が発生した場合、運転班と協力し、故障の程度及び 拡大性の分析の実施	15	技術班	炉心・ 燃料 課長	・各課員	1. 事故現場状況の把握、評価 2. 事故拡大防止対策の検討 3. 原子力防災センターにおける活動の支援*	6	本部長 原子力防災 管理者 (統括管理) 本部長スタッフ ・副本部長（統括管理補佐） （所長代理、副所長） 及び各部室長 ・所付及び部付 ・その他原子力防災管理者 が指名した者 <table><tr><th colspan="5">警戒体制及び原子力防災体制</th></tr><tr><th>班</th><th>班長</th><th>班員</th><th>主な任務</th><th>班員数</th></tr><tr><td>情報班</td><td>安全・ 品質 保証 部長</td><td>・各課員</td><td>1. 機構災害対策本部との情報の発受信 2. 現地災害対策本部における情報の集約及び周知 3. 関係機関との間の受発信情報の整理・集約及び確認 4. 原子力防災センターにおける活動の支援*</td><td>8</td></tr><tr><td>総務班 （車両班 警備班 記録班 資材班 避難誘導班 救助救急班）</td><td>施設 保安 課長</td><td>・各課員</td><td>1. 現地災害対策本部の設置 2. もんじゅ施設内への周知徹底 3. もんじゅ施設出入管理及び入所者の把握 4. もんじゅ施設内の警備 5. 非要員の退避・誘導 6. 負傷発生状況及び退避状況の把握 7. 原子力災害医療措置の実施 8. 負傷者の地域医療機関への移送 9. 各班対応状況の記録 10. 資材の調達及び運搬 11. 食糧・被服・宿泊関係の手配 12. 要員の動員・輸送手配 13. 他の班に属さない事項</td><td>17</td></tr><tr><td>対外対応班 （通報連絡班 渉外班 報告書作成班 Q&A班 プレス対応班）</td><td>計画 管理 課長</td><td>・各課員</td><td>1. 関係機関及び機構災害対策本部への通報連絡 2. 報道及び情報公開対応 3. 自治体及び監督官庁への状況説明及び立入調整、 現場視察等の対応 4. 原子炉等規制法、放射線障害防止法及び電気事業 法に定める報告書の作成 5. 前項以外の法令と協定に定める報告書の作成 6. 質疑応答用資料の作成 7. 原子力防災センターにおける活動の支援*</td><td>26</td></tr><tr><td>消防班</td><td>消防 隊長</td><td>・各課員</td><td>1. 火災発生時の初期消火活動（ナトリウム火災含む。） 2. 消防署の消防活動への協力</td><td>20</td></tr><tr><td>放射線管理班 （もんじゅ内） （もんじゅ外）</td><td>安全管 理課長</td><td>・安全管 理課員</td><td>1. 事故発生区域及び関連する区域の線量当量率、 表面密度及び空気中放射性物質濃度の測定 2. 施設外へ放出している排気中・排水中放射性物質 濃度等の測定 3. もんじゅ施設内やもんじゅ施設周辺の空気線量率、 気象条件等の環境モニタリングの実施 4. 管理区域域入域者の把握 5. 放射性物質等の汚染分布等の状況及び影響範囲の 把握 6. 施設から外部放出された、又は放出される放射能 量の把握 7. 周辺監視区域外の一般公衆の線量当量の推定 8. 原子力防災センターにおける活動の支援*</td><td>20</td></tr><tr><td>運転班</td><td>施設 管理 課長</td><td>・施設管理 課員</td><td>1. 事故の発生場所、被害の程度・範囲の把握 2. 施設や設備の運転状況の把握 3. 事故の原因と思われる事象、事故の推移、 取りつつある措置の把握 4. 負傷や被ばく等の状況の把握 5. 漏えい箇所の封じ込めや運転制限等の拡大防止措置 6. 運転パラメータによる施設や設備の健全性等の 把握 7. 事故の原因調査や現場復旧に当たっての2次的被害 防止措置の実施</td><td>30</td></tr><tr><td>補修班</td><td>廃止 措置 部長</td><td>・廃止措 置部各 課員</td><td>1. 事故現場状況の把握 2. 閉じ込め機能喪失や原子炉燃料破損等の施設の故障 が発生した場合、運転班と協力し、故障の程度及び 拡大性の分析の実施</td><td>15</td></tr><tr><td>技術班</td><td>安全 管理課 マネージャー</td><td>・各課員</td><td>1. 事故現場状況の把握、評価 2. 事故拡大防止対策の検討 3. 原子力防災センターにおける活動の支援*</td><td>6</td></tr></table>		警戒体制及び原子力防災体制					班	班長	班員	主な任務	班員数	情報班	安全・ 品質 保証 部長	・各課員	1. 機構災害対策本部との情報の発受信 2. 現地災害対策本部における情報の集約及び周知 3. 関係機関との間の受発信情報の整理・集約及び確認 4. 原子力防災センターにおける活動の支援*	8	総務班 （車両班 警備班 記録班 資材班 避難誘導班 救助救急班）	施設 保安 課長	・各課員	1. 現地災害対策本部の設置 2. もんじゅ施設内への周知徹底 3. もんじゅ施設出入管理及び入所者の把握 4. もんじゅ施設内の警備 5. 非要員の退避・誘導 6. 負傷発生状況及び退避状況の把握 7. 原子力災害医療措置の実施 8. 負傷者の地域医療機関への移送 9. 各班対応状況の記録 10. 資材の調達及び運搬 11. 食糧・被服・宿泊関係の手配 12. 要員の動員・輸送手配 13. 他の班に属さない事項	17	対外対応班 （通報連絡班 渉外班 報告書作成班 Q&A班 プレス対応班）	計画 管理 課長	・各課員	1. 関係機関及び機構災害対策本部への通報連絡 2. 報道及び情報公開対応 3. 自治体及び監督官庁への状況説明及び立入調整、 現場視察等の対応 4. 原子炉等規制法、放射線障害防止法及び電気事業 法に定める報告書の作成 5. 前項以外の法令と協定に定める報告書の作成 6. 質疑応答用資料の作成 7. 原子力防災センターにおける活動の支援*	26	消防班	消防 隊長	・各課員	1. 火災発生時の初期消火活動（ナトリウム火災含む。） 2. 消防署の消防活動への協力	20	放射線管理班 （もんじゅ内） （もんじゅ外）	安全管 理課長	・安全管 理課員	1. 事故発生区域及び関連する区域の線量当量率、 表面密度及び空気中放射性物質濃度の測定 2. 施設外へ放出している排気中・排水中放射性物質 濃度等の測定 3. もんじゅ施設内やもんじゅ施設周辺の空気線量率、 気象条件等の環境モニタリングの実施 4. 管理区域域入域者の把握 5. 放射性物質等の汚染分布等の状況及び影響範囲の 把握 6. 施設から外部放出された、又は放出される放射能 量の把握 7. 周辺監視区域外の一般公衆の線量当量の推定 8. 原子力防災センターにおける活動の支援*	20	運転班	施設 管理 課長	・施設管理 課員	1. 事故の発生場所、被害の程度・範囲の把握 2. 施設や設備の運転状況の把握 3. 事故の原因と思われる事象、事故の推移、 取りつつある措置の把握 4. 負傷や被ばく等の状況の把握 5. 漏えい箇所の封じ込めや運転制限等の拡大防止措置 6. 運転パラメータによる施設や設備の健全性等の 把握 7. 事故の原因調査や現場復旧に当たっての2次的被害 防止措置の実施	30	補修班	廃止 措置 部長	・廃止措 置部各 課員	1. 事故現場状況の把握 2. 閉じ込め機能喪失や原子炉燃料破損等の施設の故障 が発生した場合、運転班と協力し、故障の程度及び 拡大性の分析の実施	15	技術班	安全 管理課 マネージャー	・各課員	1. 事故現場状況の把握、評価 2. 事故拡大防止対策の検討 3. 原子力防災センターにおける活動の支援*	6
警戒体制及び原子力防災体制																																																																																																							
班	班長	班員	主な任務	班員数																																																																																																			
情報班	運営 管理 部長	・各室課員	1. 機構災害対策本部との情報の発受信 2. 現地災害対策本部における情報の集約及び周知 3. 関係機関との間の受発信情報の整理・集約及び確認 4. 原子力防災センターにおける活動の支援*	8																																																																																																			
総務班 （車両班 警備班 記録班 資材班 避難誘導班 救助救急班）	危機 管理 課長	・各室課員	1. 現地災害対策本部の設置 2. もんじゅ施設内への周知徹底 3. もんじゅ施設出入管理及び入所者の把握 4. もんじゅ施設内の警備 5. 非要員の退避・誘導 6. 負傷発生状況及び退避状況の把握 7. 原子力災害医療措置の実施 8. 負傷者の地域医療機関への移送 9. 各班対応状況の記録 10. 資材の調達及び運搬 11. 食糧・被服・宿泊関係の手配 12. 要員の動員・輸送手配 13. 他の班に属さない事項	17																																																																																																			
対外対応班 （通報連絡班 渉外班 報告書作成班 Q&A班 プレス対応班）	技術 総括 課長	・各室課員	1. 関係機関及び機構災害対策本部への通報連絡 2. 報道及び情報公開対応 3. 自治体及び監督官庁への状況説明及び立入調整、 現場視察等の対応 4. 原子炉等規制法、放射線障害防止法及び電気事業 法に定める報告書の作成 5. 前項以外の法令と協定に定める報告書の作成 6. 質疑応答用資料の作成 7. 原子力防災センターにおける活動の支援*	26																																																																																																			
消防班	消防 隊長	・各室課員	1. 火災発生時の初期消火活動（ナトリウム火災含む。） 2. 消防署の消防活動への協力	20																																																																																																			
放射線管理班 （もんじゅ内） （もんじゅ外）	安全管 理課長	・安全管 理課員	1. 事故発生区域及び関連する区域の線量当量率、 表面密度及び空気中放射性物質濃度の測定 2. 施設外へ放出している排気中・排水中放射性物質 濃度等の測定 3. もんじゅ施設内やもんじゅ施設周辺の空気線量率、 気象条件等の環境モニタリングの実施 4. 管理区域域入域者の把握 5. 放射性物質等の汚染分布等の状況及び影響範囲の 把握 6. 施設から外部放出された、又は放出される放射能 量の把握 7. 周辺監視区域外の一般公衆の線量当量の推定 8. 原子力防災センターにおける活動の支援*	20																																																																																																			
運転班	発電 課長	・発電課員	1. 事故の発生場所、被害の程度・範囲の把握 2. 施設や設備の運転状況の把握 3. 事故の原因と思われる事象、事故の推移、 取りつつある措置の把握 4. 負傷や被ばく等の状況の把握 5. 漏えい箇所の封じ込めや運転制限等の拡大防止措置 6. 運転パラメータによる施設や設備の健全性等の 把握 7. 事故の原因調査や現場復旧に当たっての2次的被害 防止措置の実施	30																																																																																																			
補修班	プラント保 全部長	・プラント保 全部各課 員	1. 事故現場状況の把握 2. 閉じ込め機能喪失や原子炉燃料破損等の施設の故障 が発生した場合、運転班と協力し、故障の程度及び 拡大性の分析の実施	15																																																																																																			
技術班	炉心・ 燃料 課長	・各課員	1. 事故現場状況の把握、評価 2. 事故拡大防止対策の検討 3. 原子力防災センターにおける活動の支援*	6																																																																																																			
警戒体制及び原子力防災体制																																																																																																							
班	班長	班員	主な任務	班員数																																																																																																			
情報班	安全・ 品質 保証 部長	・各課員	1. 機構災害対策本部との情報の発受信 2. 現地災害対策本部における情報の集約及び周知 3. 関係機関との間の受発信情報の整理・集約及び確認 4. 原子力防災センターにおける活動の支援*	8																																																																																																			
総務班 （車両班 警備班 記録班 資材班 避難誘導班 救助救急班）	施設 保安 課長	・各課員	1. 現地災害対策本部の設置 2. もんじゅ施設内への周知徹底 3. もんじゅ施設出入管理及び入所者の把握 4. もんじゅ施設内の警備 5. 非要員の退避・誘導 6. 負傷発生状況及び退避状況の把握 7. 原子力災害医療措置の実施 8. 負傷者の地域医療機関への移送 9. 各班対応状況の記録 10. 資材の調達及び運搬 11. 食糧・被服・宿泊関係の手配 12. 要員の動員・輸送手配 13. 他の班に属さない事項	17																																																																																																			
対外対応班 （通報連絡班 渉外班 報告書作成班 Q&A班 プレス対応班）	計画 管理 課長	・各課員	1. 関係機関及び機構災害対策本部への通報連絡 2. 報道及び情報公開対応 3. 自治体及び監督官庁への状況説明及び立入調整、 現場視察等の対応 4. 原子炉等規制法、放射線障害防止法及び電気事業 法に定める報告書の作成 5. 前項以外の法令と協定に定める報告書の作成 6. 質疑応答用資料の作成 7. 原子力防災センターにおける活動の支援*	26																																																																																																			
消防班	消防 隊長	・各課員	1. 火災発生時の初期消火活動（ナトリウム火災含む。） 2. 消防署の消防活動への協力	20																																																																																																			
放射線管理班 （もんじゅ内） （もんじゅ外）	安全管 理課長	・安全管 理課員	1. 事故発生区域及び関連する区域の線量当量率、 表面密度及び空気中放射性物質濃度の測定 2. 施設外へ放出している排気中・排水中放射性物質 濃度等の測定 3. もんじゅ施設内やもんじゅ施設周辺の空気線量率、 気象条件等の環境モニタリングの実施 4. 管理区域域入域者の把握 5. 放射性物質等の汚染分布等の状況及び影響範囲の 把握 6. 施設から外部放出された、又は放出される放射能 量の把握 7. 周辺監視区域外の一般公衆の線量当量の推定 8. 原子力防災センターにおける活動の支援*	20																																																																																																			
運転班	施設 管理 課長	・施設管理 課員	1. 事故の発生場所、被害の程度・範囲の把握 2. 施設や設備の運転状況の把握 3. 事故の原因と思われる事象、事故の推移、 取りつつある措置の把握 4. 負傷や被ばく等の状況の把握 5. 漏えい箇所の封じ込めや運転制限等の拡大防止措置 6. 運転パラメータによる施設や設備の健全性等の 把握 7. 事故の原因調査や現場復旧に当たっての2次的被害 防止措置の実施	30																																																																																																			
補修班	廃止 措置 部長	・廃止措 置部各 課員	1. 事故現場状況の把握 2. 閉じ込め機能喪失や原子炉燃料破損等の施設の故障 が発生した場合、運転班と協力し、故障の程度及び 拡大性の分析の実施	15																																																																																																			
技術班	安全 管理課 マネージャー	・各課員	1. 事故現場状況の把握、評価 2. 事故拡大防止対策の検討 3. 原子力防災センターにおける活動の支援*	6																																																																																																			

別図 2－2－2 敦賀対策本部の組織

敦賀対策本部長

警戒体制及び原子力防災体制	
構成	主な任務
本部長代理	・本部長に支障がある場合の職務の代理 ・本部長の補佐、支援対応への進言
本部長スタッフ	・本部長に支障がある場合の職務の代理 ・本部長の補佐、支援対応への進言 ・本部長代理欠務時の代役
情報専任者	・敦賀対策本部の支援情報全般の集約
情報班	・情報の集約及び連絡 ・敦賀対策本部に関する時系列の整理
広報班	・報道支援、報道への災害情報提供 ・Q & A 対応
総務班	・災害情報の 敦賀事業本部 内周知 ・支援要員対応 ・視察者等の調整支援 ・食料や被服の調達
地域対応班	・災害情報の地域説明支援 ・Q & A 対応
資材調達班	・現地対策本部の現場復旧に必要な資機材の調達
厚生医療班	・現地対策本部の緊急医療支援

※：警戒体制発令時は除く。

別図 2－2－2 敦賀対策本部の組織

敦賀対策本部長

警戒体制及び原子力防災体制	
構成	主な任務
本部長代理	・本部長に支障がある場合の職務の代理 ・本部長の補佐、支援対応への進言
本部長スタッフ	・本部長に支障がある場合の職務の代理 ・本部長の補佐、支援対応への進言 ・本部長代理欠務時の代役
情報専任者	・敦賀対策本部の支援情報全般の集約
情報班	・情報の集約及び連絡 ・敦賀対策本部に関する時系列の整理
広報班	・報道支援、報道への災害情報提供 ・Q & A 対応
総務班	・災害情報の 敦賀廃止措置実証本部 内周知 ・支援要員対応 ・視察者等の調整支援 ・食料や被服の調達
地域対応班	・災害情報の地域説明支援 ・Q & A 対応
資材調達班	・現地対策本部の現場復旧に必要な資機材の調達
厚生医療班	・現地対策本部の緊急医療支援

※：警戒体制発令時は除く。

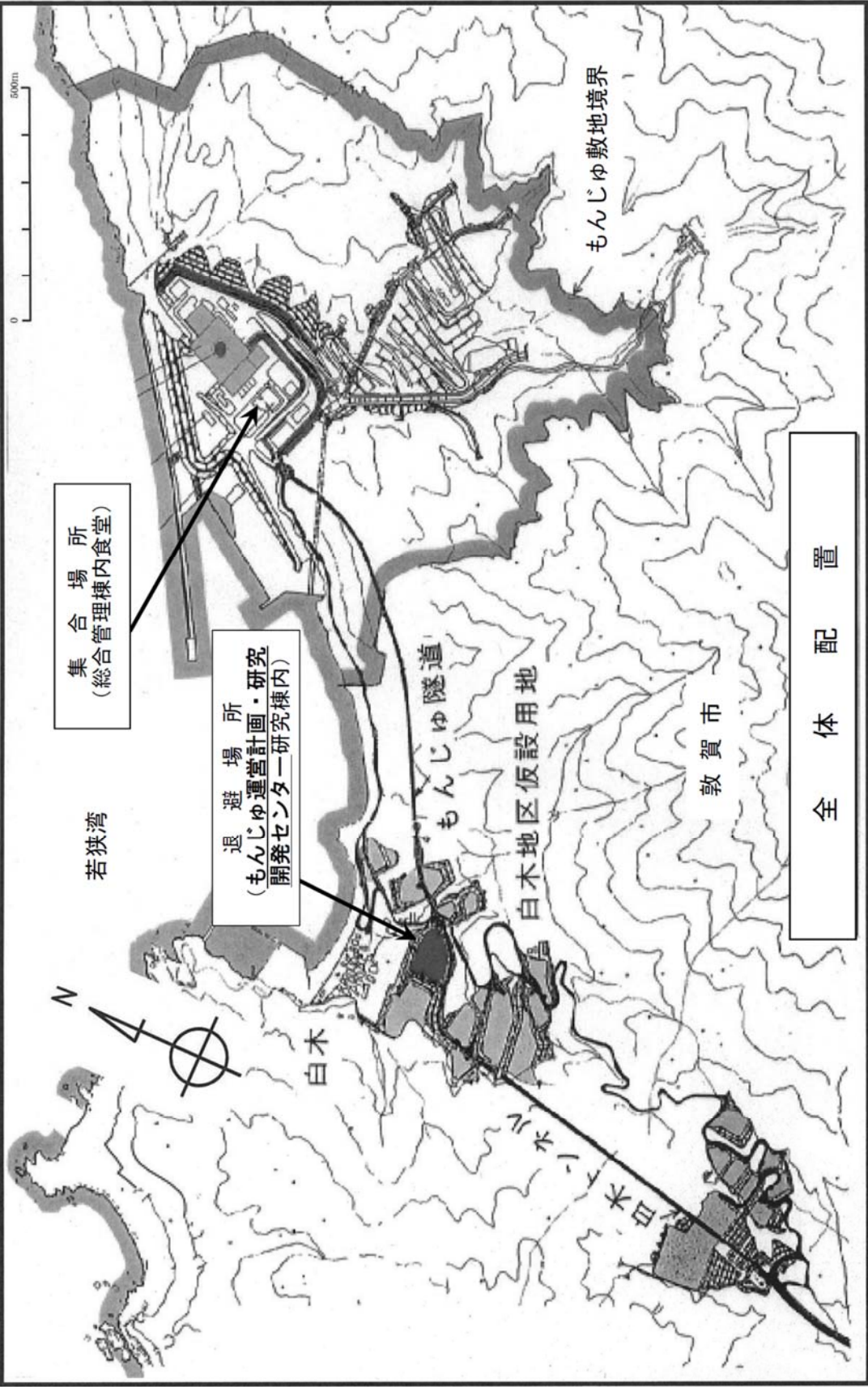
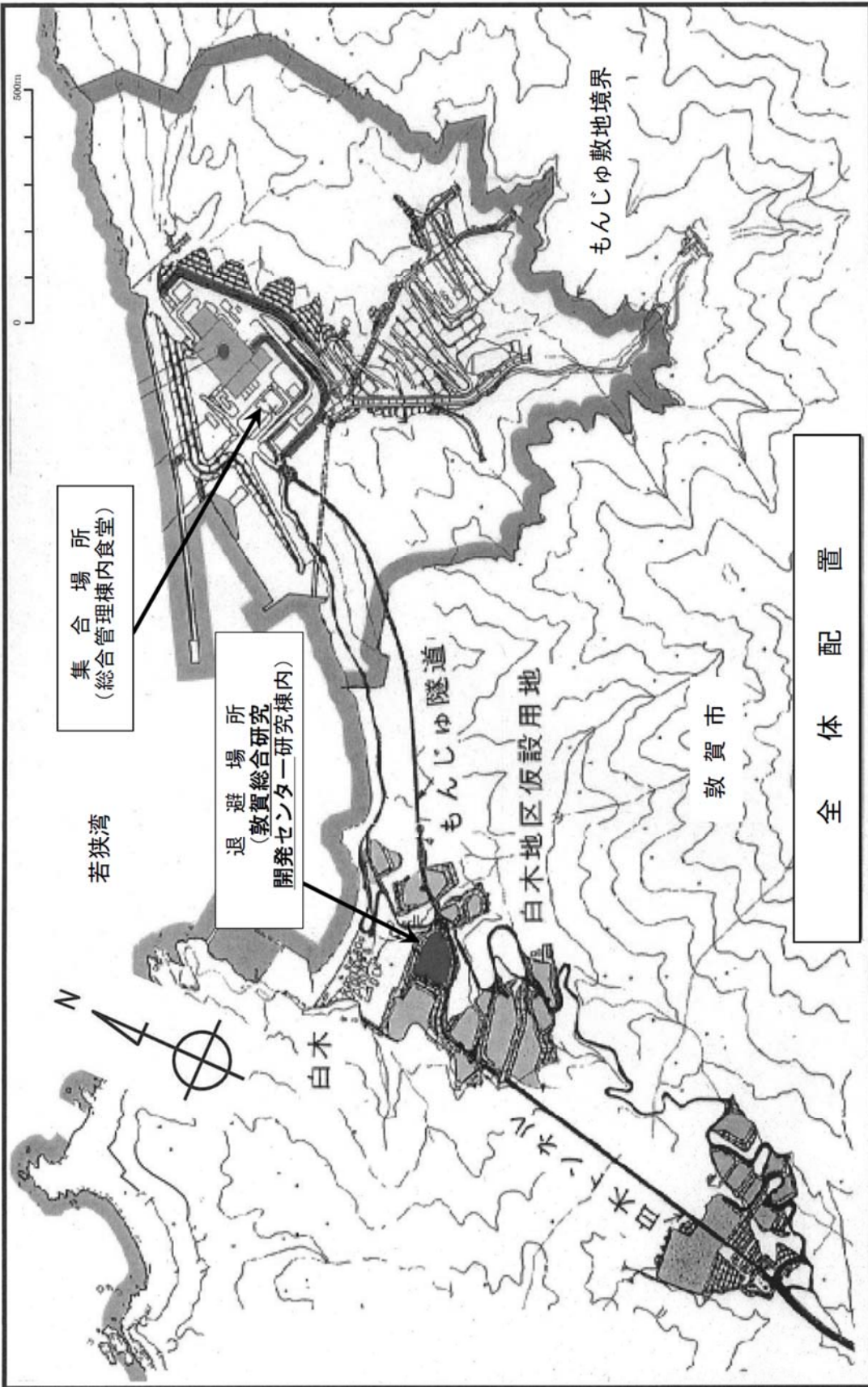
組織名称変更

理 由

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
別図 2－2－4 各対策本部の非常招集連絡経路（1／2）（通常勤務時間内） <pre>graph TD; A[もんじゅ当直長
（注）] --> B[もんじゅ時間内
連絡責任者]; A --> C[もんじゅ所長
（原子力防災管理者）]; B --> D[危機管理課長
所内放送等]; B --> E[敦賀事業本部時間内連絡責任者
所内放送等]; D --> F[現地対策本部構成員]; E --> G[機構本部時間内連絡責任者
所内放送等]; E --> H[敦賀対策本部構成員]; G --> I[機構対策本部構成員];</pre> （注）事業所外運搬の場合は、以下のとおり読み替える。 ・「当直長」→当該輸送業務を所管する課長	別図 2－2－4 各対策本部の非常招集連絡経路（1／2）（通常勤務時間内） <pre>graph TD; A[もんじゅ当直長
（注）] --> B[もんじゅ時間内
連絡責任者]; A --> C[もんじゅ所長
（原子力防災管理者）]; B --> D[施設保安課長
所内放送等]; B --> E[敦賀廃止措置実証本部時間内連絡責任者
所内放送等]; D --> F[現地対策本部構成員]; E --> G[敦賀対策本部構成員]; E --> H[機構本部時間内連絡責任者
所内放送等]; H --> I[機構対策本部構成員];</pre> （注）事業所外運搬の場合は、以下のとおり読み替える。 ・「当直長」→当該輸送業務を所管する課長	組織名称変更 （以下本頁において 同じ）

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
別図 2－2－4 各対策本部の非常招集連絡経路（2／2）（通常勤務時間外） <pre>graph TD; A[もんじゅ当直長(注)] --> B[もんじゅ時間外連絡責任者 緊急招集システム等]; B --> C[もんじゅ所長 (原子力防災管理者)]; B --> D[敦賀事業本部時間外連絡責任者 緊急招集システム等]; D --> E[現地对策本部構成員]; D --> F[機構本部時間外連絡責任者 緊急招集システム等]; F --> G[敦賀対策本部構成員]; F --> H[機構対策本部構成員];</pre> (注) 事業所外運搬の場合は、以下のとおり読み替える。 ・「当直長」→当該輸送業務を所管する課長	別図 2－2－4 各対策本部の非常招集連絡経路（2／2）（通常勤務時間外） <pre>graph TD; A[もんじゅ当直長(注)] --> B[もんじゅ時間外連絡責任者 緊急招集システム等]; B --> C[もんじゅ所長 (原子力防災管理者)]; B --> D[敦賀廃止措置実証本部時間外連絡責任 緊急招集システム等]; D --> E[現地对策本部構成員]; D --> F[敦賀対策本部構成員]; D --> G[機構本部時間外連絡責任者 緊急招集システム等]; G --> H[機構対策本部構成員];</pre> (注) 事業所外運搬の場合は、以下のとおり読み替える。 ・「当直長」→当該輸送業務を所管する課長 組織名称変更	

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
別図 2－2－6 警戒体制及び原子力防災体制発令時の連絡経路 （必要に応じて） 原子力防災管理者 原子力規制委員会 福井県 敦賀市 関係周辺市町村 関係周辺都道府県 その他関係機関 連絡 原子力防災管理者 非常招集 もんじゅ 現地対策本部要員 報告 敦賀事業本部長 非常招集 敦賀対策本部要員 報告 安全・核セキュリティ 統括部長 非常招集 機構対策本部要員 報告 理事長 （必要に応じて）	別図 2－2－6 警戒体制及び原子力防災体制発令時の連絡経路 （必要に応じて） 原子力防災管理者 原子力規制委員会 福井県 敦賀市 関係周辺市町村 関係周辺都道府県 その他関係機関 連絡 原子力防災管理者 非常招集 もんじゅ 現地対策本部要員 報告 敦賀廃止措置実証本部長 非常招集 敦賀対策本部要員 報告 安全・核セキュリティ 統括部長 非常招集 機構対策本部要員 報告 理事長 （必要に応じて）	組織名称変更

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
別図 2-5-1-2 もんじゅの集合・退避場所 	別図 2-5-1-2 もんじゅの集合・退避場所 	組織名称変更

読み替え前（平成29年12月22日修正版）

読み替え後（平成30年4月1日以降適用）

理 由

別図 2-5-14 もんじゅ支援拠点候補場所の位置



別図 2-5-14 もんじゅ支援拠点候補場所の位置



組織名称変更
(以下本頁において
同じ)

読み替え前（平成 29 年 12 月 22 日修正版）			読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）			理 由
様式 3－1－7 警戒事態該当事象発生連絡様式			様式 3－1－7 警戒事態該当事象発生連絡様式			記載の適正化（誤記の修正）
警戒事態該当事象発生連絡（第 報）			警戒事態該当事象発生連絡（第 報）			
原子力規制委員会 殿			原子力規制委員会 殿			
警戒事態該当事象連絡			警戒事態該当事象連絡			
連絡者名 連 絡 先			連絡者名 連 絡 先			
警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。			警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。			
原子力事業所の名称及び場所			原子力事業所の名称及び場所			
警戒事態該当事象の発生箇所			警戒事態該当事象の発生箇所			
警戒事態該当事象の発生時刻		(24 時間表示)	警戒事態該当事象の発生時刻		(24 時間表示)	
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類	☐AL26 全交流電源喪失のおそれ（旧基準炉） ☐AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ ☐AL42 単一障壁の喪失又は昨日喪失のおそれ ☐AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ ☐AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 ☐AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ ☐－ オンサイト総括による警戒本部設置の判断 ☐－ 原子力規制委員会委員長又は委員長代行者による警戒本部設置の判断	発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類	☐AL26 全交流電源喪失のおそれ（旧基準炉） ☐AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ ☐AL42 単一障壁の喪失又は機能喪失のおそれ ☐AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ ☐AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 ☐AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ ☐－ オンサイト総括による警戒本部設置の判断 ☐－ 原子力規制委員会委員長又は委員長代行者による警戒本部設置の判断	
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他（ ）		想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他（ ）	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前（運転中、停止中、その他（ ）） 発生後（状態継続、停止操作中、停止、停止失敗） 排気筒モニタの指示値 確認中、変化なし、変化あり（ cpm→ cpm） モニタリングポストの指示値 確認中、変化なし、変化あり（最大値： nGy/h→ nGy/h、No. ）		検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前（運転中、停止中、その他（ ）） 発生後（状態継続、停止操作中、停止、停止失敗） 排気筒モニタの指示値 確認中、変化なし、変化あり（ cpm→ cpm） モニタリングポストの指示値 確認中、変化なし、変化あり（最大値： nGy/h→ nGy/h、No. ）	
	その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報			その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報		
備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。			備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。			